

第百二十六回国会 参議院大蔵委員会會議録第二号

平成五年三月二十五日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

二月十七日
吉岡 吉典君 補欠選任 藤澤 弘君
藤澤 弘君 補欠選任 吉岡 吉典君

二月十八日
藤澤 弘君 補欠選任 吉岡 吉典君
吉岡 吉典君 補欠選任 藤澤 弘君

二月二十二日
山田 健一君 補欠選任 三重野榮子君
三重野榮子君 補欠選任 山田 健一君

二月二十四日
山田 健一君 補欠選任 渡辺 四郎君
渡辺 四郎君 補欠選任 山田 健一君

三月二十五日
山田 健一君 補欠選任 渡辺 四郎君
渡辺 四郎君 補欠選任 山田 健一君

出席者は左のとおり。
委員長 野末 陳平君
理事 竹山 裕君
藤田 雄山君
鈴木 和美君
前畑 幸子君
及川 順郎君
河本 英典君

委員

河本 英典君

運輸省鉄道局国
有鉄道清算業務
指導課長 鶴野 泰孝君

本日の會議に付した案件

○国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○平成五年度における一般会計承継債務等の償還
の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送
付)

○委員長(野末陳平君) ただいまから大蔵委員会
を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。
昨二十四日、山田健一君が委員を辞任され、そ
の補欠として渡辺四郎君が選任されました。

○委員長(野末陳平君) 国の補助金等の整理及び
合理化等に関する法律案及び平成五年度における
一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律
案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。林
大蔵大臣。

○國務大臣(林義郎君) ただいま議題となりまし
た二法律案につきまして、提案の理由及びその内
容を御説明申し上げます。

まず、国の補助金等の整理及び合理化等に関す
る法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、累次の臨時行政調査会及び臨時行
政改革推進審議会の答申等の趣旨を踏まえ、財政
資金の効率的使用並びに国及び地方の財政関係の
安定化を図るため、これまで累次のいわゆる補助
金一括法において暫定措置が講じられていた国の

補助金等について、国と地方の機能分担、費用負
担のあり方等を勘案しつつ、一体的総合的な検討
を行い、補助率等の恒久化等の所要の法的措置を
講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申
上げます。

第一に、公共事業等に係る補助率等について
は、平成三年度の国の補助金等の臨時特例等に関
する法律に基づき、平成五年度までの暫定措置が
講じられておりましたが、これを、体系化、簡素
化等の観点から、直轄事業にあっては三分の二、
補助事業にあっては二分の一を基本として恒久化
し、平成五年度から適用して、暫定措置を解消す
ることとしております。また、これとあわせて、
直轄事業負担金のうち、維持管理費に係る地方の
負担割合を引き下げる等の措置を講じることとし
ております。これらの措置は、河川法等三十本の
法律にわたっており、これらの法律について所要
の改正を行っております。

第二に、義務教育費国庫負担金に係る経費のう
ち共済費追加費用等については、平成四年度にお
いて、同年度から六年度までの三年間で段階的に
一般財源化することとされておりましたが、これ
を平成五年度において全額一般財源化することと
し、義務教育費国庫負担法及び公共養護学校整備
特別措置法の二法律について所要の改正を行って
おります。

第三に、一般会計から特別会計への事務費の繰
り入れを規定している地震再保険特別会計法及び
自動車損害賠償保障法の二法律について、引き続
き当分の間の措置として繰り入れの特例を延長す
ることとしております。

次に、平成五年度における一般会計承継債務等
の償還の特例等に関する法律案につきまして御説
明申し上げます。

平成五年度予算の編成に当たっては、税収が前年度当初税収を下回るといふ異例に徴しい税収動向、財政事情のもとで、景気や生活大困づくりへの配慮など社会経済情勢の推移に即応した財源の重点的、効率的配分を行う一方、特例公債を再び発行するよう事態は厳にこれを回避するため、既存の制度、施策や歳出の徹底した見直しを行ったところであります。

本法律案は、こうした努力に加え、一般会計において承継した債務等の償還の延期及び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの繰り入れの特例について所要の法的措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、一般会計において承継した債務等の償還の特例についてであります。

交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金のうち一般会計に帰属したもの並びに日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団の債務のうち一般会計において承継したものうち、平成五年度において償還すべき金額については、それぞれその資金運用部に対する償還を延期することができることとし、当該延期に係る金額については、五年以内の据置期間を含め、十年以内に償還しなければならぬこととしております。

第二は、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例であります。

平成五年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に定める額から千三百億円を控除して繰り入れるものとするともに、後日、政府管掌健康保険事業の適正な運営が確保されるために、各年度の当該勘定の収支の状況等を勘案して、繰入調整分及びその運用収入相当額の合算額に達するまでの金額を一般会計から繰り入れるものとしております。

以上が、二法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(野末陳平君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○本岡昭次君 今の読み上げられませんでした法律に対する質問も用意しておりますけれども、その質問に入る前に、どうしても大臣に伺っておきたいことがあります。

質問の通告もしておりませんけれども、今から私が申し上げることは、大蔵大臣として当然一定の見解を持っていたかなければ困ることでありまして、そのことについて何にも言えないかと思うのであれば、私は大蔵大臣失格ではないかと思うのであります。

以下申し上げます。

それは、ゼネコンにまつわる問題であります。毎日毎日新聞にゼネコン初め建設業界からの金丸氏の寄附、献金が出てきております。もう見るのが嫌になります。これは言葉を返して言えば、国民の税金のピンはねやということに結論はなっている。税金を集めてそれで予算を組んでおられる大蔵大臣にとって、これはもう重大な関心を持ってもらわねいかぬ問題だと思っております。

要するに、公共事業の入札に関して、金丸さんに寄附、献金するためにその寄附分を上乗せして入札するということは、公共事業費は国民の税金でもって予算に組まれているんですから、これはもうはっきりと私はピンはねだ、言葉は悪いけれどもそれ以外にないと思ふんです。また、そんなことをやる業者はこればもう許せぬと思ふんです。そうして集めた金を蓄財するのに無記名の債券のところでやって、そして所得隠しを行って、そして多額の脱税をやる。所得税法違反。本来国税庁に入るべき税収をそういう形で脱税をやるという、重ね重ね許しがたい行為が行われているわけでありまして。

しかし、これは金丸氏が非常に特別な人であっ

て、特別なことをやっているというふうに思えないんです。やはり自民党政治の恥部であると私は思います。それは個人の政治家云々じゃなくて、やはり今の政治がそういうことを許す一つの仕組みがある、こう思うのであります。だからこそ、これは野党も含めて、国民の政治不信というものが極限にまで達しようとしているんです。

そこで、大蔵大臣、これは税金に絡まる問題であり、あるいはまた国民が、血税と言われるように、納めてきた税金の使い道にかかわる大きな問題であり、そしてそれが自民党政治という根っこに、納めてきた金が動いてきたというこの事実が明らかになったわけでありまして、大蔵大臣も自民党から出られた大蔵大臣であります。いろいろこれについては思い悩んでおられる面もあると思うんですが、大蔵大臣として腹を据えてひとつ御見解をここで述べてもらいたいと思っております。

○国務大臣(林義郎君) 本岡議員からの今の御指摘でございますが、新聞で報ぜられておりますような、金丸さんの事件が今いろいろ言われておりますが、私は、その具体的な事実につきましてもどうだこうだと言うのは、現在司法当局で捜査中でございますから、その内容についてどうだと言うことは、コメントをすることは差し控えたいと思っております。新聞で書いてありますようなことがもしも事実であるとするならば大変遺憾なことだろう、全くそう思うわけでございます。

御指摘のように、公共事業というのはまさに国の税金または国民からの借金、建設国債等によりまして公共事業を営んでおるわけでございまして、これが厳正に執行されなければならないということはもう当然のことでありまして、公共事業の執行に当たりましては、予決令その他の会計法規に従いまして厳正に行われなければならないというものは当然のことだと思ひます。いろいろな点で抜かりがあつてはならない、こう思っております。今後とも、公共事業の執行につきましても、担い手であるところの建設業界の健全な発

展、また建設業界におけるところの節度を私は期待しながら、公共事業が適切かつ厳正に行われるということを期待している、こういうふうに申し上げます。

特に、今お話がありましたように、私は政治家の中でいろいろあったことは非常に残念なことでありまして、この前もテレビをちやうと見ておりまして、政治家は皆こんなことをやっておるんじゃないかなというふうなことがありまして、九九%もそんなのが出ていたという数字を見まして、私も本心に愕然としたところでありまして、私も大蔵大臣というよりは政治家としまして、こんな形で国民に思われたんじやこれは非常に悪い、やっぱり本心に慚を正していかなければならぬと思ひますし、またいろいろな点で改善を図っていかなければならない、こう思ひます。

先ほど申しましたように、会計法規の適正な運用であるとか、また昨日も予算委員会でお話がありましたけれども、公正取引委員会による独禁法の運用、これも直接には関係ないかもしれませんが、けれども、公正な競争によって行われるということは大変大切なことでありますから、そういう点でいろいろなことを考えていかなければならない問題だろうと思ひますところでございます。

○本岡昭次君 大蔵委員会が開かれるたびにいろいろな立場で今の議論があつて深められると思ひますので、私は、きょうは主として自分の意見を述べて見解を伺ったということとどめさせていただきます。また次の機会に御意見を申し上げます。

次に、不況対策、景気浮揚のための所得税減税問題がやつと議論が組上る上りとしておりまして、聞くところによりますと、四月の五、六、七あたりで与野党協議をやつて、九日には党首会議でこの所得税減税問題をまとめたというふうな状況に現在あるようでありまして。

そこで、所得税減税という問題がその中でどういうふうに取り扱われるかということはまだ定かでありませんし、ある意味では非常に悲観的な情

特に、消費がどうだということでありますけれども、私は、言われておりますようなお話で四兆何千億円の金を所得税減税でやると。そうするとその財源をどうするか、こういう問題が出てくるわけでございまして、この財源を赤字国債でもってやるということになるならば、それをだれ

今の太蔵大臣の話を聞いておると、公共投資とそれから減税というものがあるけれども、公共投資の方が有効ではないかと。それならなぜ所得税減税が有効と言えないのか、効果があるとさえないのかというと、一つは貯蓄に回るからだ、あるいはもう一つは財源をどうするんだと、こういう

蔵省が先頭に立って景気を引っ張っていけとか不況対策に有効な手段を出せとは言いませんけれども、やはり不況対策あるいは景気を浮揚させるために政府が、内閣がどういう責任を持つんだというふうな意気込みが感じられないんですね。減税しても、耐久消費財が大体行き渡っているから使

率直に訴えて、景気浮揚の問題についての国民総行動みたいなものを訴えていくというふうにすべきではないかと私は思っております。私が大蔵大臣ならそうしたい、こう思うんです。

後の質問がありますから、ぎょうさん言うてもらわぬでもいいから、一言だけちょっと。

○国務大臣(林義郎君) 私も消費は悪だとは一つも思っておりません。しかし、消費を大いにやれと言つて、一体どういうことになるか。

私は、財政が安定をいたしまして、そして将来の見通しははっきりしてくる、経済の見通しもはっきりしてくる、そうするとおのずから生活も安定してくる、それによって給料も上がつてくる、こういうふうな安定的な経済成長をもたらすということが政府としては一番大切なことだろうと思うんです。決して、何かをやつて、これを買つたらどうだこうだなどというふうな宣伝をするよりは、持続的な経済成長をもたらしていくということが国民に安定感を与える。それがやはり本当の意味での消費刺激策になるだろう、そういうふうなことをやるところでありまして、まさに平成五年度の予算はそういうことをねらいまして不況に配慮した予算でいふことをやつてきておるところでありますから、そういう形で私は持続的な安定成長というものをこれから考へていかなければならない。落ちついて私たちはやつていきたい。

本岡さんのおっしゃるように、何かキャンペーンでもして、宣伝をして、服を買えとかなんとかというのは一体どういうものだろうか。私は疑問を持っています。ところで、

○本岡昭次君 まあそれは見解の相違でいいですよ。国の財政が安定をして、国民の生活は苦しくともそれはそれでいいとおっしゃるならそれでいいが、私は、政治というものはそこらのところは機械にあるべき状態に対応していくということであらうと、こう思うんですよ。

だから、もう四月、五月、六月とこうなつて、一体景気浮揚がどうなるのか、あるいは不況対策が本当に効果をあらわすのかという問題は、やがて答えが出来ますから、そのときは大蔵大臣も覚悟してひとつまたいろいろ対応していただきたいと思ひます。私が頭を下げるかもしれない、あなたの

おっしゃるとおりだと言つてね。そういうもののだと思うんです、政治というのは選択やから

ね。いずれを選択するかという問題の判断をきちんとやつて、ただ大蔵省、財布だけ握つておつたのではあかぬだろうと私は思うんです。

そこで最後に、きょうも予算の公聴会が行われております。参議院では予算審議が年度末に向けて最後の締めくくりに段階に来ておるんですが、何か衆議院から参議院へ予算が移ると、政府は、もうこれで予算は終わつたや、けりがついたや、さあ補正予算も考えにやいかぬとか、すぐそういう話になるんですよ。

そうすると、我々参議院は一体何をやっていふんだというふうに、こう思うんです。そうして、参議院の予算の審議が終わつてから、本当に予算が参議院の中に入つてくるところが、参議院の予算審議の中に、政府のいろいろなところから補正予算の問題が出てくる。こんなことでは、参議院はあつてもなくてもいい、第二衆議院だ、盲腸だ、無用だといふ、そういうことに私なつてくるので、こんなことは厳に慎んでもらいたいと思うんです。一言ちよつとおっしゃつて下さい。

○国務大臣(林義郎君) 今お話ししました。が、私も参議院で予算案というのは当然に御審議をしていただかなければならない問題だと思ひますし、制約はありますけれども、参議院の御審議をいろいろとやつていただくということを切にお願いをしております。

ただ、お話のようなことが新聞等で報ぜられておりまして、自民党の首脳がいろいろなことを言つたとかこうだとかというふうな話がありました。しかし、それも私は新聞で承知しているだけでありまして、直接に私の方にどうだこうだというふうな話ではないわけでありまして。政府の方は、一括して予算をお願いしているところでありまして、政府の方からはそういう話が出てない。これは私はそういうふうに考へていただいて結構だと思ひます。

いろいろな点につきまして景気の問題に配慮をしないかなければならない。それは景気の問題でございますから、今本岡さんおっしゃつたように、

将来どうなるかわからない、将来頭を下げるかもしれない、おまえ頭を下げなくちゃならぬかもしれない。私は、景気の問題というのはそういうふうな常態で考へておかなければならぬ。それと、もうやぱり参議院で十分な御審議をいただくというものはやらなくちゃいけませんし、現在の立場は、私の方では現在の予算でやつていくならば、必ず平成五年度中には安定的な経済成長の方へ持っていくもの、こういうふうなことを考へているからいろいろなところでお願ひをしています。

○本岡昭次君 今ここにいる先輩が、そんなことあるかい、政府が決めておるわと、こう言うていふ。やっぱり我々そういう不信感を持っているんですよ。

それで、参議院が予算の結論を最終的にどう出すかということもまだわかつてないわけでしょう。そうでしょう。その結論を見た上でどうするかという、参議院の結論と衆議院の結論とを踏まえて次のことを考へるべきで、何もことしに限つたことじゃない、いつもこういう仕打ちを我々衆議院に受けておるんですよ。これ自民党の皆さんどう思っているか知らぬけれども、一体参議院は何だ、こういうことになるわけですよ。だから、もう厳にこれは慎んでもらいたいし、ある種の政府のこれは責任問題にかかわることだと思ひますので、厳しくひとつ指摘をしておきたいと思ひます。

次に、補助金の法案に入らせていただきます。この補助金の制度というのは、いろいろなプラスマイナス、功罪があると言われているんですよ。プラス面としては、一定の行政水準を維持する、それから特定政策を奨励していくための政策手段として非常に有効な機能を持っている、私はこう思つていますが、一方マイナス面として、地方行政の自主性を損なう、あるいはまた財政資金の効率的利用を阻害する要因というふうなもの、もう一方にあると思ひます。そして他方、最近

は地方の時代、地方分権というふうなことがい

ろんな形で出されているわけで、地方公共団体や地方住民の自主性を尊重する行政というのは時代の要請であると言われております。

大臣、こういう状況の中にあつて、この補助金制度の今後のあり方、これをどういうふうな考へておられるか、一言聞かせていただきたい。

○国務大臣(林義郎君) 補助金制度のメリット、デメリット、今本岡議員からも御指摘のように、全く私も同じように考へているところでございます。そういう中で、これからの補助金というのは常に見直しをし、常に新しくしていく、こういうことを考へながらやつていくということが必要だと思ひます。社会情勢、経済情勢というのは変化してきているわけでありまして、そうした中で不慮の見直しをやつていくということはやっぱり必要なんです。基本的な考え方は全く今議員の御指摘のとおりだと思つております。

○本岡昭次君 それで、この補助金制度を改善しようのか改革というのか改悪というのか、いろいろ変えていかれるその根拠に、第三次行革審というものが一定の役割を占めていると私は思ひます。

行革審の責任者であります鈴木会長と宮澤総理が私的に一対一で懇談された中で、鈴木会長が、総理は行革審の役割をどういうふうな考へておられるかと聞いていたところ、総理が、行革の根本は地方分権と規制緩和だと、こうおっしゃつたということが新聞の記事として載つておるんです。総理が行革の根本は地方分権と規制緩和だと言われたことに、私も根本はといえばそうじゃないか、こう思うんですが、大臣はどう思われますか。

○国務大臣(林義郎君) 私、行革というのはやはり規制緩和、要するに政府がいろいろなコントロールをするのをだんだんやめていくというところ、それから、地方自治の精神に基づいて、憲法にもそういうふうにありますから、それから地方自治法その他ありますから、そういう精神でやっていく。これは私は二つの大きな流れだろう、こ

う思っております。今、行革審が鈴木さんのところ
でいろいろなことをやっておられますから、そう
いったものを検討されました結果を見て私たちが
いろんなことをやっていたいかなければならない。

もう一つ行革をなされるかと申し上げますなら
ば、やはり社会経済情勢が随分変わってきており
ますから、戦後の時代、また高度成長の時代、そ
の後の時代、それぞれに時代が変わってきており
ますから、それに合うような行政組織、またもう
一つ言いますと、政治組織もその中に入らな
いと思ひます。そういったことも積極的に変えて
いって、よりよきものにしていくということは、
お互い政治家としてやっていたいかなければなら
ない話だろ、こう思っているところでありま

○本岡昭次君 兵庫県の貝原知事なんかも、中央
政府の権限を制限する法律、中央政府の強力な権
限を制限する法律というふうなものを提唱されて
いるんですよ。ある意味ではこれは地方分権を確
立せよというのを逆の意味でおっしゃっているわ
けです。中央政府の権限が余りにも強過ぎて地方
自治体がうまく機能しないから、それを制限する
という意味の法律を提唱されているんです。我々
は逆に地方分権とか地方の力を強めなさいと、こ
ういうことを言うんですが、貝原知事なんかもそ
ういうことをおっしゃる。なぜおっしゃるかとい
うと、知事をやっていて、彼も自治省におられた
方なんです、地方自治体に入らなると、余りにも
中央の権限が強過ぎるんじゃないか、それで地方
自治体がうまく機能しない、こう判断されて
そういう提唱をされております。

そこで、行革審も、今おっしゃったように、地
方分権と、そういう視点があるんですよ。それ
で、地方自治体では、そういうふうな大幅な権限
の移譲と、それから権限だけ移譲されてもお金が
ついてこなければ何にもできないわけですから、
地方財政を遂行していくに必要な地方財政を
確立させていくというふうな提案がどんどん行
われている。

私も、これからの日本の政治、行政の向かうと

ころはこういう方向に向かっているかなければなら
ぬのじゃないか、こう思っています。そうしなけれ
ば、先ほど冒頭に言いました金丸さんの問題で
も、結局縦割りの行政の中から、また、自民党の皆
さんには嫌みごとに聞こえるかもしれないが、族議
員とかというのが生まれるのも、要するにそうい
う中央集権、中央政府の権限が余りにも強くて、
そこで何かボタンを押せば全部下までいく、それ
で税金もついて回るといふところに起こった一つ
の政治的な行政の仕組みの上の弊害だ、こう思
います。

だから、補助金制度をこういうふうに変えていく
方向が、私の言っているような方向へ行くの
かどうかということなんです。ただそのとき
そのとき、お金がないから少しづつ圧縮してい
く、つまみ食いをして、国の方にちよつと地方へ
回す金をこうするとか一般財源に回すとか、そう
いう小手先の手直しになってはいかぬ。やっぱり
そういう向かうべき方向に正しく、こういう補助
金制度の整理をするのにならなくてはいかぬ。
かというふうには私は思う。だから、この法案に
対しても、向くべき方向、将来どちらへ向いてい
くのかということについて、非常に大きな私は関心
を持っておるんですよ。

だから、最後に結論として言わせてもらな
らば、地方自治体への大きな権限移譲とそれに必要
な財政基盤の強化というところへこういうのが向
かっていくならば私は大いに賛成である、こうい
うふうに申し上げたいんですが、一体どんなもの
でしょうね、これの方向、やっていく行く先とい
うのは。

○国務大臣(林義郎君) 地方分権というのは、い
ろんな国が持っている許認可権限、地方が持っ
ています許認可権限というのがありますから、そ
れの再配分というふうな調整を図っていかなく
ばならない。そのときにやはり地方の力をふや
していく。今先生も御指摘になりましたように、地
方の方から国の権限を制約してやるといふ考え
方も私は一つの方向だろ、こう思っています。地方分

権、国の力を地方に持っていくというんじやなく
て、地方の方から国の力をこれだけに制約してし
まえて、こういうふうな発想も私は一つの発想だ
ろ、こう思っています。

そうした中で、国と地方とが財政的にいんな
形で絡み合っていることも事実であります。現実
の問題として、現在いろいろな財政収入というの
は国が非常に大きなウェイトを占めている。それ
を非常に使うのはどこかといえば、この周辺で使
うわけじゃなくて、全国で使うわけでありま
すから、それが地方が使うような格好のものをどう
してやっていくかというのが私は地方分権の一つの
大きな問題だろ、こう思っています。

今回のこの補助金の整理法におきましても、今
までのいろいろな議論がありました。議論がありま
して、直轄事業あるいは補助事業という形でや
っておりますけれども、そこで一つのルールをつ
くってはつきりしていきましよう、そのかわり
ルールをつくって地方でやるようなものについて
は国の方が補助を出します、これはどちらも半分
分にしましよう、それから直轄事業であればそ
れは三分の二は国の方で出しましよう、こうい
うふうな形で一つのルールをつくってその中で
やっていけば、おのずからはつきりしてくるじや
ないか。いつも、その率をどうしましようか、暫
定的にどうしましようかこうしましようかなどと
言っておったんでは、いつまでも国の財政にな
ってくるわけでありまから、私はそういったこと
のないような形のものをつくっていかうという一
つのねらいがこの法律の中には込められているだ
ろ、こう思っているところでありま

これも、今もお話のありましたような地方分権
の確立を目指しての一つの私はあらわれだろ、
こういふふうにお話しておるところでございます。
○本岡昭次君 地方自治体の方から見ればそれが
どう受けとめられるかということは、後はど邊
さんが地方行政委員会の方から来ておられますか
らそこで詳しくやっていたらいいと思ひます、
私は義務教育費国庫負担法及び公立義務学校整備

特別措置法に係る問題に絞ってしばらく議論をさ
せていただきたいと思います。

それで、今言いました義務教育費国庫負担法及
び公立義務学校整備特別措置法に係る問題として
は、共済追加費用等を一般財源とするという措置
を三年間でやろうとしておったのを、来年ではな
くて一年繰り上げておとしじゅうにやっしま
うと、こういうことが今回の措置なんです、こ
の共済追加費用を一般財源化するという、三年
間のものを何で二年間でしななければならな
い緊急の理由があったのか、伺っておきたいと思
います。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘のとおり、昨
年、三年間で段階的に一般財源化させていた
という法律を通していただいているわけござ
います、その後、五年度予算編成をめぐりまして
二点ございしました。

一点は、過去同様に補助金の一括法等で規定さ
れておりました共済費の追加費用につきま
して、公共事業の補助率がお願ひ申し上げてお
り、これも暫定期間一年を残しまして簡素化、効
率化を図って恒久化するということで関係省庁の
話、地方公共団体の意向も踏まえてましま
したので、お願ひ申し上げているわけござ
います、そういったことが片や起きたとい
うこと。

それからもう一点、共済費追加費用自体につ
きましても、これは三年間ということでは
ございしますが、おかげさまで何とか地方の方
でそれを一年前倒して実行しても支障はないだ
ろという御理解も得られた。その背景には当然
の厳しい財政事情というものがあつたわけござ
います、そういった二つの事情を考慮いたしま
して、この際、国と地方の財政関係の安定化を
図るという意味で、補助率の話と共済費追加費用
の話、両方を一緒に改正をお願い申し上げて
いるというござい

○本岡昭次君 地方自治体の方が支障がないと判
断されたということは非常に大事なことであり

ます。それはそれで、一年繰り上げたただけだから結果は一緒だということですから、そのところは深く議論いたしません。

そこで、今回の改正の対象となっているような共済費追加費用等が発生する職員は、小中学校の教職員以外にも当時都道府県に在職していた官吏、吏員、それに警察官というものが対象としてあったと思うんですが、それではその教職員以外の人たちは、共済費追加費用に係る費用の国と地方の負担関係は基本的にどういうふうになるんですか。

○政府委員(竹島一彦君) 地方公務員の人事費につきましては、一〇〇%地方公共団体が負担をするというのが原則でございます。いわば義務教育費国庫負担法における教職員の人事費の二分の一国庫負担というものは例外的な位置づけにあるわけでございます。

したがって、今御指摘の中にございました警察官につきましては、これは同じような費用が必要でございまして、地方公共団体が一〇〇%負担しております。これは都道府県の場合には、これは警察法の規定によりまして国が一〇〇%持っておりますが、それ以下の警察官の場合は一〇〇%地方団体が追加費用等を含めて負担しておりますということになっております。

それから、いわゆる地方事務官と言われる方々の中で、例えば職業安定法の施行に要する事務に当たられていた方々、これは都道府県の職員でございすけれども、これも地方自治法の附則八条に基づきまして当分の間国家公務員ということにされているために、共済費追加費用を含めまして人件費は国が一〇〇%負担をしておる。いずれもこれは例外的な措置であるということでございます。○本岡昭次君 私も勉強不足でちょっと理解がいきませんが、また改めて個人的に勉強をさせていただきます。それで、義務教育費国庫負担法の中のいろんな

項目が一般財源化されるということの中で、まず児童手当、それから旅費、教材費、そして今度は共済費と、順次一般財源化されていっております。そして、ここ十年来、事務職員、それから榮養職員も一般財源化をするというのがずっとありまして、毎年毎年年末になりますと年中行事のよう、何とかそれをやめてもらいたいということをやっております。

どうなんですか、この義務教育費国庫負担法の中から一般財源化するというのは、今回のこの共済費の追加費用でもって打ち切るといふふうになりませんか。またことしからずっと事務職員、榮養職員を一般財源化と言って大蔵省はやるおつもりなんですか。大臣、もういいかげんにやめられたいんです。十年間ずっと毎年こうやって、またどうですか。十年間ずっと、こんなものは、はっきり言うていじめなんですよ。学校の榮養職員、事務職員は一般財源化する、しては困る、する、しては困る。それで最後は、予算のときには、いや、従来どおりしますと、こうなる。

いつまでこれをやっていくんですか。十年もたつて一つの答えが出なければ、やっぱりそれは無理があるんだという政治判断というものをしなければ、一たん言い出したことは意地でもこれやってしまうのやなんというふうなことは、私はそんなのむちゃだと思ふんです。

事務職員、榮養職員を義務教育費国庫負担法の中で一般の教員と同じように負担をしておるというの、それだけの理由があつて、根拠があつてやってくるわけ、それを外そうとすると非常にトラブルが起こる、問題が起こる。ということ、やっぱりそこに無理があるというふうなことは、十年間やってやれなかったということ、それはいつまでも続けるなんというふうなことは、無為無策ですよ。こんなことはエネルギーの浪費ですよ。もうここでこの共済費で打ち切りという、そのぐらゐの英断を大蔵省やられたらどうですか。

○政府委員(竹島一彦君) 義務教育費国庫負担制

度のあり方につきましては、過去、臨調とか行革審の答申等で何回も指摘されておりますが、政府といたしましては、義務教育費国庫負担制度の沿革、趣旨を踏まえまして、さらに国と地方の財源負担のあり方等々総合的に判断して過去もやってまいりましたし、これからやはり状況に応じ必要があれば引き続き見直しを図っていくべきだというのが基本線でございます。

ただ、御指摘の中にございました事務職員とか榮養職員、これについてもかねがね財政当局としては意見を申し上げておられますけれども、具体的には平成五年度予算におきましては従来どおり国庫負担を継続するというところで決着を見ているわけでございます。

これらの問題も含めまして、最初に申し上げましたような一般的な方針のもとで、今後ともやはり文教政策全体との関係も考慮しながら検討をしていくべきだというふうに考えております。

○本岡昭次君 必要があれば見直すという方が、そのときどき必要が出てくるんですか。あるときは必要であつたり、あるときは必要でなかつたりするんですか。事務職員、榮養職員が義務教育費国庫負担法の中にちゃんと位置づけられているということがあります。どういうときが必要でどういうときが必要でないんですか。

○政府委員(竹島一彦君) 事務職員、榮養職員に關しましては、その職員がやっておられるお仕事の必要性というところでではなくて、その人件費の負担のあり方が今のままではいかどうかというものが論点でございます。人件費を一体どこまで、国が二分の一負担すべきであるかという対象の問題でございます。その必要性の対象は誤解のないようにお願ひ申し上げたいんですが、その人件費の持ち方につきましては、かねがね議論がある。やはり教職員の人事費は、財源負担を論ずる場合に事情なり趣旨といひますか性格が異なるであらうということもございします。それらを踏まえまして、将来の費用負担をどうするかというの引き続きやはり検討課題になるであらう

ということでございます。

○本岡昭次君 林大蔵大臣、よく聞いておいてくださいよ。検討課題とか、毎年毎年それを出してくるんです。毎年毎年出してくるんですよ、事務職員、榮養職員。十年間も続いております。それで決着つかへんのをまだやるというんです。どこまでやるんですか。これは不見識やと私は思ふんです。

そして文部省は、今彼は言いましたけれども、学校教育の中で事務職員、榮養職員がどう位置づけられているかというところについて、歴代の文部大臣は、学校の中の基幹職員だと言っておるんですよ。教員と同じく、教職員ということ、教壇に立つて教える教員も榮養職員も事務職員も養護教員もこれは基幹職員だと言つて一くくりしておるんです。それを大蔵省は割つて、違ふんだと、こういう主張をしておるんですよ。そんなむちゃなことないでしょう。

学校教育はどうするか、義務教育はどうあるべきかという主旨は文部省ですよ。その文部省が基幹職員だと言っているものを、何で大蔵省がそうでないんだと、これは違ふから人件費の方で負担を分けなければいかぬと、なぜそういうことを言うんですか。私は越権行為だと思ふんです。負担の割合を下げるとかいふんならそれはまた別ですよ。そのときどき必要に応じて、ちよつと国のお金がないからしばらく地方が持つておいてくれというふうなことだつたらいいんだけれども、切り離すというんです。これはもう絶対まずやめてもらいたい。

そこで、改めて見直すと云うたら、七十分もらつておるけれども、私質問終わりますから、何とかやってくれ。もう彼とやつておつたら、何年来やっておるんだから、ちよつとここで大臣やってください。ちよつと要らぬこと言わぬで、それは政治的な判断やないか。

○国務大臣(林義郎君) 本岡さんのお話もよくわからないうちはありませんけれども、私は、義務教育費国庫負担法というのは、憲法で書いています

が、義務教育は無償とすると、こういうふうな規定がありまして、一体だれが負担をするのかというのはいまだに考えていかなければならない話だと思ふんです。臨調、行革審におきましても、その辺につきましてもさらに検討してやるという話になっておりますから、最初のお話にありました、やっぱり地方でどれだけ負担をするのか、あるいは国がどれだけ負担をするのかという議論の中の一つの私は例だろ、こう思ふんです。

そうした意味で、文部省の方は確かに基幹とおっしゃる。こちらの方はそうでない、こういうふうな話を申し上げる。いろいろあるものですが、それから、そういったような点でいろいろ今後考えていかなければならない問題だろ、こういうふうな認識を持っています。今先生のお話と、十年も同じことを言っているからお前と議論をしないと、こういうことではあります。私はそれほど難しい一つの問題ではないか。これは地方財政あるいは地方行政、それと国の行政、財政とどう調整していくかというところの問題だからこういうふうになっているのではないかと、こういうふうな認識を持っています。私は、さらにそういった意味でいろいろな角度から勉強させていただきたい、こう思っているところでございます。

○本岡昭次君 それは大蔵省は大蔵省としての、財布を握っている立場から難しい。大蔵大臣というのはやはり全体を見てある一つの政治的な判断を下していかなければ、十年間やろうと二十九年間やろうと、同じことを繰り返して繰り返してやっているなんていうのは、これはある意味では愚の骨頂ですよ。大体そういうことに手をつけた大蔵省の責任ですよ。十年たっても解決できないことに手をつけたという僕は、大蔵省の責任やと思ひます、はつきり言って、こんなこと。

そして、義務教育費国庫負担法の中において、教職員というものを、文部省が基幹職員だと言っている中の事務職員、栄養職員を切って、それを費用の分担だということに地方にそのまま一般財源化したときに、基幹職員の一部を取った、そ

の他の一般の教員も同じように地方の負担だとしてもおかしくないという論議構成になってくるわけですよ。それで、学校における義務教育の担い手として、基幹職員だ。それを、事務職員と栄養職員だけ切って一般財源にできるということとは、残りの一般の教員もできるという理屈に現場のことを全く無視すればいいから、今の論議であれば、だから、現場では、事務職員、栄養職員がなくなったら、次は一般教員だ、一般教員の方も一般財源化されるんだという危機感を持っている。

別の議論で、地方分権の立場からいって、文部省なくともいい、私は思ふんです。そうでしょう、下に全部そうして権限を移譲するんなら、文部省をなくさない、教育は皆地方自治体に任しなさいよ、地方自治体に、教育委員会に。金だけはだんだんどんどん召し上げていって、下へおろして、権限だけはぐっと上げていって、おろすというふうな、さっきから言うていっているように、権限とお金というのは一体のものだという認識が現にあるわけでしょう。権限だけは強化するだけ強化しておいて、お金だけはわしら持ちまさんよと言つて、文部省がシーリングだか何だか知らぬけれども、削られたものがだんだん下の負担になっていく、現場の負担になっていくんですよ。それなら、私は行政改革の最大のものは文部省なくせと、中央教育委員会を設置して、別の方式にしたらものとすっきりする。そうしたら、この財源問題ももっと変わった方に私は行くと思うんですよ。

だから、そういう意味において、この問題の発展していくところ、そういうところへ行くから、事務職員、栄養職員の問題については、文部省が言っているように基幹職員の問題として、そこはもう大蔵省、この辺で決着をつけるというふうにしていただきたい。毎年毎年これをやらなきゃならぬ。何人の大蔵大臣とこれをやらなきゃならぬことを。大臣は来年もしめられたら、一年で知らぬ、私は次々ずつとやっておらなきゃなら

ぬ、国会議員でおる限り。もういいかげんにこのことはピリオドを打ってください、政治的に判断して。

もう一遍お願いしますわ、もうこれは頭を下げて。○国務大臣(林義郎君) 私も、大蔵大臣でもあると同時に国会議員でありますから、国会議員として私は考え方を申し上げておるわけでございまして、憲法で書いています義務教育は無償とする、こういう考え方で一体どうするか。今まさに本岡先生いろいろお話がありましたような点があるわけでありまして、そういった点を含めて、私は行革審その他のところで御議論があるんだらうと思ふんです。もう全部国の方に任しちゃえばよろしいという話だったら、私はそういうふうな議論はないと思ふんです。

教育をどうするか、だれがやっていくか。教育の機会均等というのをやっていくのと、教育における地方分権の問題とをどう考えていくかという基本問題があるから、こういった問題になっていくんだらう、こう思っているわけでありまして、いろいろなことを考えていくというのが私は長い目で大切なことではないかな、さらにいろいろ検討させていただきたい、こう思っているところでございまして。

○本岡昭次君 もう結構です。終わります。

○渡辺四郎君 大変失礼ですが、私、質問通告をしてなかったわけですが、実は予算委員会に傍聴に入りまして、各議員さん方から、金丸さんの甲府の、山梨のあの三億円の豪邸問題の質問が出ておりました。

私も自分で経験があるわけですが、私が家を建てる場合には、まずもって建築許可書を出さなければいけません。私も余り金を持たぬものですが、配偶者と一緒に持ち分にしました。ところが、その持ち分についての配偶者の方に出しても、金丸は一体どこから持ってきたのか、定期預金であればその証明を持ってこい、あるいは証書を

持ってこい。借金をすれば、例えば公庫から何ぼ借金をしたのか、あるいはそれ以外にどこから借金をするのか、手持ち金は何ぼあるのかという資金計画を管轄の税務署に出さなきゃいけない。私、調査室の方にはちょっとお願いをしたわけですが、なかなか調査室としては、やっぱり難しいというところでありましたけれども、甲府の税務署で金丸さんの所得の申告が二千八百万程度だといふ。僕これ新聞で知りましたけれども、そういう中で三億円もの、戸田建設に頼んで坪二百万ですか、というふうな豪邸を建てられるということになれば、もうそれは最初の基礎工事のときからどのぐらいの費用がかかるというのとはわかんと思うんですよ。

そうしますと、二千八百万ぐらいの所得しかない方が二億円も三億円もの家を建てるといふことになれば、資金計画は一体どうなっているのか、金丸さんはどこから金を借りて、返済計画はどうなっているのかというのを税務署は聞いてくると思うんです。あるいは関係自治体からも、実はそういう所得税の関係のあれがありますからいろいろ質問も来るわけですよ。

そういう点で、夕べのテレビを見ておりましたら、もらった金をたんとすか何かの中に入れておいたという関係で、そういう部分から出していったかなというふうな私思ひましたけれども、一体管轄の税務署関係はそういう部分についての資金計画について調査をする権限はないんですか。これは大臣じゃなくて事務局でもいいです。

○国務大臣(林義郎君) 私から概略、私もそんな税の専門家でありませんから概略御説明申し上げます。

所得申告をいたしますときには、それぞれの給与所得その他の所得を申告しまして、大体自主申告というものが建前になっておりますから、どれだけの所得がありましたか、税金がこれだけかかりましたよと、こういう形で申告をするわけでありまして、財産をそれだけ持っておったならば、たしか一千万円以上の方については資産報告というのを

出さなくちゃいけない、こういうことです。私なんかも実は資産報告を出しまして、預金が何ぼありましたか、株が何ぼありましたと申告をするわけです。

だから、本当はそういうことがあれば、大抵のぐらいつけておられるかというのとはわかるわけでありまして、それで税務署が当然調べていんだらう、こう思うんです。ただし、調べるときには、いや持つてないよ、どこにあるかということが相当わかっていないとなかなかすぐには調べられないということがあります。

だから、大体は自主申告ですから自分で申告をしていただく。その上でいろいろやって、いろんなところで、あと警察が調べたり検察が調べたりなんかしますとそこで発覚するということになりまして、新聞で報じられているような話でありまして、あれだけの話があれば、これはやっぱり秘匿しておいたという形に私はなるんだらうと思ふんです。

これは事件の内容ですから、私が細かなことをどうだこうだ申しませんけれども、一般論として申し上げるということになるので、やっぱりやっつけいなくちゃならないんだらう、こう思っています。きょうは別に金丸さんの事件がどうだこうだということではありませんけれども、個別の事項にわたりますと私申し上げるつもりはありませんけれども、一般論として申し上げるならば私はそういうことだらうと思ひます。

政府委員がちょっと来ておりませんので、何でしたら後でまた政府委員の方から詳しく説明をさせたいと思ひます。

○渡辺四郎君 では、本題に入っていきたいと思ひます。

大臣、大変失礼ですけれども、私自身、地方行政委員会に長年おられて、委員長もした経験もあるのですが、どうも近々の国と地方との財源配分問題、先ほど本岡委員からもありましたように、きょうの法案であります補助金等の整理の問題等についてもかなり私自身実は疑問を持った部

分がたぐさんあるものですから、まず大臣に、特に地方制度あるいは地方自治制度、こういう部分についてひとつ大臣の御見解を今からお伺いをしてみたいと思ひます。

平成三年十二月六日に、地方制度調査会が政府に対して次のような意見を提出をいたしました。これは特に財源問題についてであります。地方財政を単一の財政主体である国家財政と比較するに、地方財政が約三千三百の自治体総体であることに十分留意する必要がある。

この点について、大臣はどういうふうにお受け取ったのか、あるいは認識をされておられるのか。と申し上げますのは、この意見書を出した後九三年度の予算編成に入っておるわけですから、その編成の中でこの意見が生かされたのかどうなのか、まず冒頭お伺いをしてみたいと思ひます。

○国務大臣(林義郎君) 地方自治体が三千三百もあるということは私も承知しております。またその中では財政力が強い自治体もあれば弱い自治体もある、いろんな格差があるわけでございます。

現状におきましては、こうした多様な自治体の中におきまして標準的な行政サービスの水準を確保できるように地方交付税制度が設けられておるところであります。従来からもそうやっておりますけれども、地方財政対策を講じるに当たりましては、多様な地方団体の全体として標準的な財政運営を円滑に行っていくための必要な地方交付税総額の確保を図る、これは私はもう基本になっておるんだらう、こう思っておりますのでございませう。

○渡辺四郎君 今大臣からお話がありました、私先ほど読み上げました調査会の意見、私自身もあの委員の一人でありませうけれども、討議の経過、それから自治省を中心に資料をたくさん調査会ですていただきました。そういう中でいろいろ議論をしてまいりましたけれども、この意見の主張というのは、私自身がまとめましたんですけれども、大体次のような点にあるんじゃないか。

その第一は、何といつても政府、大蔵省を中心に政府内部で、例えば昨年までは自治体財政の余裕論、富裕論ともいいますし余裕論ともいいます。が、そういうことが唱えられてきたわけですから、今提案されております一九九三年度の予算編成段階では公経済バランス論ということで、国と地方は経済の車の両輪である、だから苦しいときには互いに協力をと、こういうことです。

私に言わせれば、地方交付税そのものは自治体の固有の財源である。これはもう何回も本会議の代表質問でも、私は竹下さんが総理のころ竹下総理からも、あるいは橋本さんが大蔵大臣のころも、当時の大蔵大臣も固有の財源だということ認めたわけですから。そういう固有の財源であること無視して、国の予算編成の際、交付税そのものをどうでも左右できるというような発想があるんじゃないか。これは余りにも地方自治体の財政状況を無視した、あるいは地方制度そのものを無視したやり方ではないかというのが調査会の中の意見なんです。

特に、交付税法の附則三条によって特例減額をまた今年も四億四千万減額をするというふうに提起がされておりますが、これに対しても、実は私、古い委員会での資料を持っています。自分で質問したのですが、その当時参考人として服部さんという現職の市長さんが委員会に出てこられました。

地方財政に余裕はない、余裕があると言われる方々とは異なる意見だ、自治体財政は厳しく、公共事業や単独事業の補助単価等が実態とかけ離れ、そのための超過負担の解消のためにはこれを改定してもらいたいというのが第一点。あるいは国民健康保険財政についても、若干減ったようですけれども、全国でその当時約二千五百億円を超過する一般財源からの繰り入れをやっております。そういう国保会計の苦しさ等を述べられたわけですから。

その附則三条による特例減額について、大臣はどういうふうにこの附則三条そのものをお考えに

なっておりますのか、お聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(竹島一彦君) 私ども、地方交付税につきましては、地方の固有の財源かどうかという御議論はありますが、それについては昭和四十四年の福田大蔵大臣の答弁でも申し上げて、それ以降一貫してそのスタンスをとっておりますけれども、一定の国税の一定割合はこれは地方交付税として地方に配分するということになっておりますので、その財源は地方のものである。そういう意味では固有の財源であるという認識でございます。ただ、今御質問にございました特例減額、特例措置につきましては、やはり公経済バランス論と云うとわかりがよいのでございませうが、国と地方は公経済の両輪である、いろんな意味で連結されているわけで、その間の年度間調整をする必要性があるわけで、その根拠として附則三条は置かれておる。

ですから、大きくは公経済バランス論に立ちまして、各年度において国の財政、地方財政の円滑な運営が確保されるという大前提に立ちながら、年度間調整というものは現実問題必要でございませう。そういう意味で設けられている附則三条であるというふうに理解しております。

○渡辺四郎君 それは大蔵省の勝手な解釈かもしれないが、石原信雄さんの書かれた「地方財政調整制度論」というのがあります。この内容では、経過は、昭和五十九年の地方財政対策のときに設けられた条文です。その趣旨は、交付税総額の安定確保のため、法律の定めるところにより、交付税の法定額について特例措置を講ずるものとして設けられたものです。その内容は、地方の財源不足に対処し、総額安定確保のため、一般的には特例増額が前提とされているものと、こういうふうになっておるわけですね。

今おっしゃった調整の関の部分ですが、これは交付税特別会計の借入金残高の軽減による交付税安定確保のため、必要な範囲内で特例減額を行うことも理論的にはあり得る。しかしこれはあくまで交付税特別会計の借入金の残高を見ながらや

るべきだ。どう借入金そのものを減額するか、そういう範囲内でこの特例減額措置というのは認められておるんだ。

そうしますと、これから審議になりますけれども、今予算も出ておりますが、平成五年度末の地方自治体の借入金というのが八十一兆一千億です。こういう莫大な公債を持った中で特例減額をやると、附則三条を適用する、四千億を減額するということについて私はどうしても納得ができません。

ですから、一番最初五千億の減額をやった段階で、これはもう本年度限りか、後はないのかという点まで地方行政委員会の中で当時の大臣に実は念を押した経過もあるわけです。ことしの場合も、最終段階の予算編成段階で、最後は両大臣同士の最終的な大臣折衝の中で自治大臣が四千億を認めざるを得なかったという経過も聞きましたけれども、これは私は、後ほど申し上げますが、憲法論から見ても少しやばいおかしなやり方ではないかというふうに、どうしても納得ができません。

こちらについて大臣、もう少し大臣の所見を聞かせていただけないか。

○政府委員(竹島一彦君) 昭和五十九年度の地方財政改革以降、御案内のようなことになっておりますが、私も、当然、年度間調整ということとで附則三条で認められている措置を毎年度適用していくといえますか検討していくに当たりまして、地方財政がまず円滑に実施される、そういうことが必要なことであるという前提で物事を考えておるつもりでございます。ただその逆として、増額はあるけれども減額はないということでもこれはない。やはり地方財政の中期的な運営を図っていく、中期的な健全性を確保していくという基本を忘れずに、しかしながら、公経済バランスに立って、やはり国と地方、その年度その年度の財政状況等を踏まえまして、お互い相助け合うといえますか、そういったことも必要でございますので、そこはそういった考え方で設けられてい

る条文であり制度であるというふうに考えております。

その特例措置の規模につきまして、地方公共団体の債務の残高が以内であるとか、私もそれはそういった考え方はとっておりません。

○渡辺四郎君 っておりませんと言われましてけれども、先ほど言いましたように、石原さんの「地方財政調整制度論」で私はそういうふうには読んでおるんです。ですから、調整ができるんだあるいは減額をできるんだという発想は、何のための差額、五千億ですね、法律で決まった。ですから、財政論の中には国の歳入歳出に入れるなという意見だっているわけですね。もともと外して考えるべきじゃないか。

そういう自治体固有の財源だという認識を、これは大蔵と私は意見が違うと言えども、私もこれと申し上げても、あの法律の建前からいって、あるいは後ほど申し上げますが、これは憲法上の問題もあります。憲法の第八章の地方自治制度の問題、九十二条から九十五条までありますけれども、その制度上の保障の立場からいってもやっぱり私は非常に問題があるという気がするわけですね。これは後ほど申し上げていきたいと思っております。

ですから、今も政府委員からお話がありましたように、自治体の財政運営の状況を見ながらいろいろと、こういうふうに行われなければならぬ、先ほど申し上げましたが、政府は、今日まで国と地方自治体との財政比較を行う場合に、特に大蔵の皆さんに僕はお願いをしておきたい、大臣にお願いをしておきたいと思うのは、地方と国、あるいは国と地方自治体、こういう比較対照をやる場合に、約三千三百自治体の中のわずかに五・四%ぐらいしかない不交付団体なんかを例に出してみたり、あるいは地方団体の財政を見る場合に平均値で物を見るわけですね。そうしますと、そういう点から見れば、何か総体的に見れば自治体の財政には余裕があるのかのように聞こえる雰囲気だっております。

ところが、先ほど言いましたように、調査会の資料等も分析したわけですが、今地方自治体の財政力指数というのは、全国平均は〇・四六なんです。しかし、これを自治体の数で見ると、約三分の二の自治体が全国平均以下です。特に〇・三以下が自治体総数の四四・五%なんです。千四百七十団体も、〇・三以下が約四五%近く自治体数としてはあるというのが第一点です。それから、歳入面で見ると、税収割合が全国平均は約四〇%です。ところが、歳入面で税収面の歳入が二〇%未満というのが自治体総数の何と半数以上、五二・一%なんです。千七百二十四団体もあるわけです。ですから、調査会としてこれらの自治体個々の財政の実態を十分ひとつ留意してもらいたい、こういう立場で実はこの意見をまとめたんです。

今私申し上げましたけれども、大臣は読まれていないと思うんですが、そこらについてはどういうような御所見をお持ちかお聞きしたい。

○国務大臣(林義郎君) お話でございますが、地方自治体には非常に財政力の強いところもあるし、いわゆる不交付団体というところもある、末端にまいますと非常に財政的にも苦しいところがある。私も代議士をやっておりますから、大変厳しい地方公共団体がたくさんありますし、そういうところからはいろんな御陳情もいただくわけでありまして、全体とすれば私は決して地方自治体が裕福だなどということは考えておりません。

ただし、全体としても議論をするということになっちゃったときには、その平均値をとるといっても一つの考え方です。しかしながら、実態を見れば、平均値でとったんじゃないかなかなかまずいところもある私はわかるわけでございます。ただ、そうしましたときに、これからどうしてやっていくかというのは、地方自治体におきましても、また国におきましても、行政サービスをどうやっていくか、こういうことだろうと思っております。行政サービスというのは、地方財政需要、こう

いうふうな格好ではじまして、その基本的なものについてはやはり国がいろんな形をやっていくというふうなことでありますし、また地方の固有財源でもってそれをバランスしてやっていく、こういうことではないかと考えています。

そういった意味で、地方行政にいたしまして、また国の行政にいたしまして、まさに公経済でありますし、公経済がバランスをとってうまくやっていくということが必要だろう、こう思っているところでありまして、そういった意味で公経済論というのを私たちは考えていかなければならないと思います。

先ほど御議論ありました地方の独立、地方の独立と申しますか地方自治の原則をやっていくというところを踏まえていかなければならないが、現実の問題としてこれをどう解決していくかというのを一つの問題ではないだろうか、こういうふうにも考えておるところでございます。

○渡辺四郎君 後の方でまた少し憲法論議もしてみたいと思うんですが、まず法案の内容について若干質問してみたいと思っております。

国の補助金等の整理及び合理化等について、これは各省庁たくさんありますけれども、特に大蔵、建設、自治の各省庁に代表してひとつお尋ねしてみたいと思っておりますが、従来の国の補助金等の臨時特例による平成五年度までの暫定措置が、突然として、私に言わせれば突然として体系化、簡素化の観点からということ、そういう趣旨で一年繰り上げの実施が提案をされている。

問題は、公共事業の直轄事業が三分の二、補助事業が二分の一を基本として恒久化するというふうな提案がなされております。お尋ねしたいのは、公共事業全般について、そのあり方を含めて、例えば補助事業、非常に小規模な補助事業だっているわけですが、そういうものはやっぱり配慮をして、そして一般財源に打ち込んで、地方に権限を移譲した方がいいというふうな議論もずっとあります。ですから、そういう部分を含めて、あり方を含めてどういう議論がされてきたの

か。その中で結論としての国の負担あるいは補助率の恒久化が適当だというふうに判断をされたのか、その経過について少し各省庁からお聞きをしてみたいと思います。

○政府委員(竹島一彦君) 公共事業の補助率につきましては、平成三年度の法律改正の際に、向こう三年間ということで現行の暫定措置が講じられたわけですが、その際、三年間ではあるけれども引き続き関係省庁間できちんと議論をして、結論の出た場合には三年間待つことなく逐次実施をすべきであると。

その場合の基本的考え方は、これは行革等がかねてから言われていることでございますけれども、複雑多岐な補助率ではなくて、体系化、簡素化を図るべきである。具体的には、直轄事業につきましては三分の二、補助事業については国と地方折半ということで二分の一ということで、それを軸に考えてはどうか、こういう御指摘をかねがねいただいております。そういう御指摘をかねがね踏まえまして関係省庁間の連絡会議を何回も開きまして議論を進めてきたということでございす。当然、その間におきましては自治省が重要メンバーに入っておられまして、地方公共団体の御意見も伺っております。

その結果、補助率、負担率につきましては今申し上げたとおりでございますが、関連いたしました、かねがね地方公共団体の方から御要請のございました直轄事業負担金制度、その中の維持管理経費に対する地方負担という問題について改善をしてほしいということがございました。

これにつきましては、協議が調いまして、従来国が二分の一、地方が二分の一持っていたというところから、地方の負担を十分の四・五というところに減らすという措置を講じていただくと同時に、細かいことになりましたけれども、地方が負担していただく費目につきましても、これを減らすということを行っております。それから、御指摘にございました補助対象事業の重点化という意味では、採択基準の見直しを

行っております。小規模のもの、地方のみずからがやりになった方がいいといったたいのものにつきましては、今回あわせてまいらせてまいりたいものは地方に全面的にやっていただくということで、補助対象の重点化を行っております。

以上でございます。

○政府委員(松本英昭君) お答え申し上げます。お尋ねは、特に自治省に対しては自治省並びに地方団体との関係だと思っておりますが、私もそういったしきりも、補助率の暫定措置というのは一種の不安定な制度でございます。と同時に、後年度に国費とか交付税とかで措置をしていくという、延べ払いのような変則的な措置となっておりまして、今後、国、地方を通じて社会資本を充実していくという立場からは、この暫定措置というのはできるだけ早く、一年でも早く解消して、国と地方の安定的な、かつ健全な財政秩序というものを確立しておく必要があると考えていたわけでございます。この点につきましては、衆議院及び参議院の地方行政委員会におきまして、「早急に総合的検討を進め、速やかに結論を得る」とこととの特別決議もいただいております。

自治省の地方関係者とのアプローチといえますが協議につきましては、地方の市長さんの方々の意見の交換とか、あるいは六団体の要路の方々との意見の交換等を通じてその意見を伺ってまいりました。

具体的には、地方からの意見としては、地方団体の自主性を高めるといふ点にも留意しつつ、いわゆる体系化、簡素化等の観点から総合的に見直して適切な補助率等としてまいりたい。そしてまた、見直しの結果生ずる地方負担については、地方財政運営上支障を生ずることのないよう適切な措置を講じてまいりたい。あわせて、かねてから、先ほども大蔵省の方から御答弁もありました、地方団体が強く要望いたしております維持管理経費に係る直轄事業負担金の見直しなど、国庫補助負担制度の改善合理化も図ってまいりたい。そういうような意見が出ていたわけでございます。

す。

そういう意見等を先ほど大蔵省の方の御答弁もありました検討委員会において私どもとしては主張いたし、今回のような結論を得ることができたというように考えているわけでございます。

○政府委員(木下博夫君) ただいま大蔵省、自治省からお答えいただきましたが、事業執行の立場から多少補正させていただきます。御案内のとおり、現在私どもは国土の均衡ある発展あるいは生活大国という大きな目標に向かって所管しております事業を担当しております。道路、河川、公園、下水道と大蔵多岐にわたっておりますので、私どもはそれぞれの事業がバランスよく執行されることを常々考えておるわけでございますが、若干数字で申し上げますと、現在私どもが所管しております事業は大体十五兆円ぐらいでございますが、そのうち補助事業で約八兆円に占めております。半分以上は私どもの所管しております事業の中でも補助事業が占めておるわけでございます。言いますまでもなく、そういう大きな数字の中で補助事業というものは大変重要な役割を果たすということで、我々は真剣に取り組んでおります。これは言うまでもないことでございます。

先ほど大蔵省、自治省からお答えいただいた経緯でございますが、事業執行の立場から多少さへに付け加えさせていただきますと、各事業のやはり受益の範囲、あるいは緊急性、さらにはそれぞれの工事の規模等を勘案いたしまして、答申等で出ております直轄三分の二、補助二分の一という原則の中で、各事業が執行するに当たっていかにかという点検をさせていただきますし、一部にはやはり事業の必要性から、多少それに補足的な補助率もつけさせていただきます。今御審議いただいております補助率の中で遺漏のない執行をさせていただきます。また、重ねて権限移譲等の問題がございましたが、細かくは申し上げるまでもないと思っておりますが、現在やはり私ども補助事業についていろんな

事務的な手続の中で本省で審査等も行っております。でございますが、度の過ぎた手続といえますか、というのには必要ないと思っております。日ごろから事務的な簡素化、こういうものについては我々も最近特に指摘もございしますので、改善、工夫を続けております。

細かい話になりますが、例えばヒアリングなどがあるいは提出いただいている書類等につきましても、我々としては工夫、改善をしておるところでございます。

○渡辺四郎君 自治省も建設省の方もそういうことを言われましたが、確かに国会決議等もありまして、国の負担率、補助率問題については一九八五年以前に戻せというのが再三にわたって議論されて、あるいは特別決議もなされてきたわけですが、そういう中で六十一、福祉関係、厚生省関係を中心に若干の改正がなされました。それはそれで恒久化していくという方向が出たわけですが、けれども、あの部分についてはやはり八五年以前の負担率、補助率に戻せというのが六団体含めて非常に強い要請でもありました。国会の中でも再三にわたって特別決議も実施をしてきた経過があるわけですが、

そういうことを踏まえて三分の二あるいは二分の一という水準で恒久化していくんだと。今建設省の方から、若干の部分については別の措置があるようですけれども、そういう水準を決めた基礎といえますか基本といえますか、そこらについて、今日までの国会の議論等を踏まえて、どういうふうな各省庁間、大蔵を含めて議論がされてきたのか。私はどうも国会の議論が余りにも無視をされておるんじゃないかという気がしてなりません。私が、お尋ねしたいと思っております。

○政府委員(竹島一彦君) 今回の見直しは、暫定から恒久化を図る、恒久化措置に移行させていたかったというところでございまして、そういう意味ではやはり国と地方の負担関係のいわば基本に立ち返るというふうな観点から検討させていただいたわけでございます。そういう意味で、直轄

事業は国の直轄事業であるところから三分の二、それから補助事業はやはり国と地方が折半すべきものであるというところで二分の一という、いわばある意味では常識的な数字というものを基本にいたしまして、それぞれの事業によつてはそれだけではないと、もうちょっと高い補助率も必要であるというのが例外的にございますけれども、やはり基本は恒久化措置とあるべき負担率、補助率ということであつたわけでございます。

過去の補助金の一括法等の御議論では、この暫定措置が始まります前の昭和五十九年度の水準、それと比較してそこに戻すべきであるという御議論も確かにございましたし、いろいろな経緯があつたことは承知しておりますが、暫定措置の補助率が推移してまいりまして、現行の暫定措置では六十一年度水準というところに戻っているわけでございます。

その経緯は経緯で私も十分に認識しておりますけれども、今回はそういう流れの中でもやはり恒久化という観点から、いわば簡素化、体系化と言われるにふさわしい体系を考えたということでございます。五十九年度のあるいとき、一年度の水準がこれが今後とも正しい水準であるというところでは必ずしもないと思ひまして、これから先を考えた場合に、国と地方の財政関係の安定化という意味でも、またわかりやすい簡素化という意味でも、またこういふことにいたしまして、それでおおきくなつてまいります地方財政措置は、今度の基本スキームに即しましてまた講じていくというところでございますので、地方に過大な御迷惑をおかけするとか、そういうことにはなっていないというふうに考えております。

○渡辺四郎君 恒久化することについては私は何も反対をしていない。あるいは簡素化することについてもそれは賛成なんです。ところがその中で、それを何か表に出しながら、五十九年度水準に戻せという従来の議論を、国会議論なんかあるいは決議なんかを私に言わせれば全く無視をした

のではない。

ですから、今度も予算措置はされておりますが、先ほど申し上げましたように、補助率の突進等も猛烈に違ふ。だから地方の持ち出しがたかさん要るんだというふうなこともありますが、五十九年度水準でいって六千九百億円のいわゆる自治体の超過負担があるんだ、負担増になるんだということがしばしば言われてきたわけなんです。

ですから、確かに今回の場合は公共事業の臨時特例債六千九百億円予算措置がされておるようですけれども、これは私自身は、こういうことを統制していけば、逆に言つたらもう自治体の主体性はなくなつてしまふのではないかと、国の下請みたいになつてくるんじゃないかと。

ですから申し上げたいのは、毎年毎年今あります六千九百億円という差は、自治体の段階ではやっぱりじいてくるでしよう。しかし、補助率、負担率が恒久化してくれば、五十九年度というのには対象にならないというふうに政府は言うでしょうけれども、やはりことしみたいな格好で臨時特例債でも出して何とかして出たかといふ、あるいはそういう要望だつて出てくるかも知れない。しかし、私はやっぱりこれはやめて、もう九四年度以降の予算編成段階では負担増に該当する部分、ことし六千九百億円特例債でやったわけですから、そうすれば交付税の総額にプラス太蔵から新たな財源として各府県が要求をして、その部分を交付税プラスいわゆる負担増に見合う部分だといふ、そういう財源費目を設けるべきじゃないかという気がするわけなんです。

素人の考えかも知れませんが、そこらについてはどうでしょう。

○政府委員(竹島一彦君) 私どもは、補助率、負担率につきまして恒久化をいたしますというところになります。やはり負担関係、地方の負担もこれは基本ルール、恒久措置として通常の地方債なり交付税なりでそれが手当てされるというまことに基本制度そのまゝの適用になるべきものであるというふうにまず考えるわけでございます。

そうは申ししても、現実には平成四年度と平成五年度で地方財政の補助率の持ち方というものが激変するというようなことが起きて、これはまずいものでございまして、補助率、負担率はこういうことで恒久措置に変えなければならぬ、それに伴います地方財政措置については激変緩和措置、暫定措置といたしまして、今委員御指摘のように連綿性を持つという意味で、昭和五十九年度の水準と比べて地方が持つことになる六千九百億円程度のものでございまして、特別の地方債ということ暫定的に財源措置を見ていきましよう、各事業が地方財政の裏負担のあり方によつて円滑な施行がでないというふうなことがないようにいたしましよう、こういうことでございまして、これは何年度までというふうなことを具体的に申し上げられる状況にはございせんけれども、やはりいずれば補助率の恒久化に即しまして本来の姿に持つていかれるべきものであるというふうに考えております。

○渡辺四郎君 わかりにくい方法で対策を講ずるのではなくて、そうすれば負担率、補助率を若干でも上げて解消するといふ方が非常にわかりやすいんじゃないか。だから、冒頭申し上げましたけれども、余りにも地方自治体の財政問題について、大蔵省、もう少し私は認識を深めてもらいたいと思ひます。なかなか自治省は大蔵省に對しては弱いようですから。

ここに三月十一日の毎日新聞を私は持つてきておりますが、「借金」増やして景気対策「苦しい」自治体の台所、地方債が大幅アップ」といふふうに出出ております。ちやうど今地方では三月議会の最終段階にまでおるわけですが、その中の内容をちよつと見てみますと、こう書いてありますね。

「予算の中で目立つのが借金に当たる地方債の大幅アップ。それは長引く不況で地方税収入は落ち込み、国からは公共事業拡大でハッパをかけられ、自治体では借金をふやして景気浮揚対策をする悪循環の状況が出ています。」と、地方の現状をこう述べられておるわけなんです。

もともと景気対策は本来国の仕事じゃないか、しかし自治体も、マスコミが言いますように中央からハッパをかけられる。特に昨年度から積極的に取り組みを起こしてきたわけですが、こういう中で、大幅な税収減の中で、これは自治省から数字がわかれれば聞きたいわけですが、九二年度決算を見ても、今三月議会のさなかで年度末が迫つておりますけれども、相当額の財政調整基金を取り崩しておるわけなんです。

これにありますが、富山県では史上初めて基金のほぼ全額を取り崩した。こういう状況も出ておりますし、それから兵庫や宮崎県では過去最高額を取り崩した、こういうことまで出ておるわけです。一方収入面の方でも、税収の落ち込みが非常に大きくて、減収補てん債が一兆三千億ぐらゐ、あるいはそれ以上減収補てん債を各自自治体はお願ひしなさいいけないという状況になつてくるんじゃないか。そういう中でも特に大都市圏が目立つたのが、税収の落ち込みの中で法人事業税などが、特に兵庫県が前年度に比べて一三・八%、全国の最高。そしてあとが大阪、京都、愛知、こういう大都市が一〇%以上の税収の落ち込みです。

そういう状況の中で、今自治体の場合も必死になつて国と一緒に九二年度の総合経済対策の一環として地方単独事業を起こしながら頑張つておりますが、九二年度の地方単独事業の財源は、一兆八千億円はすべてこれは公債に頼つておるわけなんです。全部借金なんです。

そうしますと、九三年度の地方単独事業を見ても、国の伸び率が五・七%です。これに對して自治体の場合は一一・五%の伸びを示しておる。しかし問題は、先ほど申し上げましたが、その財源の充当の内容なんです。公債費率が前年比で一八・四%も伸びたわけですよ。その中で地方としては単年度では初めて十兆円、約十一兆の公債発行になつたんです。ですから、先ほど申し上げましたが、地方の公債総額は既に八十一兆円、莫大な公債額になつてきちゃつたんです。

これは国の建設国債と違ひまして、建設国債であれば六十年償還だ、地方の場合は公債発行でも非常に厳しい制限があるわけです。公債費率が例えば一八%以上ぐらゐになるといった場合には自治省から赤信号が出されて、この事業を落とせ、この人間は削れというようなことで公債費率を上げないために大変な経営努力を強いられるわけです。それでもなおかつ公債費率が三年間二〇%ですか、続きますと、再建団体に落ち込むわけです。国の場合は再建団体がなくわけですから。そういう非常に厳しい中で、先ほど言いましたように本年度の場合は一八・四%も公債費率が伸びている。

そういうことになりましたと、これは特に大蔵省よりも自治省の方にお尋ねしたいわけですが、機自身も地方債そのものは地域づくりのために欠かせない、あるいは依存することについては何も反対をしないわけですから、将来的に債務償還が非常に難しくなる。

私は福岡の出身ですけれども、一九六〇年代の列島改造からいろいろありました。大きな箱物をつくったり、財政とは無関係にやっていてたくさん自治体が再建団体に落ち込んでいった経過を知っておりますから、それが住民にその部分に対してのしわ寄せが非常にいったわけですから、そういう状況等を知っておるものですから、この場合で地方の地方債依存度が八・一%に既に達しておるわけでしょう。こういう点から見ると、自治省の場合、八・一%というのは過去から見れば最高というか、一回はありましたけれども、大体どの程度まであればこれから先の自治体運営に余り支障がないというふうな思っているのか、ちょっとお聞きをしてみたいと思います。

○政府委員(松本英昭君) 先生御指摘のように、我が国の今大変厳しい経済の状況の中で、昨年来の総合経済対策、そしてまた平成五年度の景気対策等で地方公共団体が景気対策にも一役を果しているというところは御指摘のとおりでございます。また、それに伴って地方債で対応がふえてき

ているということも事実でございます。お尋ねの問題は、一つは景気対策と地方財政のかかわりの問題、そして二つ目は、それに伴います地方債の活用とその償還の問題であろうかと思ひます。

その大前提といたしまして、私どもは、今先生も御指摘のように、地方団体が自主的、主体的な活動を行っていく際に、地方が単独で創意工夫を凝らした事業を行っていく、そしてまた住民に身近な社会資本の整備を進めていくということこれは非常に重要なことである、また現実に地方団体からもそういう強い要望がございます。

そういうことも踏まえまして景気対策と地方財政のかかわりを申し上げますならば、確かに景気対策というのは国の役割が主流だということも言われておりましたけれども、現在の地方団体の、地方の財政の役割というものを考えてみますと、公共投資の約七五%を地方団体が実施し、その約六割が地方単独事業となっている現状でございます。そういうことを考えますと、今日、景気対策において地方財政の果たす役割は従来にも増して大変大きなものであると考えているわけでございます。そして、そういう意味から積極的にその役割を果たしていかねばならないだろうと思っております。

このことは、平成五年度の予算編成に向けての地方制度調査会の意見におきましても、「国と協力して景気対策にも配慮する必要がある。」という意見をいただいているところでございます。そういうことで、平成五年度の地方財政計画で積極的な地方単独事業の推進を前提とした計画を組んだわけでございます。

そこで、このような地方の公共事業の推進に地方債を活用することその償還の問題でございますが、やはりこのような公共投資の推進のためには、一つは、地方債本来の持ちます、公債本来の持ちます世代間の受益と負担のバランスをとるというところからでございますが、特に景気対策のような場合は、御指摘のように地方税収入、あるいは

は地方交付税もその一環でございますけれども、税収入というものが落ちるわけでございます。そういうことからやはり地方債の活用というものをやっていかなければならないわけでございます。しかしながら、御指摘のとおり、将来の地方財政の健全性には十分配慮し、やはり節度ある対応が必要であると考えております。そのことはやはり地方財政全体の仕組みを通じてその節度を守っていかねばならないだろうという考え方をでございます。

今委員の御指摘のように、いわゆることしの地方財政計画におきます地方債依存度八・一%というのは昨年よりもかなり高くなっておりますけれども、実は昭和五十九年度以降の地方債依存度の平均的な数字でございます。同時にどこまでが適切かと言われますと、なかなかそれは大変難しいわけでございますが、私どもとしてはやはり一つの節度の範囲内ではないだろうかというように考えているわけでございます。

○渡辺四郎君 景気対策の問題を含めて国からハッパをかけられて自治体が努力をしておる。前の島根の知事でありました恒松先生は、「本来、景気対策は国の仕事で、地方にシワ寄せするのはおかしい話。地方債の増額は将来のツケとなる。地方自治体はもっと自主的な財政運営を進めるべきです。」景気対策が健全財政かというようになことでは恒松先生はこういうことを語っておるわけですから。

そこで、私は、冒頭憲法論議の問題点も少し申し上げましたけれども、大臣、地方自治制度について日本国憲法は、御承知のとおり立法、司法、行政という三権の分立をされておるわけですが、それと同時に憲法第八章は、制度的保障としては基本的な政治制度として地方自治体、地方自治を位置づけしておるというふうな私自身は信じておるわけです。ですから、当然論理的にも制度的にも国の政治においてはまず地方自治が制度的に先行するんだ、先行する運営が実は保障されておる、そこで初めて日本の民主主義が確保されるも

のである。

だから、いわば地方自治は民主主義の根幹であるということをよく言われますけれども、この憲法第八章の制度的な位置づけについて私自身はそのように解しておりますが、大蔵大臣、どういってお考えでしょうか。

○国務大臣(林義郎君) 日本国憲法、私からも言うまでもありませんけれども、平和主義、民主主義、基本的人権、こういうふうな形と並んで地方自治の制度がうたわれておるということは先生御指摘のとおりでございます。地方自治の本旨に基づいていろいろな内容は法律で定めるといふうちに確かに書いてある、こう思います。そういう精神、私は一つの大きな精神だろう、こう思いますから、それを具体的にやっているのが地方自治法その他の関係の問題だろう、こう思っております。

私たちは、先ほど本岡さんからお話もありましたけれども、やはり地方分権とか地方自治の問題というものと、あるいは規制緩和とかいうようなことを行政制度としても考えていかなければならない、私はそういうふうな思っております。また、これから日本の国がどう変わっていくか別にいたしまして、やっぱり憲法に書いてあるところの地方自治の精神というのを忘れないでいろいろな形の改革を図っていくというのは、私たちに与えられた、政治家に与えられた役割でもあらうかな、こう思っております。

○渡辺四郎君 大体のところ私と余り相違はないようなお考えをお持ちにおられるようです。実は自治法の一番最初にも載っておりますが、昭和三十八年の三月二十七日の最高裁の制度保障の判例として、「地方団体の実態を無視して憲法で保障された地方自治の機能を、このことでは許さず、地方自治の機能を、法律をもって奪うことは許されない。」、こういう判例が示しておるわけですね。この判決文の中の「地方自治の機能」、この機能というものは、地方自治が機能を果たすためには権限問題もありますが、その裏づけの財政も当然の問

題として一緒にあるんだというふうに、素人の考えですが、私自身はそういう考えを持っておるわけです。

そうしますと、いろいろやりましたが、先ほど言いましたように、制度的にはやはり政治制度として国よりも先行して運営が保障されておる、こういうふうな解釈を整理していきますと、先ほど若干申し上げましたけれども、交付税法の附則三条の問題、立法当時の状態とかあるいはその趣旨からして、三条の特例措置による交付税の減額カットというのはどうしても私自身は納得ができません。憲法違反だというふうに私は言いたいが、それが、それは大臣はとも口が裂けても憲法違反とは言えないでしょう。ですから申し上げたいのは、ぜひひとつここだけは聞いてもらいたい。

五千億から始まりまして八千五百億、ことしの場合は四千億円というふうに特例によるカットをやってまいりました。将来的には今度法律をもって返還しますというふうに、こうなっております。しかし、これも非常に長期にわたっております。返す予定の部分もまた延ばしてくださいというふうに来たわけです。しかし、一般的なところで、非常に俗人的で申しわけありませんが、他人から金を借りて、人様から金を借りて金利を払わぬというのは、やっぱりこれは世の中私は通用しないと思うんです。

そうしますと、この特例的な運用のカット部分については国は金利を払ってくれないわけでしょう。元金だけは返済をする計画を持っているが、金利償還がないわけですよ。と私は思いますが、私が間違っておれば訂正しますけれども、私が調べた範囲内では金利償還はない。そうしますと、先ほど言いましたように、この部分はやっぱり返済と同時に、自治体が国から金を借りた場合には一部を除いてはいや応なしに全部金利は取られるわけですから、公経済論、バランス論を言うならば、借りた金については金利を払うというのが、憲法問題いろいろありますけれども、最低これは国として守ってもらわなきゃいけない問題ではない

いかというふうに私は思うわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(林義郎君) 今、金を借りて利子を払わないのはおかしいじゃないか、こういうふうなお話がありました。

一般論としては私はそういうことだろうと思いますが、先生、今の話にありました特例措置の話でございすが、憲法の条文からいたしまして、憲法の条文でそういったことが、金利を払わないのはおかしいとは書いていないと私は思っているんです。憲法に書いてありませんのは、地方自治の本旨に基づいてやれ、こう書いてあります。地方交付税法の附則の三条の問題でございすが、これもやはり附則にまさにかこう書いてありますので、ここでは「必要な特例措置を講ずること、こう書いてあるわけではございまして、減額することとかなんとかというのとはおかしいという話じゃない。

私たちの普通の法律的な解釈からすれば、「必要な特例措置」というのは、まさに必要な特例措置でありまして、プラスにもマイナスにも働くのをこう書く。それでなかったらわざわざこういふことを「必要な特例措置」といふことを書くはずはないわけではございすが、そういふたうなのがこの附則の中に書いてある。また、本則で書いていないところにもやっぱりもう一つの意味があるんじゃないかと思えます。

それから、今の金利の話でございすが、金利の話につきましては、中長期的に見ましたならば、地方交付税の総額の安定的な確保をするということが必要なこととございまして、国が地方から借りて後で返すという場合もありまして、逆に地方が国から借りてやるということもあると私は思っています。いずれの場合におきましても、後で利子を支えない、こういうことでございしますから、お互いの貸し借りの中では確かに一般的なもの、余り知らない人ならば利子をつけないのはおかしい、こういう話でしようけれども、利子をつけないでやるというふうなお互いの

関係だつてないことはない。まさに法律でそういうふうな決めているから私はそれでいいんじゃないかな、こういうふうな考えているところであり

一般論という話と、財政の話でございすが、財政の中では利子をつけない云々ということはあるてはならないなどということではないんだらう、こう思っておるところであります。

○渡辺四郎君 その大臣とはもうやっぱり基本的に私と違ひますね。ですから、先ほど申し上げましたように、公経済論から言った場合は、減額ができるできないというのは、私はわざわざ石原信雄さんの説まで出して申し上げたわけですから、そういう中の問題ですが、確かに自治体が国から面倒を見てもらうときに金利を払わなくていい部分もあり得ます。これはしかし国の責任で税収見積もりを誤った場合に、例えば減収補てん償なんかにについては自治体は金利を払わなくていいという、そういう一部分もあり得ます。しかし、そういう部分をのけた以外部分の部分は、それは、大抵もう借りた分は全部金利は取られるわけですよ。しかし、もともと国が自治体に金を借りるといふことはないわけでしょう。余りもともとないです。こういう減額措置以外にないわけですよ、交付税から金を借りるということは、

ですから、そういう部分については、これは確かに憲法上の問題じゃありませんけれども、たとえ国であろうと自治体であろうと、片一方が借りたときには金利を払わなきゃいけない、国が借りたときには金利を払わなきゃいけない、国が借りたときには金利を払わなくていいというふうな私は理屈は成り立たない。理屈じゃない、法律で云々、こう言う。それは三条によつて減額ができる、できないという問題だとおっしゃる。しかし、その附則三条の問題については石原さんの私は説を出しておるわけですよ。それはあくまで最終的に各自治体の借金がずっと減つていった段階ではそういうことだつてあり得るんだという、そういう解釈だというふうな立法段階での考え方としては出ておる

わけですから、そういうことを私は申し上げておきたいと思ひます。

時間が間もなく参りますから、それは以上で終りたいと思ひます。

最後に、大臣、いろいろ地方財政の厳しい状況を申し上げてまいりました。これは自治省にも大蔵省の方にもお願いしておきたいと思ひますが、先ほどから私、公債費率の問題なんかもたくさん申し上げてまいりました。今、全国の都道府県を含めて、人口減が進んでおる自治体数の方が多い。そうしますと、税収もどんどんどんどん落ち込んでいくわけですね。これが続いている。こういう情勢をひとつ頭に置いてお話し申し上げてみたいと思ひます。

私は、国政の立法府の一員として、少し中長期的立場でぜひひとつお願いを申し上げたいというふうに思ひます。高齡化が進んだ場合、ところがこういう地域は日本の国土から見れば、非常に大切な役割があると思ひます。山野を持ち、段々畑を持つ。そういう点から見れば、今までは自治体に残った高齡者を中心とする地域の皆さんたちが大変な努力で何とか営林をしてきたわけですよ。私自身山が好きなので、ちよいちよい登ります。森林組合の皆さんたちともいろいろお話をしますが、もう限界に来たというふうな町村長含めて言ひ出した。とても経済的には森林なんか採算に合わない。どんどんどんどん円が上がつていきますから、余計にその格差が開いてくるわけですよ。ですから、もう限界に来たというふうな言ひ出したわけですよ。

そうしますと、これをこのまま放置をすれば大変なことになるといふようなことで、九三年度交付税の中であります。森林対策関係の分として千八百億円の創設をしてもらいました。私は三千億円ぐらいあるいは五千億円ぐらい最初からお願ひをしたいというふうに思ひましたけれども、初めて千八百億円の創設をしてもらつたわけですが、これでは少しやっぱり足りないん

じゃないか。ですから、私は今思い切つて国の政策の大きな柱として、国有林を含めて、国有林も特別会計です。いろいろなあり方が、そういうのは抜きにして、国費を投じてでも、国土を守るという立場から早く手をつけなければ大変な惨事を引き起こすんじゃないか。

私の思い過ごしであれいいわけですけれども、私らみたいに幾らか山を知っている人間は、今山に行つて、山に木が立ってはいないということじゃないんです。木を間伐をして根がどう張つていくかというふうにしなれば、雨に對しても風に對しても山肌を守るといふことはできないわけです。もう植えたままの木が倒れてしまふ、根が張り切らずに少し大きい雨が降ればもう一目散に木材ぐるみ、立木ぐるみ崩壊するんじゃないか。こういう危険な状況が国有林を含めて各所にあるわけですから、ぜひひとつこれは国の政策の大きな柱として、中長期の展望に立つて私は投資的経費でも打ち込んででもやっていただきたい。

ですから、千八百億をつけてもらいましたけれども、交付税の中でなくて、新たな財源として、これ各省庁一緒になっていただいて結構ですけれども、大蔵が中心になっていただいて、ぜひひとつ最後にお願いを申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。

最後に、大臣の御見解を伺いたい。

○国務大臣(林義郎君) 渡辺委員はたしか日田の御出身だと思つておりますが、一昨年でしたか、大変な風倒木のようなことがありました。私も向かいの方であります。大変な窮状だといふこともよく知つておりますし、私たちのところでもそうでありますけれども、やっぱり山間部では大変過疎が進んでおる。山林の手当てをすることがなかなかできない。今御指摘のように、一遍さつと雨が降つてくるともう大変な被害になるという可能性が非常にあるんだらう、こう思います。

そういったことを含めまして、過疎地帯に對しましてはいろんなことをやっていかなければなら

ない、こう思います。それはやはり今までの基本的な考え方からすれば、治山治水事業という公共事業でやってきておつたところでありまして、そういった国土保全の観点からのいろんな施策というのが十分今でも配慮してきただころでありますし、これからまた配慮していかなければならないと思ひます。また、御指摘のように、毎年の地方財政計画を講ずるに当たりまして、国の公共事業を実施するための地方負担も含めまして、地方財政計画の策定を通じて、円滑な財政運営ができるようにこれからも努力をしてまいりたい、こういうふうにご考へております。

○委員長(野末陳平君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時七分休憩

午後一時開会

○委員長(野末陳平君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案及び平成五年度における一般会計継債務等の償還の特例等に関する法律案の両案を一括して議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 私は、一番最初に大臣にぜひ御記憶をいたしておきたいと思うことがござい

それは、言葉を選んでしゃべつてまいりますと、所信表明が行われて、林大臣のこれからの財政政策に関するお考えを本日は先に聞かずにいかぬのですが、それが、大臣からお話は聞きましてけれども、質疑のないまま、きょうこれが本番の委員会みたいになつてゐるんです。そういう意味では、せっかくの質問時間を持ってない私どもとしては林大臣に大変申しわけないという気持ちもあるんです。

同時に、裏を返せば、そういうことの時間のとれないような運営をなさつてゐるような場面とい

うのもあるわけですね。これは自民党さんに聞いてもらいたい話なんです。野末委員長、どうしても日切れたらといつて理事懇を開いて、こういう運びになりましたので、野末委員長に、大臣からどうもありがとうございますという気持ちもあらわしていただきたいと思ふんです。これは私の気持ちです。

さて、質問に入りますが、午前中の質問に関連する部分もございしますが、まず第一に私が聞きたいのは、感想で結構ですから、予算編成期とか箇所づつとか、そういう時期になりますと全国からわいわいわいおいおいでになりますね。その行動そのものに私は原則的には否定的には考えませんが、それは地方の政治行動ですから、けれども、あの時期にあれだけおいでになるといふことは、地方財政でも大変な経費です。また、経費もさることながら、あれだけおいでになるといふことは、この補助金という問題についての抜本的な改革がないと、従来のような形式をずうとたどつていけば、陳情、そして午前の話じゃないけれども民族議員の発生とかというふうなことに繋がつていって、大変私は不祥事が出る温床みたいなところになつてゐるんじゃないかと思ふんです。したがしまして、ああいう陳情がおいでになるということ、これから補助金のつまり枠組み、午前の話によれば分権という話もあった。権限をもう少し地方に緩めろというふうな話もあった。そういうことなどとも関連いたしまして、あの陳情という問題についてどういふ御感想をお持ちか、まず聞かせてください。

○国務大臣(林義郎君) 年末や、また箇所づつの陳情の話を申し上げます前に、最初にお話ありました、私もうっかりして申し上げて、委員会で所信表明を申し上げましたが御質問がない。その話は一般質問か何かでぜひやっていただいた方が、やはり議員でございまして、政治家としていふんなお話を申し上げるような機会をぜひ私もつくつていただきたいな、こう思つておるところであります。

ただ、一つには、日切れ法案でございしますので、恐らく委員長のお計らいでこれに間に合わざなくちゃならない、こういうことでもございしようから、一遍そういった機会は私も持つていただいた方がいんじゃないかな、こう思つてゐることを申し上げておきたいと思ひます。

それから、毎年陳情がありますということですが、確かに国にいろんな権限が集中してあります。国の補助金であるとか、いろんな金の配分をめぐりまして陳情がある。それは地方にとりましては大変なことだと私は思いますし、余りあいつた形で仰々しくやるというのはいかぬものかとも私も思つておりますが、現実にはやはり金ももらわなくちゃと、こういうふうな形で来たりしますが、別に陳情があつたからそこへつづるとかどうだといふような話はない。国のお金でございまして、税金でありますから、適正に執行していかなければ、公正にやっていかなければならない、私はそう思つておるところでござい

陳情があつたから余計つづるとか、ないからつけないとか、そんな話ではあつてはならないものだらう、こう思つております。一般のムードという風潮でございしますから、やはり直すような努力は私たちも考えていかなければならない。政治というものは資源の権力的配分と申しますけれども、やはりそこは公正に行われるということが望ましいあり方だらう、こう思つておるところでございします。

○鈴木和美君 もう一つは、私は、林大臣恐らくむずがゆいと思つてゐると思ふんです。今回のこの補助金の法案を審議するに当たつて、大蔵大臣林さんが非常にむずがゆい気持ちじゃないかといふことを私は先に結論から申し上げておきます。なぜならば、今回のこの一括法案というのは、公共事業などの補助率の暫定措置の恒久化という問題が一つあります。それから、午前のお話じゃないけれども、小中学校職員の退職年金等の国庫負担の一般財源化という問題があります。それ

ら、公的保険の事務取扱費の一般化。どっちかといえは非常に恒久的なことをこれから考えていこうということでしょう。

しかし、考えてみると、この三つの問題はそれぞれの歴史的な審議の経過、背景というのがあるわけです。ところが、今度それを一本にまとめてここで何か審議しようというやり方でしょう。例えば補助金の見直しという言葉を使うのであれば、これは言いかえれば行政の見直し、行政領域の見直しといってもいいかもしれません。補助金の見直しというのは私はそういうふうな受け取るんですよ。

ということだとすると、関係のこの法案は関係省庁の大臣のところですべて議論されてきたわけでしょう。だから、何で性質の違うものを一発で補助金だからといってまとめて林大蔵大臣が文部省の大臣のところで語らなければならないのか。その意味ではあなた自身はむしろいいんじゃないですかと私は言うんです。本来であれば、関係の大臣が出てきてそれぞれ関係委員会であるべきなんです。だからこういう法案の出方というのはおかしいよというのが言いたい一つです。

もう一つは、そういういきさつがあつて審議してきたものを一括でやるということは、国会の審議権というものを軽視しているんじゃないか。もともといろいろな角度から議論したいと思っているものを、短時間でここで議論するというのはどうも問題があるんじゃないかと思つておられますが、これに対する見解を聞かしてください。

○国務大臣(林義郎君) 各省でそれぞれ出しています補助金等につきまして、それはやっぱり各省大臣の話ではないかという御議論。それだから各委員会でもやったり、また各省大臣こへ来てやつたらと、それを私が引き受けてと、こういうふうなお話でございますが、実は補助金とか負担金というの、一つには財政上の措置、こういうふうな形でよく知られるわけございまして、実態的な効果というのは各省にまたがるかもしれない

けれども、補助金、負担金ということだけでとらまえますならば、それは財政上の措置という形でよく知られるんだらう、こう思います。そういう意味で一つのことにまとめていこう、こういうこととありますから、立法の趣旨としては私は一つの法律にまとめていいではないか。

そうすると、どこでやるかということになりますと、財政上の措置でありますから、当大蔵委員会とやっていくことが適当なことではないかな、こういう形で一体をなして、こういうことで御提案を申し上げたものでございます。

○鈴木和美君 税の問題とか補助金の問題に關係するものはこの委員会でもまとめてやられた方が効率的であるし、そういう意味で一括法案に出したという御説明でしよう。

ところが、同じ性格のものであつてもこの一括法案に組み入れられていないものがございますね。例えば道路整備緊急措置法、これは補助率を改善するんですよ。それから国民健康保険法の一部改正、こういうものはこれから国民健康保険法の一括で各省庁の委員会でも議論するようになつていきます。だから、今大臣のおっしゃっている趣旨と対応というのが一貫性がないんじゃないですか。まとめてやろうというのならまとめてやればいいんであつて、そういうときに各法は別の省庁のはかの委員会である。これは一貫性がないんじゃないですか。いかがですか。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘の国民健康保険法、道路整備緊急措置法、これは別に今国会に出さしていただいておりますが、その事情は、国民健康保険法につきましては、国保財政の安定化と保険料負担の平準化のため当面緊急に必要な一連の措置といったもの、国庫負担だけでなく今言ったような措置についても法律に盛り込まれていくというところで、これは今お願い申し上げております。この補助金等の整理合理化法案といふは横断的な面を一括をさせていただいてという事情からしますと異なる事情にあるために、むしろ国民健康保険法ということ、そちらの個別の

体系で御議論いただく方が適當であらうということとで別途出さしていただいているわけでございます。

それから、道路整備緊急措置法は、確かに公共事業の補助率が入っておりますのでございまして、今お願い申し上げております法律と極めて密接な関係がございまして、確かに補助率に關しましては直轄三分の二、補助二分の一を基本とするという横断的な基準をそのまま適用して道路に關する補助負担率についても決めたいたしたいと思います。御提案を申し上げておりますが、道路に關しましては、これ以外に道路整備五カ年計画がたまたま改定年度に当たつておるといふ事情がございまして、それらはやはりこの一括法にはなじまない内容でございまして、道路に關することを補助率とそれ以外、プロパーの問題とを別々にするといふのもあるのかもしれないが、私ももととしてそれは道路整備の世界で一貫性を持って御審議いただいた方がよろしいであらう、こういう判断から道路整備緊急措置法も別個に国会に提案させていただきます。そういうことでござい

○鈴木和美君 大臣、私は事務屋さんの話の方は話で聞きますけれども、ああ言えはこう言うたぐいの答弁なんです。

だから、閣議で分けるときに、やっぱり公正、適切、円滑に、みんな相互関連を持つんですから、年金の問題にしても事務経費の問題について、ただそれは補助率だからといってここでやればなじむんだんというの、事務屋が言うことなんであつて、だからそういう意味では法案の提出の問題と審議という問題については、過去の経過を精査しながら十分なる審議ができるような法案の出し方をぜひこれからは考えていっていただきたいということだけ申し上げておきたいと思つて

そこで、もう一つの問題は、午前中議論がございまして、補助金という問題で分けますと、直轄事業、補助事業、それから地方で単独でやるの

がありますね。つまり直轄事業というのは国がやるわけですね。直轄事業は国がやるということは、各県の所得の差があるから、国が公共的に社会的に見て責任を持ってどの県に下水道をどうしたらいいとか、橋をどうしたら河川をどうしたらいいかということとやるわけでしょう。だから、本来は直轄事業というのは国が全部負担すべきなんです。三分の二とか三分の一とかなかなか言わないで、直轄事業というのは国が全部負担すべきなんです。

そうすると、恩恵を受けたところと受けないところと差があるんじゃないかという議論があるんだけれども、それは時系列の問題でしよう、いずれは全部に行くんですから。だから、恐らく私は自治大臣でもう少し力のある人がおたら大蔵省にかみつくと思う。直轄事業というのは全部おまえのところが持つべきだといふぐらひのことを言う大臣があらわれるんじゃないかと思つて

けれども、そういう論旨からいって、私は直轄事業と補助事業と県でやるもの、つまりこれの量の問題、権限移譲とか、これは分権でそつちにならせようというふうなことを真剣に議論していかないと、私はどうも、後から申し上げますけれども、三塚さんが今えらい勢い込んでやっているあの話の問題も、結局は補助事業というものがくつ

ついているときに、金丸さんの事件というのは何のために起きてきているかというやつぱり全部中央で縛っちゃうからですよ。だから、直轄事業というのは基本的に大蔵省が全部持つ、国が持つものだと決めておいて、そうでないものは全部地方に権限を移譲してやるといふような構造的な問題のことを考えないと、補助率の問題がどうだこうだといふみみっちい話じゃ、私は問題は解決しないんじゃないかと思つて

○政府委員(竹島一彦君) 公共事業も含めまして、こういう私の考えに対して、御見解いかがですか。

国ないし地方公共団体が行うべき事務事業、それをどういうふうに分担するかというのがまず基本にあるというのは御指摘のとおりでございます。それについて大きな流れは、国から地方へということであろうかと思えます。

先ほども申し上げましたように、公共事業の世界でも採択基準をだんだん引き上げてまいりまして、地方に責任を持っていたく事業をふやしていくということ、それから権限もあわせてそういう意味では地方の方に移っていくわけでございますが、一般財源化というような形で補助金を地方の方に移していく、そういうこともやってきているわけでございまして、そういう国と地方の基本的な事務事業の分担を前提にいたしまして、じゃ財源的にどうするのかということでございます。それが今お願い申し上げます直轄負担率なり補助率をどうするのかということだと思っております。

そういう認識のもとに今お願いを申し上げてい
るということです。

○委員長（野末陳平君）　この際、委員の異動につ
いて御報告いたします。

本日、渡辺四郎君が委員を辞任され、その補欠として山田健一君が選任されました。

○鈴木和義君 次長が答えるのであればそうい
答えしかできないんですよ、主計局次長ですもの。私が今大臣に申し上げていることは、そうい
う次元の話じゃないんです。

午前中に本岡さんからも指摘があったと思うんですが、第三次の行革審、私と同じ鈴木さんが今苦勞してやっていますが、そのところで、いわゆる私が言うた直轄事業と補助事業と各県でやるような事業の領域をどういうふうにするのかというようなことを議論してもらわなきゃいかぬと思っています。そういうことを積極的に関係の一員として

て申し述べてもらいたい。それでないと、單なる技術論だけやっただんでは私は問題解決にならぬじゃないかという意味で申し上げておるんです。今次長の答弁を何も不満とするわけじゃないんですが、そういう気持ちでございますので、御見解いかがですか。

○国務大臣(林義朗君) 補助金を出し、また直轄事業で仕事をやる、こういうふうな話であります。私は、いずれにいたしましても、大変大切な仕事だから国の補助金がついたり直轄事業でやっているんだと思うんです。

そこで、補助事業と申しますのは、やはり府県を中心にして、地方公共団体を中心にいたしましてやっている事業である。そのときに補助金を国の方でどのくらい出すか、こういうふうな話でありまして、どちらかというところ、地方公共団体が中心に考えているような事業というのは本来は地方公共団体が全部負担したほうがよろしいだろう。しかしそうも言われないから、補助金として半分出しませう、折半で出しませうと、こういうことだろうと思うんです。

逆に言いますと、直轄事業というのは本来国が全部やるんですから、お話しのように全部国が持つて私はしかるべきであらう。しかしながら、同時に、その仕事をやれば、例えば大河川の改修をやれば、その地域の人々にとっては大変に利益するところが大いいことにもなるわけです。そうすると、やはりそれだけの受益がありますから、その受益の負担をどうするか、こういうふうな形になって、そこで三分の二というふうな大きなラインが出てきて、これをひとつ公共的なものとして、基本的なものとして考えてやったらどうだろうかということでございます。

あといろいろな形のもので整理をして、それで今部線を引いて、これからびた一文まけられないぞということになっちゃったらまた非常にぎすぎすいたしますから、それを動かすたびにいろんな特例的な措置を講じたりなんかして順次やっていきましょ、こういうことでございまして、そこは

やはりある程度まで整理をしていかないと、いつもがたがたやって、これはどうだこうだと細かなことで議論しますと、それだけでもさつき先生がおっしゃったような東京に出てきて何だかんだ一々陳情しなくちゃならない、こういうことにもなるわけでありますから、大ざっぱなラインをさっと引いて、その上で動かしていつてみたらどうだろうか。金のお話でございますから、一銭一文という話じゃないんだろうと思うんです。大ざっぱなラインを引きまして、その上でこうやっていくということが私は必要なことじゃないだろうかなと思います。

ころは、多少時系列的に時間的に間は違うかもしれないけれども、四十八都道府県同じようなことがずっと循環していくわけでしよう。例えば河川一つとっても、同じような一級河川のところがあつたとします。どこを先にやるかということで、一回やつたところをもう一回やりますということはないでしょう。一回やつたらその次は次の県だということになっていくんじゃないですか。

だから、基本的にはやっぱり国が直轄事業というのはいすべて見るという原則に立った上で、それを当てはめるとき多少問題があるなら手直しというならわかりますけれども、そういうことの考え

もう一つ申し上げますならば、直轄事業でやるというような仕事、確かにこれは絶対に必要な話だろう、こういうことであります。けさほどもありましたけれども、地方で治山治水をやるというような話、なかなかこれはできませんから、国でやるかというような話が私はあるだろうと思うのです。あります。そういうところのその地域です。あります。そういったところのその地域の裨益ということを考えるとどうか、本当にやるのは一体どういうことだろうかということは考

で今やっている行革審などに物を言っていくべきじゃないのかということを申し上げているんです。三分の一であるか三分の二がどっちが正しいかというようなことを今議論するつもりは私はないんです、基本的に。そのところは事務屋さんの話じゃなくて、大臣の頭のどこかに入れておいてもらって、そういうことをまたしかるべきところで話をしてくださいということをお願い申し上げます。

えていかなければならない問題ではないかと思ひますし、また行革審なんかも恐らくそういつた点を中心にいたしまして御議論がされているものだと思います。だというふうに聞いておるところでございます。

○鈴木和美君　余り時間がないのでこればかりやっているわけにいかないんですが、大臣の答弁を聞いていると、結局私の言っているのと同じようなことを言ったと聞いておったら、しりがまたばたっと違うんです。直轄事業というのは本来国

さて今度は事務屋さんの方にお尋ねしますけれども、法的補助と予算補助というのがありますね。法的補助の方は八二％ぐらいでしょう。それから予算補助というのは、早い話がこれはつかみ金だ。法的補助の方は法律で決まっているんです。これを、一七％というものを、不透明になっていかぬので、法律補助の方に入れることはできないのか。

がすべて持つべきであるという考えは同じだとお
なした今おっしゃったんです。しかし、そのところ
で利益を受けるところもあるから、そのところは
応分の負担をやってくれた方がいいじゃないかと
いうことで三分の二という問題が出たんですよと
おっしゃっているわけです。そうでしょう。

私が言っているのは、直轄事業というのは本
来、前段の方の国が全部見るべきじゃないんです
かと。それから後段の方の利益を受けるといふと

それからもう一つ、予算補助の対象というものを全部補助金の便覧で見てみたくです。そうしたら、特殊法人から社団法人からたくさんあるんです。こういうものはいずれ整理統合するというふうな考え方はありますか、ありませんか。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘のとおり、補助金全体を分類した場合に、法律に基づいて補助している法律補助約八割、それ以外の予算補助二割ということになっているのは御指摘のとおりです。

さいいます。

予算補助を法律補助にできないかということですが、それは歴史的にそういうふうになつていった補助金もあらうかと思ひますけれども、やはり予算補助として残っておりますのは、どちらかという奨励的な補助金。ある制度があつて、それに基づいてかくかくしかじかの場合には幾ら国が補助することができるとか補助しなければならぬというものはなくて、技術開発でありますとか、何といひますか、国と地方のバランスをとるような、国と地方といひますか地方の格差を正といひますか、いろんなケースがございますが、そういった場合にモデル的ないは奨励的に財政資金を補助いたしましたインセンティブを与える、こういった行政手法がありまして、これは予算補助で行われる場合がある。

したがって、そういうものは恒久的というんじやなくて、そのときそのときに応じて、やはり時限的な考え方を持って行つていくというのが一般的、基本的な考え方だと思ひます。したがって、全部が全部法律補助ということではない。やっぱり性格に応じて法律と予算ということにならないを得ない、そういうふうに思ひます。

私も、法律補助も含めまして、補助金全部が既得権化するようなことのないように、使命が終つたものはきちんと整理をする、または削減をするという補助金の整理合理化ということをやつてきております。その場合に、予算補助も当然厳しく見直しをしておるということでございます。中身の入れかえもあるわけでございまして、量的にも削減に努力してきていふこととでございます。

それで、後段の予算補助の削減のことを御質問ございましたが、今申し上げたようなことでもございまして、絶えずその必要性があるかどうか、十分な効果を果たしているかどうかというのをチェックしながら、全体としては縮減をしていくという方向に今後とも持っていきたいと思ひます。

いふふうに考えております。

○鈴木和美君 今お話しのように、法律補助というのは歴史的な経過から見ると約八割で、予算補助の方が二割でしよう。それが現実の数字を見ると、平成五年では法律補助が八四・四％、それから予算補助は一五・六％です。昭和五十七年度あたりは八二％の一七％だったんです。だから、そういう意味ではずっとこの予算補助の枠組みのところは数字が少なくなつてきているから、それだけ努力しているということは認めるんです。

ところが、法律補助の中を見ても、負担するところの、もう一つは負担できるといふのと、こう二つ分かれていふので、負担するところ、できるというところの予算補助は時々関連してくるんです。だから私は、論理としては予算補助といふのは逐次法律補助の方に切りかえた方がいいんじゃないか、それから、切りかえるに当たっては、予算補助の方の便覧を見てもここでやる必要もないんじゃないかというのもあるんです。だから、そういう意味を含めると、これから整理統合の努力はしてもらへるかということも聞いていふので、中身の問題よりも姿勢の問題を聞かしてくだされ。

○政府委員(竹島一彦君) まず、予算補助の方は、先ほど申し上げましたとおり、これは今後とも削減に努力していきたい、こういうこととでございます。

それから、法律補助と言つても負担する負担できるという二種類があつて、できる方は予算補助と近いんじゃないかという御趣旨かと思ひますけれども、そういう意味で予算補助を法律補助の方に持つていった方がよろしいという御判断のようでございますが、これは必ずしもそれが何といひますか、私もあるべき姿だとは思つておりません。

やはり補助金というのは、性格に応じてきちんとした制度があつて、社会保障の世界はそれが多いわけですが、そういうものと、

そうじやなくて、技術開発とさつき申し上げましたような、あるときは必要だけれども必ずしもそれは何年も続くものではないというものがございまして、そういったものを法律でやらなきゃならないのか、そうじやなくて、それは必要に応じて予算補助というものもやっぱり存在は認めていくべきであると考えておりますので、削減の努力はいたしますけれども、予算から法律へというものを今後とも追求していけるという御趣旨であれば、それは私もむしろそうじやない考えでやっておりますこととでございます。

○鈴木和美君 また時間をとつて議論させていただきます。

もう一つの法案がかかっていますから、一般会計承継債務の方に移らせてもらいたいと思ひます。

俗にいわゆる隠れ国債といふのがありますね。これは赤字国債と同じじゃないかというように私は理解しているんです。大蔵省は、赤字国債を出すことはもう懲り懲りだ、平成二年度にようやく脱却したんだからもう赤字国債を出すのは嫌だという主張をずっと貫いているんです。だけれども、この隠れ国債といふのを見ると、赤字国債と同じじゃないですか。償還期間もないじゃないですか。これは金がないから払うべきところを払わないでどんどん繰り延べしていくだけのことでしょう。だから、そういう意味では赤字国債と私は同じじゃないかというふうに考えているんです。

別の表現で言へば、赤字国債から脱却した、赤字国債は出さないという大蔵省は、平成四年度から赤字国債を出したようになったと言われたら、おかしくないんじゃないですか。隠れ国債、そのときからどんどんおくらせているんですから。赤字国債にしろこれにしろ、出すものを出さなきゃならぬのだけれども、お金がないからこういう措置をとっているだけのことでしょう。方法論として違ふのであつて、性格は同じじゃないですか。

建設国債は担保してあるから話は違ふんだと言ふだけだけれども、その点の解釈、見解について聞かせてください。

○政府委員(竹島一彦君) 今お願い申し上げております承継債務の繰り延べというような措置を講じた場合と講じない場合で比較して、講じなければそれは特例公債の発行になつたではないか、なつたはずであるという、そういう前提で、機能として実質的に同じではないかという御議論であれば、そういう見方も、考え方もあるのかもしれないが、私も肝心だと思つていふのは、いかに財政支出の財源を確保するか、調達するかどうかということだといふふうに考えておまして、そういう意味から申しますと、特例公債とお願い申し上げていふような承継債務の繰り延べといったものは、それを含めまして今御指摘の隠れ公債といふような御表現がありましたけれども、それは違つていふんだと。

先生も既におっしゃつたわけでございましてけれども、特例公債の場合は、これは言つてみると経常部門の収支が合いませんと、合わないかつたもの、はもうこれは金額にかかわらず特例公債ということとでございますので、そういう意味の繰り延べがないわけでございます。収支じりイコール経常赤字イコール特例公債ということと繰り延べがないということとでございます。

それに対して、いわゆる将来措置を要する事項といふことで、隠れ公債云々と言われているたぐいのものは、これはそれぞれの経費の性格それから制度からの制約を受けておりますし、そういうことで工面するお金の限度についても制限がある。例えば平成五年度に償還すべき元本、その金額という意味で繰り延べがあるということ、性格、金額両面から繰り延べがあるというふうに考えております。

それから、これは資金の調達関係から申ししましても、国の中で一般会計と特別会計との間のやりとりとの調整という意味で、特例公債のように国と市中との資金のやりとりということではないと

いったような違いもございまして、いずれにしても、財政年度の面からいまして特例公債とは違った面があるところがあるが特に重要である。重要というところを強調するのはいかかと思ひますけれども、そこがポイントであるというふうに考へておきまして、財源調達の方法がまさに大事であるというふうに考へておるわけでございます。

○鈴木和美君 理解できません。

まず一つは、赤字国債にしろ建設国債にしろ、六十年償還というところはあるわけでしょう。ありますね。

○政府委員(竹島一彦君) はい。

○鈴木和美君 ただ、赤字国債の場合には、六十年償還というところはあるけれども、なかなか財源調達するのには難しいという問題もあつた。片一方、建設国債は物があつたからという、そういう違いというのはあります。それからもう一つは、国債ということであれば、市場性がある。だから私はこの繰り延べの問題はいわゆる隠れ国債と、こう言っているんですよ。市場性があるかないかという点が違ふことは確かにあります。

けれども、今次長の話では、元本があるから、元本のあることを、返さなきゃならぬのだから担保されているとあなたは言うんですよ。それはちょっと理屈に合わないじゃないですか。元本があるからとかなんか関係ないですよ。問題は、償還計画がどういふふうにあるかというの。これが担保されているか担保されていないかの最大の問題じゃないですか。このいわゆる隠れ国債というのは、その償還の担保がないじゃないか。だから私は同じような性格じゃないのかと言っているんですよ。

これ償還計画はきちんとしていますか、どうですか。

○政府委員(竹島一彦君) 先ほど元本のことを申し上げました。これは金額の端どめがあるという意味で、赤字公債との違いを申し上げた際に、端

どめとしてあるということを申し上げたわけでございます。

それから、償還の担保という点でございすけれども、それぞれ承継債務によつて違います。それから、将来措置を講ずべきものというところでお出ししているいわゆる隠れ公債的なものにつきましても、区々でございすけれども、法律をもつて何年度までに幾ら幾ら返済をいたしますというところを書いたものとそうでないものと二種類ございす。しかしながら、いずれもそれぞれの経費の特性に応じましてきちんと将来措置をしなければならぬという意味では法律的にコミットをさせていただいていくということでございます。償還について担保がないという御指摘は当たらないのではないかと考へております。

○鈴木和美君 あなた、十二月八日にうちの党の前畑さんから質問を受けて何と答えた。私は会議録をここに持っているけれども、いわゆる隠れ国債は残額幾らございすかと質問したんです。そしてあなたの答えは、三十六兆円です。そのうち国鉄の清算事業団の方の二十六兆を引くと約十兆ぐらいいじやないでしょうかと答えているわけなんです。十兆というのは何をもつて十兆と言っているのか。

それからもう一つ。その十兆のときに、あなたのところが最近予算委員会へ提出した「今後処理を要する措置」というのがありますね、別表で。その中には、法律事項で返すというのとはつきりしているのは、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化八千二百三十三億円、それから地方財政対策の改革による交付税借入、それから地方財政対策に伴う後年度負担、日本国有鉄道及び日本国有鉄道清算事業団から承継した債務の償還の延期、これはきちんとして法律化している。

その次、「その他」というところはこういうこととあります。政管健保の国庫補助の繰入れ特例五千九百三十九億、それから政管健保の棚上げ債務一兆四千七百九十二億。そして3として、日

本国有鉄道清算事業団長期債務二十六兆円。そして「参考」と書いてあるのは、厚生年金国庫負担金の繰入れ特例、二番目に国債費の定率繰入れ停止、三番目に地方交付税の年度間調整としての特例措置に係る後年度要精算額一兆五千七百二十二億。

これはあなた方が提出した書類ですよ。この表を見たときに、あなたが答えた十兆円というのはどれとどれと何を言うんですよ。

○政府委員(竹島一彦君) 今御指摘の「今後処理を要する措置」ということで国会にお出ししている資料、先生のおっしゃったとおりなのでございす。これはそのときも申し上げておりますように、いわゆる隠れ公債と言われるようなものは、別にこれは全部法律をもつて国会の御承認をいただいて進めておるという意味でなく、隠れという言葉がいろいろかといふのは、ふさふさしないとは思ひますが、通常そういうふうになつておる。私どもは今後処理を要するということ意味でまとめてみますとこういうこととございすという資料をお示ししているわけでございます。

そういう中で、三つのグループがございまして、端的に申し上げますと全体で約三十七兆円、そのうち国鉄清算事業団の長期債務二十六兆円を除きますとそれ以外が約十一兆円ということになつております。これは、まさにこの表に基づきまして数字が入っているものを足し上げたところ、十一兆円になるという、単純に足し上げるとそういうこととございすということをお願いいたします。申し上げたわけではございません。

○鈴木和美君 答弁全然私納得がいかぬですよ。議事録であなた大体のことなんか言っていないんです。十兆円と十兆円ぐらいいと、こう言っているんですよ。十兆円と十兆円とを言つたことは間違いないんですよ。

そこで、「今後処理を要する措置」というこの

表で、「後年度の処理方法が法律で定められている措置」というのがありましよう。これはこれでわかるというんです。その次、「その他」というのがあります。「その他」とそれから「参考」、これはどういふ理由で区別されているのか。

もつとはつきり聞くと、例えばこの「法律で定められている措置」の(3)「地方財政対策に伴う後年度負担」とあります。これは二兆五千五百七十三億でございます。それで、今度「参考」と書いてある方の「地方交付税の年度間調整としての特例措置に係る後年度要精算額」一兆五千七百二十二億。何でこれ分けなさいかぬのかということですが、これ何で分けているのか。

○政府委員(竹島一彦君) まず、最後にお尋ねの、上の方の「後年度の処理方法が法律で定められている措置」というところに出てまいります「地方財政対策に伴う後年度負担」二兆五千五百七十三億円。これはまさに地方交付税法関係法令におきまして、平成五年度から何年度までは各年度幾ら幾らということ書かれてあるものでございまして、これはいわゆる法定加算等の金額がここに入つておるわけでございます。

それに対して、下の方の「参考」欄にございす「地方交付税の年度間調整」というところで一兆五千七百二十二億円というのがある。これは、これはいわゆる本来法律で決まっていた償還を要するということではなくて、まさに交付税の年度間調整を要するということ、繰り延べとは違ふという意味で、ちよつと役所的で厳密過ぎるかもしれないけれども、そういう意味で性格は繰り延べではない、年度間調整で将来はこれは交付税の方に返さなきゃならぬものであるけれども、繰り延べとは違ふという意味でこういうふうに分類して掲げてあるというものでございす。

それから、最初の方にございす「その他」のところ、政管健保といたつたのが二つございす。これはまさに2として、1とは別にしてある趣旨は、これは法律で何年度に幾ら返すということが決められていないから第二グループで書いて

○鈴木和美君　しつこいようですが、地方税のところだけとて言いますと、地方交付税の附則四〇条、それで、平成六年度から十三年度までの地方交付税の加算額というのが出ているわけです。平成六年度は三千九百四十五億でしょう。ずっと約四千億から五千億積み上がってきて、そして十三年度には五千九百二十六億、合わせて四兆一千二百九十五億でしょう。その中で、こっちの法律で定めているというのは二兆五千五百七十三億円。それで片方の「参考」で書いてある方は一兆五千七百二十二億。これで数字が合うわけです、四兆円。

したがって、こっちの法律で書いてあるものは返すことははっきりしてます、こっちは年度間調整だからいつ返すかわからぬということでこっちの枠に入れているんじゃないですか。これは地方から見たら、返ってくるか返ってこないかわからぬという不安感を持つのは当然じゃないですか。

だから、私は償還計画がないというように規定づけているんですよ。償還期限がないというものは、赤字国債と隠れ国債だって性格が同じじゃないのかということを確認なさいということを行っているんだよ。

○政府委員(竹島一彦君) 今先生御指摘の地方交付税法の附則第四条で掲げられています金額は、この二兆五千と一兆五千、両方足したものでございます。こちらで分けてありますのは、これは性格が繰り延べじゃなくて、上の方の二兆五千というのは実は繰り延べなんでしょう。こし払わなきゃならぬものをおくらせていただいている。繰り延べです。ところが、下の一兆五千につきましては、繰り延べではなくて年度間調整ということで、性格が違ふという、それだけのことで分けてあるわけでございます。いずれにしても、両方合わせまして全体で四兆一千二百九十五億円でございますけれども、これはまさに地方交付税法の附則に書いてありますように、平成六年度から平成十三年度まで幾ら幾らお払いますと

ということが書かれているという意味で、償還期間もこれに関してははっきりしているわけでございます。

「今後処理を要する措置」の方の2のグループの政管健保が二本ございますが、これはこういうふうにはなっておらぬ、償還期限が法律上明示されておらないということでございます。

○鈴木和美君　二番目の政管健保のところは、償還期間が明確でないというからこれ第二の分類に入れてあるわけですね。

だから、今私が延べたことは、最初地方税の方は、四兆一千億はこれ足したものだから、それはそれで理解できるんです。けれども、返すとはつきりしているのであれば、何も「参考」なんかには書かないで、きちっとこれ入れておいたっておかしくないんですよ、これは手続上。こういうふうに書くから、これは返さないんじゃないかと不安定だとかいう不安要素を与えるんであって、誤解を生ずる。

それから、政管健保の方は償還計画がまだないんですよ、上の二番目の方は。これはまさに赤字国債と同じなんだよ。だから、国は赤字国債を出さないと言っているながら、自分の御都合でこういうふうに送り送することはよろしくないんじゃないのか。だから、償還計画というものをきちんとすべてについてつくるべきであるということ。最後にこの点では主張しておきますから、頭に入れておいてください。

それじゃ、その次に大臣にお尋ねしますけれども、今、自民党さんが三塚さんを頂点にして、経済対策というのか新しい宮澤さんの生活大国の実践というのかわかりませんが、新社会資本整備事業というのをばんばん打ち上げていますね。これは御存じでしょう。そのときに一番私に気になることは、この新社会資本整備事業というものについて建設国債、赤字国債とは違った何か短期の国債を財源とするというようなことが新聞でも書かれているし、そういう報道をされているんですが、それは事実でございいますか。

○国務大臣(林義郎君) いわゆる新社会資本整備
というようなことでいろいろな話が新聞で出てお
るということは、私も新聞読んでおりますから
知っておりますが、この中はどういうものを指す
のかというのは説明を受けたこともありませ
んし、極めて漠然としたものだとの私の方では受け
取っております。ごさいいます。

私たちの方では、現在でも文教施設であるとか社会福祉関係の施設であるとか、そういった施設につきましては、現状におきましても建設公債の発行対象経費ということで考えているところでございます。

ただ、新しいものをいろいろ言われましても、建設國債には建設國債としてのおのずからなるルールはあるのが当然のことでございます。もしもそれ以外のことを、今までの考え方を變えて新しい國債を發行するということになりますと、それは財政法の規定を變えるという形になる、あるいは財政法を曲げて運用する、こういうことになるわけでございまして、今まで我々が建設公債原則をとってきたその原則を放棄するということになるということでありまして、それは我々の方としてはできない話ではないか。それこそ、先生先ほどからいろいろお話ししておられますけれども、赤字國債とか何とかありますが、まさにそういうことになるかと私は非常に問題があるんじゃないかな、こういうふうに考えておるところでございます。

○鈴木和美君 短期国債になるのか、どういう国債になるのかは別にいたしまして、新社会資本整備というような事業というものをやろうということとは、経済対策というか、冷え切った景気を浮揚させるというような意味合いの資本整備事業なのか、不況と特別関係なくて恒常的に、宮澤さんの言う生活大国というんですか、その路線を走っている一つの政策というように見るべきなのか、どっちに見るべきなのですか、これは。

○国務大臣(林義郎君) 私が先ほど申しましたのは、現在予算案を参議院で御審議をいただいている

る途中でございまして、私どもは現在出しておりますところの予算案が一番いいことである、こういう形で景気対策でやる、こういうことでお願いをしているところでございまして、償還期限の短い建設国債とかいろいろなことが言われておりますが、それはまさに新聞で承知しているだけの話であります、私どもの方といたしましてはそういうことは今のところ考えていないと申し上げるよりほかには方法がないわけでございます。

が、私は公共事業費というものは今までの事業で十分やってきておりまして、そういった形でやっていったらばいいいんではないかな。今までも、公共事業費は長い目で見ましていろんなところから変わってきておるわけでありまして、中期、長期的に言いましたならば相当に社会経済の実態に応じて変わってきたような運用をやってきている。そういった中で、今回の予算におきまして、いわゆる生活関連化枠というような話でやってきたものについて重点的にやっておるところでございます。

○鈴木和美君 予算審議中ですから、現役の大蔵大臣が、補正予算とかその他について大臣として言うことはなかなかそれはおつらいでしょう。おつらいでしょうと言った方がいいんだと思うんです。

私、はっきりしておきたいことは、今いろいろ
ささやかれているけれども、新社会資本整備事業
というものを興すことによつて、建設国債、赤字
国債、つまり国債の考え方とか哲学とかあり方と
かというものを要する意思はないということは今
お答えになっていますか。

○國務大臣(林義郎君) 私どもが考えておりますのは、建設国債というのは財政法四条に基づいてやっておるわけでありますから、そういったものの考え方、伝統的な考え方でございますから、それを今変えてどうだこうだということは考えておりません。

○鈴木和美君 それでは別な角度から。

建設国債というものがござりますが、建設国債と赤字国債というものを議論するときに、建設国債は物の担保があるということで赤字国債と違うんだということをよくおっしゃられますね。つまり担保されていると。ところが、最近、公共事業みたいな、橋とか道路とかというものが担保されているというだけでは、建設国債としての性格が非常に狭義、つまり狭い考え方でないかというのがあるんです。例えば教育とか福祉とか、そういうソフトの面に対しても建設国債の対象にしてはどうかという意見があるんですが、それは大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(林義郎君) 人のサービスとか何とかというものを建設国債にするというのは、私はやはり財政法四条の言っておりますところの公共事業費というものの中には入らないではないか。これは、これを公共事業と言ったら、何もかも皆公共事業になっちゃうということがありますから、公共事業と書いてあります以上は、おのずからなるその中に制約がある。伝統的にはやはり今先生のおっしゃったような話でありますとか、まさに公共的な仕事でやっておりますものであるし、資産として後に残るものであるというふうなのが公共事業であらう、そのための費用であらう、私はそういうふうにお考えしております。

ただし、公共事業費ですから、公共事業をやるためにいろいろな手がかったりなんかいたします。それは公共事業をやるためにやるんですから、事業費ということの中には入るんだらう、こういうふうには考えております。

○鈴木和美君 もう一つ確認させていただきたいんですが、この新社会資本整備事業として今三塚さんが大分演説して回っている中では、特徴的なのは三つですわね。例えば今までの公共事業のほかに、学校などの教育施設の整備、二つ目には社会福祉施設の整備、三番目に光ファイバーケーブル網などについて、これは基盤整備をしていかなきゃならぬ、そういうことをするために、その財源として、例えば従来なら建設国債じゃなくても

う少し短期のものであってもいいじゃないかというふうなことを言われているわけですが。

しかし、今大臣はこういうものは既に建設国債の対象となっていると。私もそう思っているんですよ。学校だって社会福祉施設だってなっているんです。改めて何もそんな事業のために現在の国債の対象を縮めるといふような必要はないんじゃないかと私は思っているんです。だから、大臣も今述べられているような、新社会資本整備事業の目玉というのは建設国債でもうやっているとんだから、改めて短期の国債を発行するようなことは考えなくてもいいんじゃないかという見解に今立たれているというように理解していいですか。

○国務大臣(林義郎君) まだ今予算案をお願いしているところでありまして、私から新しいいろんな発想についていろんな解説を申し上げたりなんかするのはどうかと思いますが、私思いますのに、今までやっております範囲内の中でありまして、に、今までやっております範囲内と同じようなことであるならば、私はそれでできるんじゃないかな、こう思っております。

ただ、いろんなこと、光ファイバーとか何とかと言われているけれども、これはいわゆる民間の事業者がやっております話でありますから、それまで入るのかどうかというのは私は極めて否定的に考えているところでございます。一体その辺をどうするのかというのは、民間が本当はやる話じゃないかねというふうな感じを持っています。これを申し上げておきたいと思っております。

○鈴木和美君 私も一番最後のところはそこなんですけれども、つまり私流に新社会資本整備事業というものの中身を見ますと、中身をそんたくしますと、景気刺激の一つの側面というのもあると思うんです。同時に、公共事業の予算というものは、全部年間を通してずっと、年間というよりも最近ずっと拾ってみると、そんなに各省庁別の公共事業に関する予算というのは変わっていないですね。各省庁別ですよ。そういう省庁別に

公共投資の予算が変わっていないものだから、そうすると、そのところを破らなきゃならぬ。例えば、通産省でもいいや、そういうことを考える人は、つまり新しい事業の中でこういうものを建設国債の対象にしろとか何とか言っておいて、結論は既存の決まった枠組みを変えようというところの一つの目標なり方針があるとうかがえるんですが、うがった見方でしょうか。

○国務大臣(林義郎君) そこまで考えれば、いろいろ物の考え方はあるわけでございますから、役所なり、また政治家で自分のいろいろ応援しておられるところの話をやる。それは確かにそういうことになるかもしれないけれども、私はもって純粋に考えて、本当にこれからの日本の整備をどうしていくか、生活大国をつくるために何をしたらよろしいかな、そういうことで考えてのお話がいろいろあると思うんです。

ただ、それがすぐに公共事業に結びつくかどうかというところになればまた別な話でありまして、先ほども申し上げましたように、それは民間でやっておりますんですから、民間のいろんな形の資金という形でいろんな調達をしてやってやればいわけでありまして、別に公共事業費という形でやらなければ全然できないという話でも私はないんだらうと思うんです。そういうこと、私はいろいろ考えてやるということは、これは全然財政とかなんだとかというものを離れてやるというならば、私は一つの方法だらうな、こう思っているところなんです。

ただし、一つこの公共事業の中の枠をずっと何か抜けてやろうという話になりますと、これはまた各省の権限争いの話になりますから、私はそんな各省の権限争いというふうな話ではなくて、本当にどうしてやたらいいのかなというところで考えるべきだらうと思いますし、公共事業というのはやっぱり公共事業としての筋を通したものでなければならぬんじゃないかな、こう思っているところでございます。

○鈴木和美君 最後の質問ですが、今お話のあつた件はそれはそれなりに理解しますけれども、各省庁からいうと、よく私は冷やかすんですけども、大蔵省以外の省の役人と話をすると、最後は大蔵省が悪いという話で終わっちゃうんです。この省の役人さん話しても労働組合の役員と話しても、最後は異越同舟になっちゃって大蔵省が悪いと言います。予算をよこさないと言っていますね。

つまり、それは既存の各省別の枠とかシーリングとかがあるから、まあ仕方ないことだと言えは仕方ないことなのかもしれないけれども、公共事業に関する枠組みというのは、いい悪いは別にしても根本的に見直す時期に来ているということには確かだと思えます。だから、こういういろんなうがった見方ができるようなことが出てくるんじゃないかと思えます。それは根本的には各省庁別の公共事業の枠が決まっているからだと思います。

だから、これは根本的にこれからの二十一世紀を展望した政治構造の中でやっぱり枠組みを変えなきゃいかぬなということは私は一パツジ屋として考えます。そのときに、大蔵省がうんと言わければいいけれども、大臣に聞いておきたいんです。こういうことをやるから問題が出るんであって、それならば内閣の中に予算局をつくれ、そこで内閣予算局で調整、検討しながらやっていったらどうか、大蔵省からその部分は外したらどうかというふうな意見があるんですが、これに対しては大臣はどういう見解をお持ちですか。

○国務大臣(林義郎君) 最後は大蔵省が皆悪いんだと、こういうふうな話であります。金を配るところというのは悪口を言われるのが大体普通でありまして、金をもらう、持っていくという方が皆文句を言うのは、金を出すところが文句を言われるわけでありまして、それはやっぱり大蔵省の立場として受けて立たなければならぬ、甘受しなければならぬ。それだけにこそやっぱり公正な分け方をしていかなければならないと思うんで

す。

それで、公正な分け方をすると、やはりそのときそのときの社会経済情勢がありますから、その情勢の変化に応じて、これは公共事業だけじゃありません。ほかのいろんな予算につきましてもやはり社会経済の情勢に応じて金の配分、要するに予算というものをくり上げていくということが私は大切なことだろう、こう思っています。

そこで、先生からお話がありました、予算編成権を移したらどうかというお話がありました。ちょっと私もこれまで確かめておりませんが、私も、臨調なんかでもそんなお話が出ていたという話は聞いておりますが、予算の編成というものは、やはり金の問題でありますから、単に配るだけじゃないんで、どれだけの金を集めてくるかということも一つ必要なんです。それから、国際化の時代でありますから、それをどういうふうな形で国際的に運用していくかというふうなことも、国際貢献をどうするかというふうなこともございます。

金が入る方、入る方は税金が入ります。それからもう一つは、このごろは財政投融資で、要するに郵便貯金なんかで金が集まってくる。その金の配分と一緒にやってやらないとかならない。こういうこともございまして、入る方があって、それで出る方とどうやっていくかというふうなことを一体的に管理した方が財政という立場からすれば私はより効率的ではないかな、こういうふうな考えておるところでございます。

私は今そういうふうな思っておりますけれども、これは基本問題だろうと思うんです。国というものの、または国の財政というものの基本問題、先ほど来ありましたような、地方公共団体との配分の問題とかいろいろ言われますけれども、そういうものが、大問題であります。少なくとも国の財政というものは、財政運営というのは、金融とか財政収入、財政支出、一体的に運営した方が私はいいのではないかと。

特に、私はこの前も蔵相会議がありましてロンドンに行っていました。また今度もありますけれども、蔵相会議なんかでも、各国とも財政、金融の一体的な運用というのを非常に言っておるわけでございます。そういう意味で、私は、現在の体制で、今のよう形でやるのがいいんじゃないかな、こう思っているところでございます。

○牛嶋正君 初めに、国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案を取り上げまして、特に私は、地方自治の推進、それから地方分権の推進と関連づけまして、大蔵省及び自治省のお考えを幾つかの質問に分けてお尋ねしてまいりたい、こんなふうに思っております。

国の補助金等でありまして、普通国庫支出金制度と言っておりますが、これは国と地方の財政調整制度の一つとみなすことができます。そうだといたしますと、国の補助金等の見直しに当たりましては、国の立場からだけでなく、地方の立場からも考えていかなければならないのではないかと、いうふうに思っています。

また、この制度が国と地方の財政調整制度の一つであるといえますと、他の地方交付税制度あるいは国と地方との財源配分に関連して国と地方の税制のあり方等についても一緒に考えていかなければならないと思いますが、これまで国の補助金等の整理合理化を進めるに当たりましてそういった観点をおとりにしてきたのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(林義郎君) 御指摘のように、地方公共団体に対する補助金等につきましては、国と地方が協力して事務事業を実施する上で重要な機能を持っておるものでございます。社会経済情勢の変化に応じて不断の見直しを行っていかねばならない、そしてその整理合理化に常に心を配っていかねばならないと思っております。

情にも不断に心を配りながら、毎年度の地方財政計画の策定を通じて適正な措置を講じてまいりたいと思っておりますし、これらもまた講じていかなければならない、そういうふうに考えております。

○牛嶋正君 この見直しは昭和六十年以降行われているわけでございますけれども、これを振り返ってみますと、当初は財政運営の基本方針でありました増税なき財政再建を推進するための一方策として国は歳出の削減合理化を行われたわけですが、その一環として進められてきたというふうに理解できるわけでございます。

しかし、国の財政は増税なき財政再建が進みまして、平成二年度で一応赤字国債といえますが特例国債の発行ゼロということ、増税なき財政再建の目標が達成されたというふうに考えるわけでありまして、しかし、その後もやはり歳出の削減合理化という考え方は私は変わっていないのではないかと、いうふうに思っております。

今回の法律の提案趣旨の中でもやはりそのような表現をされているわけでございます。平成元年十二月二十九日の閣議決定、「国と地方の関係等に関する改革推進要綱」等において示された具体的な改革方針に基づき、引き続き徹底的な見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進することにより、その総額を抑制する。こういうふうな方針のもとで今回の国の補助金等の整理合理化もなされたというふうに思うわけでございます。

今私が申しましたように、一応増税なき財政再建の目標は達成できたわけでありまして、若干この見直しにおきましても、先ほど申しました地方の立場というふうなものもやはり考慮していかねばならないのではないかと思います。その点についてはいかがでございますか。

○国務大臣(林義郎君) お答え申し上げます。御指摘のとおり、平成二年度予算におきましては、巨額の公債残高を抱えておりますし、平成五年度末におきましては百八十二兆円というふうな

大きなことになってきておるわけでございます。国債費が政策的経費を圧迫するなど、依然として構造的な厳しさが続いておるところでございます。行財政改革を引き続き推進する観点から、補助金等の整理合理化については今後も精力的に進めていかなければならない、こう考えておるところでございます。

さきさきながら、やはり地方財政につきましても十分な配慮をしていかなければなりませんし、特に国と地方の機能分担、費用負担のあり方などにつきましても十分な配慮をしていかなければなりません。地方の財政事情につきましても十分配慮しつつ、地方の自主性、主体性の尊重や財源の重点的、効率的な配分というものを考えていくことが私たちに与えられたところの役目でもあらうかと、こういうふうに考えておるところでございます。

○牛嶋正君 今のようなお考えというのは、結局は非常に国の立場というのが前面に出ているように思うんですけれども、こういう立場をとり続けられるという背景には、今おっしゃいましたように国は一応特例公債の発行は回避できてはいるけれども、まだまだ借入れの依存度というのは高い。そういうふうな状況のもとで、地方財政はといいますと、順調な収支の伸びに支えられて比較的財政状況がゆとりがあるというふうなお考えのもとで、そういう考え方が生まれてくるのではないかと、いうふうに思うわけでございます。

そんなことで、財政状況が地方財政の方は割合改善されてきている。だから、ここで国と地方の間の財源配分をもう少し見直して、もう少し国の方へそれを移して、そして地方財政、それから国の財政ともに改善の方向に協力をしていくというふうな私は考えが国の方にあるのではないかと、思うんですが、最近の地方財政の状況に對しまして、国の方はどんなふうにお考えになつておるのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(林義郎君) 私どもは、決して地方財政が楽だというふうには考えておりません。地方

財政も八十二兆円というふうな債務を抱えているわけでありまして、国が百八十二兆円、地方も相当大きな額を抱えている。全体の財政規模からすれば大体同じようなことでありますけれども、年間の財政規模以上のものを抱えているということも容易ならざる私は事だと思ふんです。民間企業でありましたら、年間の売り上げ以上の借金を抱えているということになれば、それは相当なことだと思ふますから、やはりそれはそれなりに考えておかなければなりません。

しかしながら、地方財政にいたしても、国の財政にいたしても、いわゆる公経済でございまして、その公経済は国の経済を運営していくために非常に大きな役割を果たしておるところであります。別に非常に大きなこととじゃありませんけれども、それは相当の果たしておるものもあるわけでありまして、特にこうした不況に配慮しなければならぬというときには、国の財政だけの出動でなくて、地方の単独事業その他の格好で財政を出動させていただいて景気対策をやっていたということも私は必要だろと思ふいます。車の両輪というような格好で私はこれらの運営をしていかなければならないと思っております。

国の財政を預かる立場といたしましては、地方のいろいろな財政需要がございますから、その財政需要なり地方行政の自主性の尊重というふうなものにつきましては、十分な配慮をしながら、社会経済情勢の変化に応じていろいろなことを考えていかなければならない、こういうふうなことを考えているところでございます。

○牛嶋正君 今、国の財政と地方財政は車の両輪だと思ふように思ふたけれども、恐らくそういう見方のときには、国の財政に対して地方財政を全体として私は見ておられるのではないかと思ふます。しかし、地方財政、三千三百以上の地方公共団体に分かれておられるわけですので、それぞれの団体に比べてかなり財政状況に格差がある、差がある。例えば財政力指数で見ても

大変な格差があるわけでありまして。

ですから、地方財政の方は、そういう地方公共団体間の財政力の格差、財政状況の格差、こういった問題を実は抱えているわけでございます。ですから、国の財政と地方財政は車の両輪だと言いましても、私は地方財政の方により大きな問題が、今申しました格差というふうな問題を抱えているわけでございます。

ですから、全体で申しますと、今回の補助率の合理化、恒久化によりまして、率はわずかの引き下げの部分が出てまいりましたけれども、それでも地方公共団体によってはそれがかなりの財政負担になるということだつて僕はあり得ると思うのであります。その点について国は、特にこの地方公共団体間の財政力の格差、財政状況に大きな差があるということについて、どういうふうにお考えになっておられるのか、お聞きしたいと思ふます。

○国務大臣(林義郎君) 地方公共団体、三千三百ありますけれども、確かに御指摘のように格差が相当あることも事実でございます。そうしたことろで一律的なことをやりましたならば、財政力の非常に乏しいところには悪影響を及ぼす、いい影響が得られないということでございますから、それはいわずに地方交付税等によりまして、いわゆる財政調整制度というふうな格好でもって地方交付税の配分を行ったりいたしまして、そういったところにも配慮をしております。そういたしますと、地方財政の円滑な運営に支障を生じることのないように、地方財政計画の策定等を通じて今後とも適切な配慮をしてみたい、こういうふうなことを考えているところでございます。

○牛嶋正君 次に、この問題を地方の立場に立って少し考えてみたいと思ふのでありますが、国庫支出金制度を地方の立場から見ますと、この財源の性質からいいますと、依存財源であり、そしてまた特定財源であるわけですから、地方債と同じように非常に拘束の強い財源であるというふうに思ふます。ですから、地方が独自の財政あ

るいは行政を展開していくためには、できるだけ一般財源あるいは自主財源というふうなもので財源を確保していきたいというのは、これは当然のことではないかと思ふのであります。

それでいきますと、今回のこういった国の補助金の整理合理化というのは、それなりに特定財源であり依存財源というものが場合小さくなつていくわけでありまして、それだけ独自の行財政を展開するということができるように思ふんです。そのためには、その整理合理化して財源が減らされた分だけできれば一般財源というふうな形でやはり手当てしていくということが求められてくると思ふのであります。

この場合に、国が補助金等の整理合理化を進めていけるに当たりまして、そういった一般財源化というふうなことが同時に考えておられるのかどうか、その点について少しお尋ねしたいと思ふます。

○政府委員(竹島一彦君) 今回の公共事業の補助率に關しまして、一般財源化というふうなことは考えておりません。今回、補助率は恒久化をさせていた。そういう意味で、地方財政の負担は当然地方の財源で、基本的な財源、すなわち交付税等の一般財源それから地方債ということで賄われるべきだというのが基本的な立場でございます。それが、そうはいっても継続性がございまして、暫定的に公共事業等臨時特例債というものを発行いたしまして、それでそれぞれの公共団体が公共事業、補助事業を行うのに困らないようにいたします。しかも、その臨時特例債の将来の元利償還費、これは基準財政需要額に全部算定いたします。こういうことでございまして、そういう意味で、個別の地方公共団体が補助事業を行っていくに当たってはきちんと手当てがされておる。それも全体の交付税の中ではございまして、基準財政需要額に全額算入という意味で手当てをされておるところでございます。そういうことで十分円滑に事業は進められていくというふうに考えております。

○牛嶋正君 今申しましたように、地方の財政の立場からいいますと、できるだけ一般財源あるいは自主財源というふうな形で財源確保をしていきたいと思ふのでありますが、その場合に、現在の国と地方の財政調整制度、先ほど申しました国庫支出金制度、地方交付税制度、それから国と地方の税源配分、これがやはりいろいろな立場に立って考えますと、あるべき姿というふうなものが一つ考えられるのではないかと思ふんです。

国の立場で、今のこの制度、国と地方の財政調整制度はこれでいいんだというふうにお考えなのか、あるいはもう少しある方向にそれは変えていかなければならないというふうにお考えなのか、この点について大臣のお考えを少しお聞きしたいのであります。

○政府委員(竹島一彦君) 確かに、国と地方の關係は、税源配分とかそれから補助金でありますとか交付税でありますとか、いろいろな形でもって財政調整が行われているわけでございまして、その中のいろいろなバランス、組み合わせがいろいろある。そのときそのときや状況に応じて考えていかなきゃならぬと思ふんです。ただそれは毎年毎年変えていくようなものではない、やはりそこはきちんと安定性を持った制度の運営を図ることが必要だと思ふます。

これは結局は国と地方の事務事業の責任分担というのがまずあっての話でございますので、そこが変わればそれに変わってどうしていくのか、もしも基本的な流れが国から地方へということでございます。それから、それはそれに伴って税源配分等の問題というものは理論的には起きてくるわけでございますが、少なくとも現状においては事務事業の分担關係、特に不安定だということにも思ふておりませんし、それに伴います財政調整機能が国と地方でぎくしゃくしているというふうには思ふておりません。

いかぬというふうには認識しております。

○牛嶋正君 今のお話にありますように、やはりこういった国と地方の財政調整制度というのは、その前提に国と地方の役割分担というふうなものがあるのではないかと思います。

しかし、今の事務事業の配分を見ましても、必ずしもあるべき姿に今の状態があるというふうには私は思っておりませんで、ですからこの補助金等の整理合理化でも、特に公共事業等に係る補助率の統一それから恒久化を進められたわけですが、これも、私はこの合理化を進めていくに当たりますしては、もっと大事なものは補助対象事業の範囲、これをやっぱり同時に見直していかなければならないのではないかと。そのことが、国と地方の役割のあるべき姿というものでできるだけ近づけていくためには、そういうような見直しも必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてはいかがでございますか。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘のことにつきましては、公共事業の補助事業の補助対象につきましても採択基準を引き上げるといような形で、比較的小規模のものはもう地方単独事業の方に回っていただくというような整理をしておりますし、それからいわゆる一般財源化ということでも、そういった国から地方へということ措置を講じているわけでございます。これからのそういった分野については引き続き努力をしていく必要があるだろうと考えております。

○牛嶋正君 今申しました補助対象事業の範囲の見直しですけれども、これにつきましては地方財政法の第十条の一、二、三、四で補助対象の事業が列挙されておりますけれども、これを見てまいりますと、私は今の国の補助金等が担っている役割というのを大体四つぐらいに分けることができるのではないかと思います。

一つは、先ほどの議論にもありましたように、できるだけサービス水準を全国的に統一する、そのために財政力の弱い団体がそういった統一されたサービス水準を維持できるように、そういった

いろいろな財政的な援助をしていくということが一つあるかと思っております。

それからもう一つは、個々の地方公共団体が行政事務の中で、行政区画を越えてスピルオーバーしていく部分があるわけですが、こういったスピルオーバーを考慮して最適なサービス水準を維持するために国が補助金等を通じてある程度支えていくという役割がもう一つあるかと思っております。

そしてもう一つは、災害等の場合、地方公共団体に對しまして国が財政援助を行うという役割。そして最後に、奨励的補助金があるかというふうなふうに思っております。

先ほど奨励的補助金というのは予算補助というふうなことで議論がありましたけれども、私は、補助対象事業の範囲を検討するに当たりますしては、この奨励的補助金の部分、この部分からまず見直しをしていくべきであるというふうな思っておりますけれども、この点について自治省の方はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(松本英昭君) 御指摘のように、地方財政法第十条から十条の三までに、十条におきましては、ただいま先生サービスの統一といいますがサービス水準の維持というふうにおっしゃいましたが、例えば義務教育とか生活保護というようになことにつきまして国の負担事業として規定をしております。

それから十条の二には、先生はサービスのスピルオーバーという言葉でおっしゃいましたが、法律に沿って述べさせていただきますと、「地方公共団体又は地方公共団体の機関が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない事業、すなわち道路、河川とか、あるいは重要な都市計画、その他公共事業的なもの、これが十条の二に規定してございます。

それから十条の三に、今の「災害に係る事務に要する経費」というのが規定してございまして、これらは、私も十条から十条の三は、いわゆる

国庫が一定の関心のもとに進んで経費を負担すべきあるいは国と地方が経費を負担し分かち合うべき性格の事業ではないかというふうに考えておるわけでございます。

それに対して、十六条には、いわゆる「補助金の交付」といたしまして、「特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に對して、補助金を交付することができる。」、これがいわゆる奨励補助金と言われているものでございまして。そういうことで、今先生御指摘のよう、私も、私も負担金の性格のものそれから奨励補助金の性格のものとはやはり区別をして考えていかなければならないということは同感でございます。

ただ、負担金のものならば、それじゃ一般財源化等に全くなじまないかということになってまいりますと、負担金のものの中にも既に地方の事務事業に同化定着しているようなものもあるならば、それはやはり適宜見直して一般財源化等をしていくこと、これは適切ではないかと考えておるわけでございます。

そういう意味におきまして、先生のまず十六条の補助金のものからというそのお考え、それは一つの考え方として、奨励補助金のものはその奨励補助金的な役割というものが終わったときにはこれを廃止、整理縮小する、あるいは一般財源化していくということとは適切なことではないかと考えておるわけでございます。

○牛嶋正君 私は、この補助対象事業の範囲をできるだけ見直して、できればそれは狭めていくという一般財源化するべきだという考え方を持っておりますけれども、これは結局地方自治の確立あるいは地方分権を推進していくことを考えた場合に、国の補助金等による国から地方への財源移譲というのは、それに対して私は阻害的な要因になっているように思っております。

と申しますのは、地方自治の確立の条件というのは、これまで自主財源の確保ということが言わ

れてまいりましたけれども、私はこれからはそれに加えて行政能力の向上というのが地方公共団体に求められていくのではないかと。いうふうな思っているからであります。

国から地方へ権限を移譲するというふうに言いましたも、それを十分受け入れるだけの受け皿が地方公共団体の側に用意されているかどうかということが一つ大きな問題であります。この受け皿、これを私は行政能力というふうなことで申し上げているわけでございます。

もっと砕いて申しますと、与えられた財源を使って地域住民のニーズにこたえていくわけですが、けれども、そのためには地域住民がどのようなニーズを持っているかということを正確につかんでいかなければなりませんし、そのニーズにこたえるためにどのようなサービス水準で個々の行政サービスを供給していけばいいのかわ、こういったことを議論していくに当たりますしては、相当やっぱり行政能力が要求されてくるのではないかと。いうふうに思っています。

こういった考え方については自治省はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(松本英昭君) 基本的に全く同感でございます。最初に先生おっしゃいました、補助負担金というものがとかく地方の自主性を阻害するという点につきましては、多々指摘を受けているところでございます。

ただ、先ほど私も申し上げましたが、補助負担金の中には、先ほどのように国と地方の相互の利害に關係をして相互に負担を分かち合うべきような性格のもの、これもあるわけでございます。で、直ちにすべての補助負担金がそういうふうな評価をすべきとは考えておりませんけれども、補助負担金問題に係るいろいろな自主性の阻害とか行政の簡素効率化を阻害するといような問題は、やはり私もそれを除外するように今後も努力をしていかなければならないと考えているわけでございます。

そこで、先生おっしゃいましたが、やはり行政

能力の向上ということが自主財源の確保ということとあわせて非常に必要でございまして、そういう意味で、受け皿である地方公共団体の側がその財源を使ってそれぞれの地域の住民のニーズを的確に把握するとともに、それへの対応を適切に行っていく、そしてまた、創意工夫を凝らして地域の振興、活性化に資するようにしていく。そのことは非常に重要でございまして、そういうためにもやはり国庫補助負担金制度も地方の裁量の余地、そして弾力性というものがより必要である、そういうふうに私も考えておるところでございまして。

○牛嶋正君 その行政能力ですけれども、これは財政力と同じように、やっぱり地方公共団体間ではかなりの格差が見られるわけです。ですから、地方行政を議論する際には、全体ももちろんそれは考えなきゃいけませんけれども、こういう個々の地方公共団体の財政力の格差とかあるいは行政能力の格差というのを見ていかなきゃいけない。

ところが、財政力の方は地方交付税制度などで国から財源を移譲するときにある程度調整ができるわけですが、行政能力の方はこれは結局は自助努力で高めていかなければならないわけがあります。自助努力で高めていくという場合に、個々の地方公共団体がどういうふうなことで行政能力を高め得るのかということを見ますと、私は個々の行政サービスを執行していくに当たって二つの段階に分かれて事務が行われていると思うんです。

一つは、その行政サービスの水準の決定、どういうふうな水準で、そしてどういう方法で行政サービスを地域住民に供給しているか。その行政サービスの水準の決定に当たっては、地域住民のニーズを十分に正確に把握をしていかなければなりません。この事務を行うときに実は地方公共団体の行政能力というのは高まっていく、向上していく、こういうふうに私は考えているわけですが、行政サービスの執行に当たりまして次の段階

は、これは実施事務というふうに私呼んでいるんですけれども、計画事務で決定された行政サービスをそのまま実行していく。この部分というのは比較的技術的な問題なんです。ですから、先ほど言いましたような分析力とかあるいは計画、企画力、あるいは総合力、こういった行政能力よりもむしろテクニカルな技術が要求されてくる部分だと思っております。

ところが、補助金等で行われる補助事業というのは、重要なこの計画事務のところをかなり国が決定されてしまっている。地方公共団体がそこに入っていく余地が非常に狭い。全くなひとは言えませんが、狭いわけでありまして。そうだとすると、こういった補助対象事務が多い、このところを整理しなければ、いつまでたっても私は地方公共団体の行政能力というのは高まっていかないではないかというふうなことから申し上げているわけでありまして、この点についてはいかがでございましょうか、自治省のお考えをお伺いしたい。

○政府委員(松本英昭君) 先生御指摘のように、地方公共団体の中で行政能力というものがかなりいろいろ差がある、それはもう全く御指摘のとおりであらうかと思えます。財政力のように数字であらわれないものですから、これはなかなかあるわけにもまいりませんけれども、それぞれの地方公共団体、努力はいたしておりますが、能力にいろいろ差があるということは甘んじて私も認めざるを得ないと思うわけでございまして。

先生今おっしゃいましたように、そういう地方団体の能力というものを高めていくにおきましても、それはもちろん職員の研修とかそういうことも必要でありまして、何よりもやはりみずから企画し、計画していく、その能力をつけていく、これが非常に重要なことでございまして、そういう点から私も地方の単独事業を通じて、例えばふるさとづくり事業とか地域の総合整備の事業だとかいうような形で、地方が企画し国が支援するというようなことで単独事業を地方

公共団体に推奨しているわけでございまして。最近はそのような点でかなり地方の方にも意欲ができて、また企画、計画の力も平均的に水準も上がってきているように思っておりますが、やはり一層そういう点で今後とも私も努めていかなければならないというふうに考えておるところでございまして。

補助事業に絡みます、そういう点でございまして、やはり補助事業の中には、企画、計画段階から補助の対象にしていく、そして企画、計画段階から国のいろいろな指示等を仰いでいくというように、なたぐいのものも少なくないわけでございまして、今後とも補助金のあり方としては、今先生がおっしゃいましたように、できるだけそういう企画、計画段階は地方が少なくともより選択の幅を持って対応できるように補助金のあり方というものが私どもにとっても非常に望ましい、そういうふうな考え方を持っているところでございまして。

○牛嶋正君 今、国が目指しておられます生活大國づくり、この推進を考えましても、やはり生活者としての地域住民と密着している地方公共団体の役割というのは非常に大きいではないか、地方公共団体がそういう補助事業を通して国の決めたサービス水準に基づいてただ実施していくだけということになりますと、私は真の生活大國というのは実現しないではないか。むしろ、地域住民のいろいろなニーズを一番容易にキャッチできる地方公共団体が、あわせてその地域の実情を加味しながら計画、企画を行い、そしてそれに基づいて事務事業を実施していく、こういうことにならなければならぬと思うんです。

そうなりますと、やはり今の国の補助金等が担っております役割が一方であるわけでございまして、その役割を果たしながら、同時に地方の公共団体も計画事務に参画できるように、そういう工夫が私は本当の合理化といえますか見直しではないかというふうに思うわけでございまして。例えば補助金のメニュー化というのの一つだと思

ます。そうしますと、ある程度これは地方公共団体の方に自主的な判断というのがゆだねられるわけでございますから。こんなふうに考えていきますと、何か工夫すれば地方公共団体の計画事務への参画の余地というのはまだまだたくさんある。しかも一方で、補助金等のこれまで担ってきた役割も果たすことはできるというふうなことを思っております。それじや、どういう方法があるのかということについては私はまだわかりませんが、自治省あたりでどういった点について何かお考えでしたら教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(松本英昭君) まず、生活大國の話からでございまして、私どももやはり一定のミニマムの水準というものを確保する時代というのは、一応そういう時代は終わっているだろう。これは私は多様でそして選択の幅の広い、質の高い行政の水準がより求められているというふうな感じているわけでございまして、やはりそういうことを通じて初めて生活大國というものは実現できるのではないかとというふうに考えているところでございまして。

そういうためには、やはり地域地域がそれぞれの特色を生かしてそれぞれの地域づくりにみずからの創意工夫を生かした施策を展開していく、そういう施策を展開した計画には、今先生御指摘のように、地域の参画した計画といえますか、地域がみずからむしろ主體的になった計画に基づいて事業を進めていくような仕組みというのが非常に必要だろうと思っております。

先生、今一つ例としてメニュー化というふうなこともおっしゃいましたが、私どもも補助金のメニュー化ということは大変重要なことだろう、一つの方法だろうと思っております。そういうことで、毎年の概算要求の時点におきましては、私どもの次官名で各省に補助金のメニュー化を進めていたきたいというふうなことを申し入れを行っているわけでございまして。

いろんなことをやっぱり考えていかなければならない。そういうった研修とかなんとかというようなものも自治省の方でいろいろお考えだろうと思いますが、そういつたことをときどきやって、あちらでこりやっている、こちらでこりやっているからというようなことをやって、それで一つの思いつきでありまして、思いつきがだんだん出て

これは、三つそれぞれ見ておりますと非常に結構な課題ということになるわけでございますけれども、この三つの課題を同時に実現していくことは、今の財政状況から考えて非常に大変なことでないか、こういうふうなことを思うわけであります。そういうことから、既存の制度、施

かなければなかなか税収の伸びというのはいんだろう、こう思います。かつてのバブルのような形でわあっと伸びていくというような話というのは私たちは期待すべきものではない。順調な経済の発展によって税収が伸びていくことを期待していかねばならないと思っています。

そうした場合に、いろいろ考えていかなければ

それから、言っちゃなんですけれども、住専という住宅専門金融のいろんな形を民間の御努力によりまして対応する措置をとってきたところであまりまして、そういったようないろんな御努力をいただいたことによりまして景気の回復を図っていただく。やはり、金融がしっかりといてないと、金融というのは日本経済の血液みたいなものでありま

すから、血液がよく流れなければ体もよくなりな
いということも事実でありますから、そういった
ことをいろいろとやっていくというようなことを
考えておるところでございます。

以上、いろいろ申しましたけれども、そういった
形によりましていろいろなことをやっていくことが
必要だろう、こう思っておるところでございます。

○牛嶋正君 今お話しのように、特例公債発行の
回避ができるかどうかというのは、私はやっぱり
税収の見込みが非常に重要な意味を持っているん
じゃないかというふうに思っております。

今度の予算では、平成四年度の当初予算に比べ
ますと減額、一兆二千億円の減収ということに
なっておりますけれども、補正予算に比べますと
三兆六千七百二十億円の増額になっているわけ
です。今の景気の見通しからいいますと、これは少
し過大の見込みになっているんじゃないかという
ふうにも思いますが、その算定の根拠がいた
いものがどうなっているのかとちょっとお教えい
ただきたいと思っております。

○政府委員(澤本英輔君) お尋ねは、五年度の税
収が四年度の当初予算に比べると低い補正予算
に比べるとかなり高いものになっている、全体と
しては見通しとしてかなり高目の見通しではない
かと思うが算定の根拠がいかんという意味かと存
じます。

まず、四年度の税収は、さきの補正予算で御審
議をいただきましたように、金利の大幅な低下で
ございまして企業収益の減少でございましてと
か、そういった影響が大きなものになってまいり
まして、あわせて四兆八千七百三十億円の減額補
正をお願いし、補正後予算額といたしましては五
十七兆六千三百十億円というレベルにさせていた
だいたわけでございます。こういったものを四年
度の一つの土台と考えまして、その後の状況も加
味し、五年度の税収を見積もります際には、五年
度の経済見通しを軸にいたしまして、足元の課税
実績や個別税目ごとのいろいろな要素、税収見積
もりをいたします上での要素を組み合わせまして

税目ごとに見積もりをいたしました。

その結果が平成五年度予算の六十一兆三千三十
億円というレベルに達したわけでございますけれ
ども、この六十一兆三千三十億円という税収見積
もりの中には、平成五年度に税制改正を行いまし
て、税制改正の結果として上乗せになりました税
収増が多少ございまして、これをば取りました
ところのそれ以前の既行税制によりまして収入見込
み額といたしましては六十一兆一千九百六十億
円、これがいわば実力の伸びというものであった
わけでございます。この六十一兆一千九百六十億
円という実力の伸びというものを平成三年度ある
いは四年度の予算と比較してみまして、平成
三年度の当初予算が六十一兆七千七百二十億
円、それから平成四年度の先ほど御指摘ございま
した当初予算が六十二兆五千四百億というレベル
でございますから、この平成五年度の五年度の水準六
十一兆一千九百六十億は、平成四年度の当初は
もろろんのこと、平成三年度の当初をも下回るレ
ベルになっておる、これは私の知る限り近年例が
ないことだというふうに思います。

そういうレベルのものでございすけれども、
なお、牛嶋先生の御指摘は、平成四年度の補正後
から比べて勢いが過ぎるのではないかと、御
指摘かと存じます。これは今申し上げました要素
を組み合わせて計算しました結果がこうなるとい
うことではございすますが、なお別の側面からこの
大きさをチェックしていただきます意味で、GN
Pの成長に對します例の弾性値が幾らになってお
るかというところを見ていただきますと、この六十
一兆一千九百六十億相当の、つまり実力の伸びの
弾性値は一・一程度でございます。

一・一というのは、財政当局が例えば中期展望
を試みますようなときに過去の平均的な弾性値と
してよく用いたりする数字でございます。御承知
いただいておりますかと存じますけれども、景気が
落ち込んでおります段階から少しづつ回復に向
かっていきます段階、これを経験的に過去の幾つ
か我が国が近年経験しました事績でとりまして

も、景気が落ち込みましたときにはもちろん弾性値
がどんと落ちますけれども、そこからの回復とい
うのは意外と弾性値にあらわれてくる数字とい
うのは大きな、つまり弾性値をかなり押し上げる形
で回復してまいるといことが言えるわけござ
いまして、そういうことから申しますと、この一
・一という弾性値は比較的過去の事績に比べれば
控え目の見通しになっているということも言える
のではないかなという気がいたしております。

○牛嶋正君 次に、承継債務についてお尋ねした
いわけですが、先ほど隠れ借金というふうな言葉
も出まして、承継債務が赤字公債であるのかどう
かという御議論がありましたけれども、私はその
問題よりも、国が、大蔵省が今進めようとして
いる財政改革の中でこの承継債務の残高をどのよ
うに取り扱っておられるのか、このことの方が重
要な意味を持っていると思っております。これにつ
いてまずお尋ねしたいと思っております。

○政府委員(竹島一彦君) 財政改革を進めていく
上で、承継債務を含めまして今後処理を要する経
費につきましては、当然その視野に入れて、ただ
一つ、その中で大きな二十六兆円余の国鉄清算事
業団の債務につきましては、これは丸々その対象
になると思っております。それはそれ独自で
土地なり株なりの処分によって最大限努力をする
ということになっておりますので、一般会計の方
でそういった大きな金額を処理しなきゃならぬと
いうふうには考えておりませんが、いずれにしま
しても、残ったものにつきましては今後の財政運営に
おいて視野に入れていかなきゃならぬ。百八十二
兆円の公債残高がございまして、その中で六十兆
円強の特例公債の残高もございまして、これの早
期償還という問題もございすけれども、それら
とあわせまして、将来処理を要すべきものも視野
に入れて考えてまいりたいと思っております。

○牛嶋正君 納税者の側から見ますと、こうい
った隠れ借金というのが、一般会計とそれから資金
運用部資金特別会計との間のやりくりということ
で、言ったら非常にわかりにくい部分があるわけ

でございます。何か同じ財布の中でただ置き場所
を変えているだけじゃないかというふうな感じを
受けるわけでありまして、特例を設けてその借金
の返済を延期する、こういうふうなことが余り
も安易に行われ過ぎていて、こういう状況のもと
で果たして財政改革なるものがきちんとして進んで
いくのかどうかということが非常に心配されるわけ
であります。

この資金運用部特別会計ですが、これからの公
的資金の役割というふうなものを考えていきま
す。経済運営の中でも非常に重要な役割を担って
いかなければならないというふうに思います。し
かも、今でも郵便貯金や年金等の原資が毎年三百
兆ぐらいございすから、そういった規模にまで
拡大をしてきているわけでありす。

公的資金の役割の重要性を考えますと、民間の
資金も含めまして資金全体の効率的な配分という
ふうなことを考えた場合に、今は財政投融資計画
をきちんと立てられて行われておりますけれど
も、財政投融資計画に出てこない部分もあるわけ
でございます。そうしますと、資金の流れが資金
運用部の中を通過してどういふふうな流れでいく
のか、そして民間資金も含めて全体の資金の効率的
な配分がうまくいっているのかどうかというふう
なことをやはりもう少しはっきりさせる必要があ
るのではないかと。

そうだといたしますと、今の特別会計というふ
うな形での取り扱いは、私は、そういったこれ
からかかってくる役割、機能というふうなものを
考えた場合に、十分に受けとめることはできない
んじゃないかというふうなことを考えております
けれども、その点についてはいかがでございま
しょうか。

○政府委員(藤井威君) 先生のおっしゃる財
政投融資に関する物の考え方、財政投融資は、郵
便貯金であるとか年金のお金であるとか、いわば
国民からお預かりしておる有償の資金、これを使
いましていわゆる金融的手法によっていろいろな政
策手段として政策目的を実現していこうと、こう

いう手法でございます。それ自身が金融的手法による資源配分機能、あるいは先ほど大臣からも申し上げましたが、金融的手法による景気の調整手段、そういう意味で非常に大きな意味を持ち始めておる。最近のことでもございまして、やや中期的に見ますと、この財政投融資が財政の中に占める地位あるいは機能、役割、そういったものの重要性は少しずつ増してきているというふうに考えるべきであらうと私も思います。

そういうことから、広い意味での財政の一翼を担う財政投融資という形で、長い歴史の中で、例えば先生のおっしゃいました五年以上の長期運用の部分につきましては、予算に含めて国会の御承認をいただくというようなことにいたしております。確かに五年以内の運用部分が当然これは金融的手法によるものですから出てまいります。長期運用に至るまでの間のつなぎ、あるいは当初予定していたよりもやや余計に資金が流入してきた場合、あるいは逆の場合もあり得るわけでございまして、資金の流入がそれほどではなかったというような場合に備えるということもございまして、相当部分の短期の運用資産も持っております。そういうものもできる限りオープンにして開示していくという政策を我々も今までとってきておりまして、「資金運用部月報」等でそういうことに対応してまいっておるわけでございますが、今後ともいろいろそういう点も考えていきたいというふうに思っております。

○牛嶋正君 今この資金運用部資金というのは、理財局の中の一課ですか、それぐらいの規模だと思っておりますが、取り扱っている資金の大きさから言いますと、むしろ私は機構としてもできれば大蔵省と独立した形で機構をきちっとすべきじゃないか。そうでないと、公的資金の量から言っても、どうもそれが財政運営と何かごっちゃになっていて、財政運営の逃げ場がそこにあるような、ですから結局財政改革を進めると言っちゃって、逃げ場がありますので、そこにどうしても問題が行ってしまうというふうなことになるです。

この際、これからの生活大國づくりの中で公共事業をどんどん進めていかなければなりませんし、そういうことを考えますと公的資金をこれだけの量取り扱っている機関でありますので、独立したきちっとした機関にすべきではないかというふうなことを考えておりますが、これについて大蔵大臣の御見解は。

○国務大臣(林義郎君) 理財局長は担当ですから私からお答えした方がいんだらうと思います。が、先生も御承知のとおり、郵便貯金というのは、私はそれだけとつたら世界で一番大きな銀行だと思っております。これは大変なことだと思っております。恐らく世界にはそんなことをやっているところはないと思っております。

日本に郵便貯金というのは明治時代にできましてやってきた。本当は、郵便貯金というのは民間の銀行の補完的な機能を果たすべきであらう、こう思っております。しかしながら、やっぱり国に預けている方がいいと、こういうことでありまして、集まってくる。しかし、そのお金は有利確実に運用するというのが必要だ、こう思います。その金をどう使っていくかというのは、すぐれて税金を集めてくるのと同じように私は考えてやっていかなければならない。今まさにそこを一体的に運用しているところでありまして。

国会でも最初のころは余り財政投融資というのは問題なかったんですね。最初は復金とか何とかというふうな格好でやりました。見返り資金なんかありました。だんだんだんだん郵貯中心の形になってきたもので、財政資金というものをどうするかというの国会でもいろいろ御議論があつて、国会にもいろいろな形の御報告を申し上げて御審議をいただくような格好になってきております。

そういう意味で、取り扱いとしては一体どうしていくのか。これを全部民間にばらしてしまふのがいいのかどうかというの、正直に申し上げます。私はこれは一つの大きな問題だと思っております。別に今郵便貯金を分解しろとか何とか申しませ

んけれども、一つの大きなこれは問題ではないかな。

しかし、今やっていますのは、郵便貯金なり年金という形で金を集めているわけでありまして、それをいかに有利に、かつうまく運用していくか。国が預かりしているわけでありまして、うまいことどう運用していくかというの、私はすぐれて全体の中で考えていくことが必要じゃないかな。また、それを分けるというの、確かに一つの方法かと思いますが、一般の税収があります。それからこちらの方があります。そういったものと一体的な運用というのが私は望ましい方向じゃないかな、こう考えていることを申し上げておきたいと思っております。

○寺崎昭久君 地震再保険及び自賠責再保険に係る事務費の国の負担に係る繰り入れの特例の延長、この法案に関して質問をいたします。

この両再保険に係る事務費の一般会計からの繰り入れ停止というのは、昭和五十七年以来十一年になるわけですが、その繰り入れを止めた金額も、地震の場合には十億、自動車の場合にはおよそ百億という多額に上っているわけでございまして。

そこで、最初に質問をいたしますが、この両保険に対して今回特例措置を講じようとする理由、それから特に今回「当分の間」とされた理由についてお尋ねいたします。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘のとおり、五十七年度以来措置を講じさせていただいておりますが、これは昭和五十六年の七月の臨調の答申がスタートでございまして、「各種公的年金に対する事務費国庫負担の保険料財源への切換えを図る。また、医療・年金保険以外の公的保険に対する事務費国庫負担についても、同様の観点から逐次改善を図る」という答申がございまして、それを受けてまして各保険の事務費について検討が行われました。

その結果、地震と自賠責につきまして、事務費の繰り入れを停止いたしましたも積立金の運用益

によって事務費が賄え、本体の事業の円滑な運営に支障はないであらうというふうに判断されたために、今日まで暫定措置として事務費の一般会計からの繰り入れが停止されてきているわけでございますが、今回の法律によりまして、さらに当分の間同じように繰り入れの停止措置を講じさせていただきます。現在もなお積立金がございまして、その運用益で事務費を賄えるという状態でございます。このような資金的な余裕というのは今後当分の間続くというふうに予想されますので、それを踏まえまして当分の間同じような措置を続けさせていただきたいという趣旨でございます。

○寺崎昭久君 改めて伺いますが、政府の保険に係る事務費を国庫負担とするかあるいは特別会計の中で持つようにするのか、その際の基準。今、積立金があるとかあるいは運用益で云々というお話が若干ございましたが、もう少し具体的に御説明いただけないでしょうか。

○政府委員(竹島一彦君) この事務費につきましては、保険料財源で賄うかどうかということがポイントであらうかと思っております。保険料財源で賄うといたしますと、まさに保険料、保険本体の設計にかかわることでございます。いろいろな各面からの慎重な検討が必要であるということ、そういうところはまだ踏み込めていないのが実情でございます。

ただ、そういう意味では若干便宜制という御批判を受けるかもしれませんけれども、自賠責と地震につきましては幸い運用益でもって本体事業に支障がないということでございまして、基本的な問題意識は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、現在はこの二つにつきまして事務費の繰り入れを停止させていただきたいということでございます。

○寺崎昭久君 ということは、今回の特例措置というのはやむを得ざる措置なのか、本来あるべき姿を具体的に特例措置ということにしたと考えるべきなのか、いかがでしょうか。

○政府委員(竹島一彦君) これはそれぞれの保険事業の性格、またその財政基盤の強弱によって違ふかと存じますが、臨調答申は、まずこれは保険料財源で賄われるべきものであると、こういう基本的認識に立って答申が行われているわけでございます。私どもその考え方に即しまして、それぞれの保険事業の事務費につきまして検討していただいているわけでございます。本来であればそういう姿勢、すなわち事務費はそれぞれが自賄いをするというのが一つの基本的な方向であろうというふうに認識しておりますが、この自賄いにつきましてもそうだとということでもって、まだその本体の改正をしようというところまでは議論が済んでおらないという段階でございます。

○寺崎昭久君 先般の大臣所信表明の中に、歳出の徹底した見直し、合理化への積極的な取り組みというくだりがございましたが、それと今回とは余り関係ないということでしょうか。

○政府委員(竹島一彦君) 予算を編成する場合に、歳出の徹底した合理化、見直しということの兼ね合いでございますが、それとこの繰り入れの停止措置の継続というのが関係がないということもないかもしれませんが、それよりは、歳出の徹底した見直しという場合にはもう少しほかの、社会保障を含めた全体の一般歳出の世界でそれぞれ歳出の削減努力をしなければならぬ、またそれに最大限努力をした、こういうことだというふうに思っております。この自賄いなり地震の事務費繰り入れ停止がそのあかしであるというふうには認識しております。

○寺崎昭久君 特例措置を講ずるかどうかの判断として、財政基盤の強弱ということをおっしゃられましたけれども、例えば自賠責保険というのは、昭和五十七年以降料率の値上げをみてみますと、六十年に二九%という大幅な引き上げを行っているんです。そういうことが現在の収支安定に寄与していると判断できるわけでありすけれども、ほかの保険のこういう引き上げ状況がどうなっているのか。私は詳細に今調べてはおりませ

んけれども、ほかの保険が例えば料率などを据え置いたまま、自賠責は裕福であるから事務費は自分で持てということだと、結局取りやすいところから取る、その分一般会計の負担を軽くする、こういうふうに見られてもいたし方がないのではな

いかと思うんです。

それからもう一つ、あるべき姿であるということとを先ほどもちょっとおっしゃられたと思います。が、そうだとすれば、現在自動車なんというのは六千万台以上走っているわけでありすから、この事務費相当分というのは言ってみれば別の形の税制と考えてもいいくらい適用範囲、広がりを持つていきたいと思いますので、もう税制上の措置に切りかえるか、あるいは地震と自賠責に係る法律

本体を変えるというのが筋道じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘のとおり、本体を含めて議論がなされて、その中で事務費の財源手当てがどうあるべきかということが解決されていくというのが望ましいわけでございますが、残念ながらそれが望ましいわけではないというものが現状でございます。基本的問題意識と現実と解決されている事柄につきまして格差があるわけでございますが、そういう実情にあるということをごひ御理解をいただきたいというふうに考えます。

それから、取りやすいところから取るということになるではないかということでございますが、御指摘はわからないではないのでございますけれども、やはり基本的には自賄いというものを今後ともあるべき姿として描きながら努力をさせていかせていただきたいと思います。地震と自賠責につきましては、とにかく本体事業に御迷惑をかけず、また保険料率についてもその後は見直しをされて引き下げ等も行われているという努力も行われた上での話でもこれあり、全体として今回の措置の継続についてはぜひ御理解をいただきたいというふうに存じます。

○寺崎昭久君 そういう努力の結果が健全な財政

を維持しているとすれば、それに甘えて、一当分の間」というように決めるのは、私はいかがかなと思うんです。従来も適用期限を決めていたわけですから、今回も一年とか二年にするというのが本来の姿じゃないでしょうか。どうでしょうか。

○政府委員(竹島一彦君) 事務費が保険料財源で賄われるということがいつ実現できるのか、これはわかりませんけれども、やはりそういった問題意識を持っておりすので、それまでの間、この運用益で事務費が賄われる限り、物理的にそれが何年間ということはちょっと予想できませんけれども、私どもとしましては、現在の積立金からいつまでか当分の間は大丈夫であろうというふうに判断されますので、一年とか二年とか三年とかいうことではなくて、制度改正ができるまでの間、当分の間継続させていただきたいということでございます。

○寺崎昭久君 それではほかの特別会計との関係で御尋ねいたします。

事務費を一般会計から繰り入れている特別会計というのは今十五ございます。先ほど御紹介ありましたように、昭和五十六年の臨時行政調査会の答申の中では、医療・年金保険以外の公的保険に対する事務費国庫負担についても保険料財源への切りかえを図るとされております。地震と自動車に關しては保険料財源化が図られたわけですが、ほかの十五がそのままだと置かれていたのはなぜか。余り抽象的でもわかりづらいので、農業共済再保険特別会計それから労働保険特別会計、これが今どういう状態になっているのか、なぜ事務費の保険料財源化が進められないのか、御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(竹島一彦君) 農業共済再保険特別会計の事務費の繰り入れが行われておりますが、これは自然の影響を受けまして作物が不作になったような場合に共済金が支払われるというものでございすけれども、いかにせん、この特会の経営基盤が弱い。農業者から掛金を集めまして、その掛金にも国庫補助をしてようやく本体が成り立つ

というふうな保険事業でございまして、残念ながら現行では掛金にまで国庫補助をせざるを得ないような状態でございますので、事務費について一般会計からの繰り入れをしないわけにはいかないという実情にあるということでございます。

それから、労働保険特別会計につきましても、事務費をいたしまして五年度の場合八億五千万円が繰り入れられているわけでございますけれども、失業という保険事故に対して国もその責任の一端を担うという観点からこの事務費の繰り入れが行われておることでございます。

そういう事情でございます。自賠責とは異なつた扱いになっておるわけでございます。

○寺崎昭久君 大臣に所感をお尋ねしたいと思ひますけれども、今回の地震、自賠責再保険に係る特例措置と、十五特別会計ではそういうことを行わないということでの整合性、あるいはこの十五特別会計の今後の保険料財源化についてどのようにお考えなのか。

○国務大臣(林義郎君) この問題につきましては、昭和五十六年の臨時行政調査会の答申で、「各種公的年金に対する事務費国庫負担の保険料財源への切りかえを図る。医療・年金保険以外の公的保険に対する事務費国庫負担についても同様の観点から逐次改善を図る。」という旨の提言が行われておりまして、やはりだんだんと移していけ、そういった経費削減、経費というのか、そんなことを改善していかなければならぬんじゃないか、こういう方針がございましたものだから、そういった積立金から生じます費用が出てくる場合におきましては、事務費がもしもそれで負担をすることができるといふことがあり、また、それによりまして事業の運営上も差し支えないというふう

に判断されましたときには、事務費の繰り入れ停止というこの措置を逐次とっているというものが今までの考え方でございます。

したがしまして、先生御指摘のように、今までずっとお話しありましたように、なぜ二つだけやっているんだ、ほかの方はやっていないじゃない

いかという御指摘はあると思いますが、私は臨調の考え方からすれば、できるものからだんだんやっていくというふうな考え方でありまして、無理をしてというか、一生懸命努力をしてこはやっていくものだろう、こういうふうな考えておるところでございます。

○寺崎昭久君　やはり考え方とか、納得性がないとせっかくいい保険をつくっても支持が得られないということも考えられますので、ぜひその間の整合性とかバランスについてお考えをいただきたいものだと思います。

それから、補助金に関して一点だけお尋ねいたします。

本法律案でも公共事業に係る補助金の水準の整理をしているわけでありまして、整理をしているということであって、とても抜本的な改革とは言えないんじゃないか、そんなふうな受けとめております。今後、補助金について抜本的な見直しをやりたいということの意味で意見を申し上げるわけでありまして、今後、補助金についての見直しを行う際、三つの点から御検討をいただければどうかと考えるわけですが。

第一は、補助金は、もうすべてとやうに思いますが、期限つきにして定期的に見直す、いわゆるサンセット制度とするということが大事なんじゃないか。要すればまた延長するといふぐらゐの補助金であるべしと考えるのが第一点です。

それから第二点は、補助金の地方一般財源化ということでありまして、例えば少額の補助金の廃止あるいは人件費補助の廃止、こういうものを進めて補助金制度を圧縮するということにお取り組みいただければどうかでしょうか。

それから第三点は、普通建設事業費の補助金を国庫補助金の体系から外す、そしてこれを例えば第二交付税として地方に一括交付するといふような観点から補助金の整理をされてはどうかでしょうか。

地方自治の確立が急務であるといふことを言われておりますけれども、この補助金行政の見直し

というのは中央集権政治の見直しにもつながる大事なポイントであろうと考えるんですが、御所見を賜りたいと思います。

○政府委員(竹島一彦君)　まず第一点のサンセット方式でございますが、これは私も既にそういう考え方ではございまして、今は特に新規の補助金につきましては原則として五年以内の終期を定めるといふことでやっておりますし、既存のものにつきましても終期の設定に努めておる。今後ともそれはやってまいりたいというふうに考えております。

それから二点目の一般財源化、零細補助、人件費補助の整理でございますが、この一般財源化につきましてもこのところ毎年のようにやっておりますので、事務事業が地方に同化定着しておるというところで毎年自治省との間でお話し合いをいたしまして一般財源化に努力してございまして、それから零細補助につきましても、零細補助金の基準というものを設けてございまして、その定期的な引き上げ等を図りまして、その趣旨を進めております。

それから最後に、第二交付税的なお話がございました。これはかねてから御議論のあるところでございまして、地方の自主性という観点からは魅力のある仕組みかと存じますけれども、補助金というものは正しくいいますと、補助金にまいるまいりません、やはり補助事業としては補助事業のまさにプラスの機能というのがございますので、それを認める限りにおきまして、一括しまして第二交付税的に財源をばんと渡すということになりますと、これはまさに補助事業のプラスの面が没却されてしまうという問題がございまして、なかなか第二交付税的な構想につきましては政府部内でも意見が合わないわけでございますけれども、そういうことややはり補助金の特性も生かしながら今後ともやていかなきゃいかぬ。

ただし、地方の自主性にも配慮しなきゃいけませんので、その辺のバランスは難しいわけでございますが、大ざっぱにといいますか、大胆に分けて

てしまうということではなくて、やはりもう少しきめ細かい取り扱いが必要なんだろうというふうに考えております。

○寺崎昭久君　先ほど自賠責のことをお伺いしましたので、これと密接な関係にある任意自動車保険制度について若干お伺いをいたします。これは言うまでもなく大蔵省の管轄にある保険でございますので、関連するものと思われましてので質問をいたします。

先般、自賠責は一三%引き下げられましたけれども、任意保険は逆に一〇・七%引き上げられることになりました。この任意保険の方は平成三年の七月にも料率改定が行われておりますので、この二年間で約五〇ポイント引き上げられたことになりまして、これはもう大変な引き上げ幅なわけでありまして。

いろいろ原因はあるんだと思いますが、大蔵省から見ても、なぜ二年間で五〇ポイントも引き上げざるを得なかったのか、御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(饒味徳房君)　任意の自動車保険につきましては、損害保険協会におきまして中立的な料率算定機関であります自動車保険料率算定会が毎年検証を行っておりますので、事故率等の推移に基づいて適正な料率の設定に努めているところでございます。

今お話がございましたように、自動車保険につきましては、収支の悪化に伴いまして平成三年七月に保険料率の引き上げが行われたところでございます。

その後の推移を見ますと、先ほど自賠責保険の引き下げというふうな要因がございましたが、同じような理由で、対人賠償保険あるいは搭乗者傷害保険といった対人の保険につきましては損害率の良化が見られてまいりまして料率の引き下げが可能になってきたわけでございますが、車両保険とか対物賠償保険の損害率は依然として悪化しているというふうな傾向にあったわけでございます。

このような車両保険とか対物賠償保険の収支悪

化の要因をいたしましては、車両保険の事故率が上昇傾向にあること、あるいは支払保険金の大宗を占めます修理費の高騰による平均支払い保険金の上昇、こういったものが要因だろうと考えておられます。

このような状況の中で、損害保険業界では、樹脂バンパーの補修推進キャンペーンを行う等収支改善のための努力を行ってきたところでございまして、この自動車保険の収支状況が今申し上げましたように極めて厳しいところから、このたび、車両保険の免責金額の引き上げ等、修理費高騰に対応した料率制度の改定を行うとともに、保険料率の改定を行ったものでございます。

ちなみに、料率改定の状況は、先ほど先生からお話ございましたように、平成五年四月からの改定を予定しておりますが、自家用自動車平均で一〇・七%の料率の引き上げになるわけでございますが、その内訳を見ますと、対人賠償につきましましては一・五%の引き下げ、対物賠償につきましましては一・六・七%の引き上げ、搭乗者傷害につきましましては八・七%の引き上げ、それから車両につきましましては二・一・四%の引き上げとなっております。

そして、これと自賠責保険と組み合わせるとところが実際の負担額になるわけでございますが、車両保険をつけなくて対人、対物、搭乗者傷害まで合わせたところになりますと、自賠責保険が一三%下がっておりますので合計で一・〇%の引き上げ、それから車両保険をつけますと合計で八・三%の引き上げ、こういうふうな料率改定になっているわけでございます。

○寺崎昭久君　こうした大幅な保険料率の引き上げというのは、保険加入者に過度な経済的な負担を強いるだけではなく、急激な引き上げというのは、本当にそれが正しいのかどうかというふうな意味も含めて、保険制度に対する信頼感を失わせかねない大事な問題ではないかと私思うんです。

そういう意味では、今後保険制度に対する信頼性をさらに高める、あるいは保険本来の趣旨である低料率で必要なサービスが安定した状態で提供

できるような制度として今後も充実させるといふ観点から、関係者の御努力を一層お願いしたいと思ひますし、その一環として、大蔵省としても関係業界あるいはユーザー、団体と言つていいんでしようかユーザー個人と言つていいのか、そういうところにも働きかけ、また低料金で必要なサービスが提供できるような仕組みを維持するため、関係者による定期的な協議の場を設けるといふことも考えていただきたいと思います。うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(鏡味徳房君) 今先生から御指摘があった点は大変重要なことでございまして、実は先ほど御説明しました対人賠償等の対人関係につきましては、医療費の高騰を抑えるとか認定の適正化を行うとか種々の努力が行われてきてまして、料率につきましても引き下げの方向でいろいろと改善が図られてきているわけでございます。

ただ、車両保険とか自動車そのものに係るものにつきましても、今申し上げましたように修理費の上昇等の問題がございまして、先生の御指摘のよう、自動車保険の国民生活に占めます重要性を考えますと、やはり損害保険業界初め自動車保険の関係業界の参加を得てこういった車両とか対物保険につきましても収支改善策について検討する場を設けられるのが望ましいわけでございまして、私どもとしましては現在そのような場が設けられるように努力をしているところでござい

ます。その結果として自動車保険の収支改善策についての検討の場が設けられますれば、関係者間においてこの問題について真剣な検討が行われることを期待したいと考えておる次第でござい

ます。○寺崎昭久君 その関係者による協議の場というのはある程度定期的に行われると考えていいのか。それから、今の御説明の中には関係業界といふことがあったんですが、やはり保険に加入している人も大事にしてもらいたいと思うんです。そういう意味では保険加入者の代表とかそういう団

体も加えた場にしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(鏡味徳房君) 具体的な検討の場のあり方につきましては、今、関係業界及び関係者にいろいろと検討を依頼しているところでございまして、私どもとしては、何らかの形でそういった今先生から御指摘のあったような関係者の参加を得た検討の場が設けられて、その場におきまして真剣な検討が行われることを期待したいと思つておる次第でござい

ます。○寺崎昭久君 保険というのは一度払つてしまひますとどう使われているかというのはいくらにされてない方が多いと思うんですが、そういう状態を放置しておきま

す。○寺崎昭久君 保険というのは一度払つてしまひますとどう使われているかというのはいくらにされてない方が多いと思うんですが、そういう状態を放置しておきま

す。○寺崎昭久君 保険というのは一度払つてしまひますとどう使われているかというのはいくらにされてない方が多いと思うんですが、そういう状態を放置しておきま

要なことでございまして、安定的な保険の供給というふうなことが重要だと思つております。

○寺崎昭久君 大臣に一つ伺ひたいいたします。一月二十九日の衆議院の予算委員会、民社党の米沢書記長が大臣に質問をいたしました。これは行財政改革と財源問題の関係でござい

ます。○寺崎昭久君 大臣に一つ伺ひたいいたします。一月二十九日の衆議院の予算委員会、民社党の米沢書記長が大臣に質問をいたしました。これは行財政改革と財源問題の関係でござい

ます。○寺崎昭久君 大臣に一つ伺ひたいいたします。一月二十九日の衆議院の予算委員会、民社党の米沢書記長が大臣に質問をいたしました。これは行財政改革と財源問題の関係でござい

と財政展望について、国民がわかるように御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(林義郎君) 民社党の米沢書記長の御質問が予算委員会でございます。そのとき私も御答弁したことは記憶しております。

○委員(野末陳平君) この際、午後四時十分まで休憩いたします。

○委員(野末陳平君) この際、午後四時十分まで休憩いたします。

○委員(野末陳平君) この際、午後四時十分まで休憩いたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉岡吉典君 最初に、承継債務の償還特別法案について一、二問行わせていただきます。

平成五年度の財政のつじつま合わせという点からは償還延期ということが必要だということかも知れませんが、将来に償還を延期することは、それに伴う利子負担の増加という新たな問題が出てまいります。今回、六千九百八十三億円の償還延期を行いますし、昨年の補正でも約五千六百億円の償還延期を行っています。この延期後の償還計画は、五年据え置きという十年返済ということですが、これによる利子の負担増はどれぐらいになりますか。

○政府委員(竹島一彦君) 五年据え置き後五年で均等償還、全体で十年ということで計算をいたしますと、四年度分が約三千三百億円、それから五年度分が約三千九百億円でございます。

○吉岡吉典君 つじつま合わせということでは、あれでも、合わせますと新しく約七千億円ですが、補正予算と合わせて一兆二千六百億円の償還延期に伴う新たな負担が七千億円ということになるというところは、これはやむを得ないということと済ますわけにはいかない問題があるというふうに思っています。

しかし、私は時間の関係でこの問題に時間をとるわけにいきませんので、補助金整理恒久化法案に関連して質問を行わせていただきます。

まず、きょうも地方分権の問題がここである議論になりました。私は、地方分権というなら、その中身は地方自治体の財政自主権を拡大するということとなければならぬ、地方分権の名で地方へ負担を転嫁するとか、あるいは国のやるべき責任を放棄するということではあつてはならないと思います。そういう点で、本法案の中で論議されてきましたが、地方分権と言いつつ実際はあつてはならない国の負担を地方に転嫁する、あるいは仕事を地方に押しつけるということになっているという気がいたします。

まず恒久化という問題ですが、恒久化と言つて

いますけれども、これは国の財政危機を理由にして最初は一年限りということで始まり、その後何回の暫定措置をとってきた地方公共団体に対する補助金の削減、それを恒久化するというものであつて、何か新しく制度が確立するというよりは補助金カットの恒久化ということに内容的にはなっています。経過的にもそうなっていると思います。

今回の恒久化というのは、そういうわけで発足する前の昭和五十九年度の水準と比較すれば増加する地方負担額は六千九百億円になる。これは大蔵省の資料でもそうなっているわけです。つまりそれだけ負担がふえる、それを恒久化するということになると思います。

地方団体の財政運営に支障のないように財源措置をとるということになり、そのための臨時の特例措置、激変緩和措置といわれるものが提案されてもいるわけですが、その激変緩和措置の中で国が直接に負担する部分はどれだけありますか。

○政府委員(竹島一彦君) 補助負担率の恒久化に伴いましてとられます暫定的な地方財政措置というところで、今御指摘のございましたように五十九年度の水準と比べて影響が出てまいります約六千九百億円、これにつきましては暫定的に公共事業等臨時特例債という地方債を発行していただく。その特例債の元利償還に要する費用は全額その年度の年度におきまして地方団体の基準財政需要額に繰入をする。三番目に、国が出てまいりますけれども、その特例債の利払いに要する費用の十分の九に相当する金額。その趣旨は、交付税交付団体に対する利払いに要する額は全額国が持つというところでございますが、これは後年度におきまして地方交付税の特例措置といたしまして国の一般会計から交付税特別会計に繰り入れをするという形で国がかかわってまいることになっております。

○吉岡吉典君 その額は幾らになりますか。

○政府委員(竹島一彦君) これはこれからの公共事業の額等がどうなってくるかによって変動して

まいりますので、今その額について申し上げることとはできません。

○吉岡吉典君 概算でもできるわけでしょう、六千九百億円というところがあるわけですから、利子を掛ければ計算できるはずですが。

○政府委員(竹島一彦君) 平成五年度につきましてはこの臨時特例債は年度末に発行されるために利子の問題が発生しないわけですが、六年度以降につきましては、五年度の実績を踏まえて、今申し上げました利払い費の十分の九という金額を国の方で考えていくということになりますので、まだ現時点では六年度以降の負担額について数字はお示しできません。

○吉岡吉典君 どういうわけでおっしゃらないのかわかりませんが、事務当局の人の計算では、利子を〇・〇五として〇・九掛けると三百十億円だという説明を聞きました。ですから、六千九百億円の影響が出る、それについて今説明があった措置がとられるわけではあります、その中で国が直接に負担するのはこの三百十億円だというふうに私はとらせていただきます。

臨時特例措置が終わった後、つまり成立したとして、今議案になっている法案に沿って補助金制度が適用されるというようになった場合、将来、その場合の国の負担、今言ったような意味の国の負担というのは残るのか残らないのか。私の考えるところでは、この法案が成立した場合には国の事情で補助金を減らしたという状況ではなくなるわけですから、そういうことに伴う国の負担というものは当然なくなるんじゃないかと思えますけれども、その点ははっきりしてください。

○政府委員(竹島一彦君) 先ほど申し上げました公共事業等臨時特例債という名前の特例債をいつまで発行するかにつきましては、今現在具体的に決めておりません。それは状況を見ながら、本来の姿に戻つてもいいという段階ではそういうものはなくなつてくるというふうにしか申し上げようがございません。

いずれにしても、当分出すことになるであろう公共事業等臨時特例債の元利償還、それは基準財政需要額に算入するというところでございますので、ほかのものと合わせまして将来各年度におきまして基準財政需要額全体で幾らになるかという計算をいたしまして、一方、基準財政収入と見比べて各年度の所要の地方財政措置というものの内容が決まってくるわけでございます。そういった各年度の作業の中におきまして、地方財政が円滑にいくように各年度各年度検討して適切な措置を講じていきたいということでございます。

○吉岡吉典君 そういふふうには難解な答弁をなさるわけですが、国の補助の削減に伴う臨時措置で行われたような意味での国の負担ですね、これが続くのか続かないのかということ、端的にお答えください。

○政府委員(竹島一彦君) この恒久化ということでございますので、それがずっと補助率のカット、国がお願いしてカットした、よつて国が持つという、そういう性格の特別の措置というものは将来にわたつては考えておりません。公共事業等臨時特例債というのはあくまでも激変緩和的な措置であるということでございます。補助率を引き下げたという前提での措置ではございません。

確かに、経緯的には六十年度以降、補助率の暫定的な引き下げ、またその後引き上げというようなことで今日に至っているわけでございますが、今回はそれらの経緯を踏まえながらこれから先どうあるべきかというのを議論いたしました。直轄は三分の二を基本とし、補助は二分の一を基本とするというのが簡素化の観点からよろしいというところでございまして、そういうことでやらせていただくというわけでございます。

補助率の引き下げというように問題意識に立つて措置を考えているわけではございません。

○吉岡吉典君 いずれにしても、平成五年度では六千九百億円の影響を受ける、そういう補助金の削減が行われ、それが恒久化することになるわけですが、

問題は、この法案が、衆議院段階の速記録を私、読ませていただきますと、竹島次長の説明では、これは国が一方的に出したものでなく、国、地方、双方合意の法案だという説明が行われております。国の補助金がそんなに恒久化という名前前で減らされるということに地方公共団体が本当に積極的賛成しているのかどうか。責任持って国、地方双方の提案の法案だというふうに言えますか。

○政府委員(竹島一彦君) 今回の恒久化の中身といたしましては、補助だけじゃなくて直轄事業についてもございまして、直轄事業の負担金と補助事業の補助率とそれぞれ見直しております。直轄は上げ、補助は下がるというふうな関係でございますが、全体として見ますと、国と地方の財政負担は現在と変わらないというところでございまして、地方に今回の特例措置がさらに何か従来とは上回って負担を求めるといふようなものではないわけでございます。

いずれにしても、国と地方の補助金、負担金をめぐる暫定的な関係というものはなるべく早く安定化した方がよろしい、その内容は簡素化、体系化ということであるということにつきまして、国も地方も同じ問題意識に立っております。そこはよく協議を重ねまして、地方の御意見も踏まえて直轄事業の維持管理費の負担率につきましても見直しをしておりますが、そういうものをセッティングいたしまして、地方の御理解を得てこういった案が政府としてまとまったわけでございまして、国が一方的にこの法律をお願い申し上げるということではございません。関係者の御了解を得ておるわけでございます。

○吉岡吉典君 了解を得たということ、私はニュアンスとして国、地方合意で提案したものだということとは若干ニュアンスが違ふと思います。それは置きまして、私は、地方がどういふわけでそれに合意したか、あるいは了解したかということについてやはりここではっきりしておいてもらいたい問題があるわけです。実は国の補助金が

六千九百億円も影響が出るというほど削減されるわけですから、地方公共団体はどういうふうになれを受け取っているだろうかということで、私は幾つかの地方へ出かけて直接いろいろ話聞いてみました。そして、ある知事さんにも会って聞きまして、知事さんと言っても決して革新系の知事さんじゃない。沖縄まで行きましたから、今ほとんどおりませんから。

しかし、その知事さんの話でも、結局国が補助金にかわる国の負担を将来とも続けてくれるというところから安心していると。担当者に至っては、国の負担が補助金から別の交付税にかわるだろう、だからむしろそれは一般財源化するからいいんだというふうな話もありました。私は午前からの論議を聞いておりました。将来の問題で公明党さんの質問に対して、一般財源化しないんだ、本法案になればそれは当然国が賄うべきものだという答弁でございまして、やはり地方はそういう今の答弁のようにはっきりしたものとして合意しているのではないかと私は思っています。

そういう点で、例えばその証拠として地方で持ち出された問題の一つに、林大蔵大臣も署名しておられる七大臣の覚書というのが出てくるわけですね。この七大臣の覚書の中で、一項目に本法案の趣旨が書かれ、二項目で「補助率等の恒久化に伴う地方公共団体の負担については、事業の円滑な執行に支障を生ずることのないよう、適切な地方財政措置を講ずることとする。」と、こういうふうな書いてある。だから、将来とも適切な地方財政措置をとってもらえるから大丈夫だというふうに言われるわけです。

この覚書で言う「適切な地方財政措置」というのは、将来にわたっての措置のことなのか、平成五年度にも提起されているような臨時特例措置のことなのか、こういう点をきちんとしておかなくちゃ将来混乱を生むと思いますので、お答え願いたいと思います。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘の大臣間覚書にあります二項は、平成五年度の、今回お願い申し

上げております補助率等の恒久化に伴う地方公共団体の負担について、適切な地方財政措置を講ずるといふことでございますので、これは五年度につきましては具体的に公共事業等臨時特例債というのを発行いたしまして四年度までとの連続性を保つような措置を講じております。

そういう意味で、きちんと具体的な内容をお示ししておりますが、それ以降の、六年度に急に変わるということをお願いするわけではございません。私が、遠い将来におきましてどういふふうになるか、いずれにしましても、これは一般論にならざるを得なくて、こういった公共事業の補助の裏負担を含めまして、もろもろの財政事情に対して地方財政がちゃんと回るようにどうするかという問題になつてくると思っております。それはその都度具体的な答えを出していかなきゃいけません。いずれにしても、地方財政が公共事業を含めて円滑に回らないということではこれはいけないわけでございまして、適切な地方財政措置というものは絶対に講じていかなきゃいけません。その意味では地方には御信頼をいただかなければならないというふうに考えております。

○吉岡吉典君 「適切な措置」ということではなくて、極めて具体的に、国がどれだけ負担してくれるか、それは名目が変わろうと将来とも安心できるというのが地方での、すべてがそうとは言いませんけれども、多くの人が私にそういうことを聞きました。

先ほども言いましたけれども、補助金が減るのに対して一般財源化はしないという答弁もあり、それだけじゃなくて、地方財源で賄われるべきだという答弁だったと思います。私も同じ主張をしようと思つていたら、さっき質問があつてその答弁が出た。これは法律の建前から言えば当然そうなるだろうと思つた。しかし、それは地方がとつてないんですよ。とつてないところに私は問題があると思います。

それで、将来とも安心だということで、ある県の財政担当官が持ち出して読み上げてくれた論文が

あるんです。これは北陸のある県です。私、直接行つていろいろ話を聞いたときに、自治省の幹部が書かれた「地方財政」の二月号に出ていた論文ですが、当面の臨時措置のことを書いた後に、将来の問題についてはこう書かれていたんですよ。「将来的には安定的な恒久措置への移行を検討されるべきものである」と書いてあるわけですね。

その担当者は、「安定的な恒久措置」ということは、当然補助金にかわつて地方交付税で見てくれるということだ、そういうことをちゃんと論文で出しているから、我々は将来ともこの点で安心している、「適切な措置」で安心じゃなくて、こういうふうに「安定的な恒久措置」ということを言われているから安心だ、こういうふうに言っているわけですね。

そうすると、これは、ある県の財政の担当者は、補助金にかわつて交付税で見てもらえと自治省の幹部が書いてある。だから安心だと言ふ。それが先ほどの竹島次長の答弁だと恐らく幻想を持たせることになる。やっぱりそこは将来混乱がないためには、議論はいろいろあるかもしれないけれども、事実上即してきちんとしておかなければならないと私は思っています。これはどなたに答弁求めたいのかわかりませんが、これはどなたに

○政府委員(松本英昭君) 自治省の担当者の論文でございまして私の方からお答えいたしておきますが、私、その論文ちょっと今読んでないんですけど、私、将来的には安定的な恒久措置への移行をするということ、今回の恒久化ということ、これは本来ならば公共事業の裏の地方負担でございまして、今回恒久化されました部分を含めて通常の財源措置、通常の財源措置と申しますのは地方債で一部をするもの、そして残りは一般財源部分を交付税の基幹財政需要額に算入をして措置していく、こういうことになつていくわけでございます。そういう従来からの負担部分と区分をしない措置に将来は移行していくものだ。したがって、その部分には通常の地方債及び通常の一般財源たる交付税措置が講じられてい

く、そういう性格のものだということを恐らくその筆者はそこで説明をしたものと考えているわけでございます。

ただ、先ほども御指摘ございましたように、今までの措置が、御承知のように暫定措置に係る地方の負担額につきましてはその全額を臨時財政特別債という特別な起債で認めて、その元利償還金の元利償還金ベースで交付税の基準財政需要額に算入してまいりましたものでございますから、それを急にいきなり通常のものにかえていきますと、いろいろ地方の個々の団体の対応に困惑があるだろうということで、今年度は激変緩和措置として公共事業等臨時特別債というのを全額認め、その総額全体について基準財政需要額に算入していく、こういう措置を平成五年度はとったと、そういうことでございます。

○吉岡吉典君 そのことを書いた後で、「将来は」云々と書いてあるわけです。それで、私も地方財政法の専門家でありませんから、あなたのとり方では少し希望的観測にすぎないかというのを聞いたしたら、地方の財政担当者は、「安定的な恒久措置」ということを言われれば、それはもう交付税で見ると、今の暫定措置のときとられていることと同じことだととるのが当たり前です、僕の方が疑ってとり過ぎていると、そういつて言っていましたよ。ですから、そこはあいまいさが残らないようにこういうときはしなくちゃいかぬと思うんです。

大蔵省の方から、ここらはそうとられていいかどうか、恐らく困るということだと思えますけれども。

○政府委員(竹島一彦君) 将来の元利償還金を基準財政需要額に算入するということは、それは算入されれば交付税で手当てされるということとイコールでございます。ですから、個別の団体にとってはその分は交付税が行くということでございますが、その話と、そういうことをやっていて、じゃ国全体としての交付税額はどうなるんだ、その分別枠で来るのかということになります。

と、それは全く別問題でございまして、私どもはそういう別枠で交付税総額をこの関係で変えるということは考えておりません。

それはまさに別な次元の話でございまして、ひょっとして、その地方の方はどちらを意味して言っておられるのかわかりませんけれども、基準財政需要額にはきちんといたしますので、個別の地方公共団体が公共事業をやっているに当たって心配のないようにいたしておきますということでございます。

○吉岡吉典君 議論は別として、事実関係はきちっとしておかなくちゃいかぬというので、今きちっと明確にしたいだいたと思っております。それで、私は最初言いましたように、地方が全部合意してくれているというのには、そういう認識で合意があつて、まことにこれは遺憾な事態が現に生じているという気がしているわけです。そして、さっき言いました知事も、国の負担が減るようなことになればそれは大変だと、これはそう遠くない地方の知事ですけれども、言っております。

なぜそういうふうに言うかという、やはりこの九年統一補助金のカット、削減というのは、地方財政に大きいいろいろな形でしわ寄せをもたらしているからです。例えば地方債ですが、地方債についてお答え願いますが、警戒ラインと言われる一五%以上、それから危険ラインと言われる二〇%以上に達している地方自治体、どれぐらいありますか。

○政府委員(松本英昭君) お尋ねは恐らく公債費負担比率のことかと思えます。公債費負担比率の二〇%以上となっております団体は、昭和六十一年度の千八百二十二団体をピークに年々減少してきておりまして、最近の五年間の推移を見ますと、昭和六十三年で九百六十九団体、昭和六十三年で六百七十二団体、平成元年で四百三十七団体、二年度で三百二十二団体、三年度で二百八十一団体となっているところでございます。

それから、一五%以上の団体数は、やはり昭和六十一年度の二千三十三団体をピークに年々減少してきておりまして、最近五年間の推移は、六十二年で千八百九十三団体、六十三年で千六百五十五団体、平成元年で千四百四十四団体、二年度で千二百三十三団体、そして三年度で千六百一十一団体というようになっております。

ただ、この公債費負担比率でございまして、これはかつての昭和四十年代の後半と比べますと、やはり相当まだ高い比率であることには間違いございません。

○吉岡吉典君 その高いときに比べて減っているから大丈夫だという認識だとすると、私は大変だと思えます。

同時に、この八五年以来のカット措置が地方財政に与えている影響のもう一つの問題として、国と地方の負担割合がいろいろな面で変わってきている。児童保護費負担金、老人保護費負担金、生活保護費、この点を中心に八四年と九三年の対比で国と地方の負担がどうなっているか、報告してもらいます。

○説明員(大田晋君) ただいまのお尋ねにつきましては、身障、老人、児童保護、それぞれの措置につきまして、一九八四年度の負担割合は国十分の八、地方十分の二でございました。今年度、一九九三年度の負担割合は、国二分の一、地方二分の一ということになっております。

○吉岡吉典君 そのように減っているわけです。地方の比率がふえているわけですね。

もう一つ、時間が近づいていきますけれども、地方の負担だけじゃなくて地方住民の負担も大きくなっている、そういうふうには私は思います。そういう点で、老人福祉施設、身体障害者更生支援施設での総事業費に占める国の負担、地方負担、利用者負担の負担割合はどう変わったかということ、これも八四年と九三年の比較で報告してもらいたいと思えます。

○説明員(大田晋君) 最初に、老人関係でございしますが、老人福祉施設の負担割合でござい

が、一九八四年でございまして、国庫負担が七五・三%、地方負担が一八・八%、利用者負担が五・九%でございました。一九九三年の場合は、国庫負担四二・九%、地方負担四二・九%、利用者負担一四・二%となっております。

他方、身体障害者の更生支援施設の場合は少し違っております。一九八四年、この時点では本人負担の費用徴収制度はございませんでした。したがって、一九八四年時点では、国庫負担八〇%、地方負担二〇%でございました。他方、今年度、一九九三年の場合は、国庫負担四六・五%、地方負担四六・五%、利用者負担七・九%でございまして。

○吉岡吉典君 このように、補助金のカットというものが地方の負担をふやし、さらに住民、国民の負担をふやしているというところは、数字の上ではっきりしているわけですね。それに加えて、今回それが恒久化するというところで、今回それが恒久化するというところから、それに地方がもう手を挙げて賛成しているというの、それは地方の正確なこの法案に対する認識が欠けたままそうなっているのではないかというふうには私は思います。

もう一問、大蔵省にお伺いしますが、新聞報道によると、予算編成に当たって、市町村の小中学校の教職員の人員費、公立保育所の人員費などの全額地方負担を検討しているということでした。ことしの予算には消えておりますが、こういう考え方というのは今もお持ちであつて、また登場してくるか、もうこういふことは考えないということなのか、お答え願います。

○政府委員(竹島一彦君) 義務教育費国庫負担制度の中身につきましては、これは累次の臨調、行革審の答申で指摘されていることでございまして、今後ともその制度の沿革とか趣旨を踏まえて、国と地方の費用負担のあり方につきましまして引き続き見直しの作業を進めていかなければならないと考えております。

ただ、具体的にそのうちのどれをどうするかというところは今申し上げる段階にはございません。

このことはほかの公立保育所等につきましても同じでございますけれども、一般論としてでございますが、やはり見直しは引き続きやっていかなくやらないというふうに考えております。

○吉岡吉典君 もう一問、最後に、大臣に一つもあれじゃぐあいが悪いわけですから。

今言いましたように、やはり補助金カットが地方に非常に大きい影響を与えているということ、これは事実が示しているわけで、今後、この恒久化に伴う措置について中身をいろいろ議論する時間ありませんでしたけれども、地方分権というなら、財源保障抜き、財源のない地方分権というのには私はないと思います。そういう点で、最後に大臣にその点でのお考えを伺いたい。

○国務大臣(林義郎君) いろいろとお話を聞いておりました、地方自治ということをやっていくためには、やはり地方に相当な金がかかることもこれは事実である。いろいろの地方行政というのをやっていく上におきまして、金がなかったらできないわけでありまして、それをどうしていくかというのはいくらも考えていかなければならない。補助金の適正化を図っていくことであるとか、あるいは交付税であるとか、いろいろなことが私はあるだろうと思います。まさに公経済をどうしていくかということを考えていかなければならぬし、その中で簡素明瞭な格好の繰引きもしていくことが必要であらうと思います。

また、それぞれ今お話がありました学校の教職員の給与の話であるとかあるいは保育所の話であるとかいろいろな問題がありますけれども、そういった点も単に地方に押しつけたらいいという話ではないと思いますし、まさに公経済の両輪としていろいろなことを考えていくといったことが私たちに与えられたところの役割だろうと思っております。さらにいろいろな点で検討を進めてまいりたい、こういうふうに思っておりますのでございます。

○吉岡吉典君 終わります。

○池田治君 午前中の本園議員の質問に関連して、

して、私も通告はしておりませんが、金丸問題を最初に質問させていただきます。

金丸さんが、公共工事の請負会社であるゼネコンや生コン会社等から請負金額の何%かの上納金を取っていたと、こういう報道でございます。この報道につきましては、午前中、事実だとすれば大変なことだということで大蔵大臣は遺憾の意を表されました。まことに当然なことであらうと思っておりますが、これにつきまして、こういう事実が再び発生しないというののために何か予算編成上も事務当局でもお考えがあらうかと思いますが、主計局、これについてはどう思われますか。

○政府委員(竹島一彦君) 公共事業の関係につきましては、適正な入札等が当然必要なわけでございますが、これは会計法令に基づいた施行ということに尽きるわけでございます。

具体的には、そういうことで発注価格の適正さの確保のための労務費、原材料費等の実態調査というふうなことも行われておりますが、何よりも、結局は予決令を含めました会計法規に基づいた厳正な執行ということではないか。そういうことで不十分な点があれば、これは審議会の答申もございまして、入札制度の身につきまして、指定入札制度の十全の発揮のためにどうすればいいのといったような点についても工夫をしながら進めていかなければならない、かように考えております。

○池田治君 入札制度そのものにつきましては、法規で定められておるとおりにやっていたらいいことは当然なことでございます。私がお尋ねしているのは制度そのものではございません、予算づけについてお尋ねをしたいと思っております。

これにつきまして、金丸氏の個人蓄財の原資の一部、または大部分が公共工事の請負代金の何%かを上納させたことにあるとすれば、これは大変な問題でございます。十五兆円の公共工事だとして、三%上納をすれば四千五百億円というわけだ金が使われることになります。これは消費税と同

じような三%という数字であります。裏の消費税、表の消費税と庶民は言っております。こんな裏の消費税を認めたのでは、幾ら国民が血税を払っても足りないことになりまして、この点について厳しく大蔵当局としては審査をしていただきたい、こう私は切望をしている次第でございます。

これについて大蔵大臣はいかがお考えですか。

○国務大臣(林義郎君) 表の消費税、裏の消費税というお話がありました。私も初めて聞かせていただきました。

新聞等の報道でございますから、私がその問題についてコメントをすることはあえてないと思っております。今その辺につきましては司法当局において捜査が行われているところでございますから、その捜査の結果を待たなければならぬ、こう思っておりますのでございます。

その問題についての私は答弁は差し控えておきたいと思っておりますが、公共事業の予算につきますのは、事業官庁から事業費の見積もり等が出てまいりますし、その必要性その他につきまして、どのくらい実施することが適当かについて全体の事業費を決定しておるところであります。公共事業費の発注価格についてはどうだということになります。先ほどからお話を申し上げておりますように、会計法令により取引の実態価格に基づいて適正価格を定めることということになっておるところでございます。

その場合におきまして、労務費とか原材料費等につきまして実態調査に基づいた適正な単価査定を行った上でやっているとございまして、いやしくも、そんなものが三%とか何とかなというものを加算してやっているとどうなんでしょう。これは常識的に考えてもそんな予算がないことは明らかだところというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○池田治君 大臣のようなお人柄のいい人はそのようにお考えでございまいしょうけれども、今新聞の報道するところによりますと、必ずしも大臣の

ような御説明では国民は納得しないんじゃないかと私は思っております。私も納得できません。そこで、事実としては、金丸さんが何百億かの個人資産を蓄えられたということも事実でございます。今問題になっているワリシヨ、ワリ

コイの問題でも、六十数億か七十億あるというのも事実でございます。この問題は、この原資を今一生懸命検査当局はたぐっておりますが、やはり公共事業をめぐる入札制度の問題に起因している、こういうことも新聞でかかど報道されております。事実、ゼネコンも二十数社調べられておりますし、山梨の生コンの方も相当調べられておるようでございまして、事実は明らかになってくることと思っております。

もしこれらのことが事実だとすれば、この原資はどこから出てきたんだろうかということを考えますと、まず、請負代金の中から工事会社が手抜き工事をやつてそれで原資を生み出した、これも一つ考えられます。一つは工事会社の利益の一部を上納した、こういうことも考えられます。しかし、工事手抜きにつきましては、厳しい検査もありまして、会計検査院の検査もございまして、なかなか手抜きということではできないだろう、こういうことが予想されます。そしてまた、利益の一部といいますが、一部は確かにあるかもしれないが、公共工事を請け負って倒産したという会社も聞かれませんし、ゼネコンもそのために赤字経営に陥落したということも聞かれません。ますます公共工事にはお互いが競り合って参加しているというのが実情である、こう思います。

そうすれば、何で公共事業に殺到してくるかといえ、建設省における工事の見積もり、積算基準、こういうものが甘い、もうけが出るように積算してある。それを大蔵主計局はうのみにしてそのまま予算づけをやるから、そこに問題があるんじゃないか、こう考えますが、主計局、どう考えますか。

○政府委員(竹島一彦君) 先ほどの大臣の御答弁にもありましたように、見積もりに当たりまして

は、実態調査等をいたしまして適正な見積もりに努めているわけですが、あとはまさに入札でございまして、そこが適正に行われるかどうかというのがポイントではないかと思ひます。国の公共事業はいつもそういうことで、何か民間の注文に比べて見積りが甘いというところではなくて、私の聞きましたところでは、かつては好景気のときには公共事業の消化がなかなかうまくいかなかったということがあります。それは民間の方がより魅力があるということが大きな原因だったという、そういう時期もあったわけでございます。

いずれにしても、予算に当たっての事業費の見積もりというのは、きちんとしたデータを踏まえて最大限の正確さを期しているということと、ございまして、やはり実行の問題であらうかと思ひます。

○池田治君 入札制度につきましても厳正に願ひすると同時に、建設省から上がってくる見積もり、積算基準、こういうものをもうちよつと大蔵当局でも厳しく見て査定をしていただきたい、これを要望しておきます。

次に、一般会計承継債務等の償還特例の中には日本国有鉄道清算事業団の債務も関係しておりますので、清算事業団のことについて若干お尋ねいたします。

今回の法案は、一般会計が国鉄清算事業団から承継した債務の繰り延べであります。清算事業団自体の長期債務もかなり重要な問題であります。

事業団の長期債務につきましては、毎年提出される大蔵省の予算委員会提出資料のうち、「今後処理を要する措置」というものではずつと毎年二十六兆円とされております。しかし、二十六兆円については、厳密には事業団が昭和六十二年に旧国鉄から引き継いだ長期債務は二十五兆五千億だったのが、平成四年度には二十六兆四千億と九千億も増加していることが総務庁の行政監察で明らかになっております。

平成五年度末の残高見込みは先日提出されましたが、「今後処理を要する措置」というもので二十六兆円とまたされております。この数字はちつとも変わりません。もつと正確に言うとは、残高は二十六兆四千億からさらに増加するのではないかと思ひます。過去には二十七兆のときもあつたということ、ちつとその数字だけでは信用しがたいんですが、これは大蔵ですか、それとも運輸ですか、まずお答え願ひませんか。

○説明員(鶴野孝君) 清算事業団の長期債務でございすけれども、昭和六十二年、国鉄改革のときに引き継ぎましたものが全体で二十五・五兆円でございます。それが平成二年度首には、その間までに増加をいたしまして二十七・一兆円まで参りました。平成三年度首でございすが、ここで二十六・二兆円に減りました。残念ながら平成四年度首には二十六・四兆円になったところでございす。

我々といましては、この償還というのは国鉄改革の総仕上げという意味で非常に重要な問題だと思つておりました。現在、不動産や株式をめぐる環境は大変厳しい中ではありますけれども、全力を挙げて土地、それから株についてはまだ残念ながら今年度は売却できませんでしたが、売却の準備を進めている。土地についてはいろいろと制度改正をして、それを活用しまして売却を進めているということでございます。

○池田治君 株については後でお聞きします。二十七兆になったり二十六兆になったりするものは、この増減しているのは何が原因でございすか。

○説明員(鶴野孝君) それは年間に発生いたします利子と比べてそのときに入りました収入がどうか、より多いかより少ないかということが効きましてふえたり減つたりしておるところでございます。

○池田治君 二十五兆五千億という昭和六十二年度の債務額でございすが、このときには土地の処分が七兆七千億、株式売却で一兆二千億、新幹

線保有機構の現在の鉄道整備基金からの収入で二兆九千億、残りの十三兆八千億はこれはいづれ国民負担、いわゆる税の中から大蔵省に面倒見てもらおうという考えであつたと認識しております。この土地について、バブルの時代には清算事業団が持つておつて売られたかたんだらうと思ひますけれども、大都市圏に集中している土地ということもあつて、土地の値上がりになるのではないかと、バブル経済が崩壊しまして土地の売

買がなかなか難しくなつた。一部、地方公共団体が引き受けておるようでございますが、一般にはなかなか土地の売買が思うように売れない、こういう事実になつてきたのではないかと思ひます。今後七兆七千億という土地売却代金は確保できるとお考えになつておられるのか、また清算事業団の持つ土地の売却の方針はどういう方針であるか、お知らせいただけませんか。

○説明員(鶴野孝君) 今先生御指摘ございまして、六十二年にございまして清算事業団の土地については七・七兆円ぐらいであらうという評価をされておつたところでございす。これがその後土地の値段が上がりました。平成二年度首にはそれまでに売却したものを除きまして約十五兆円ぐらいあるんじゃないかというのを我々算定しておりました。それから四年度首にはこれがまた少し減つてきてまして十二兆円ぐらいということになっております。

大都市圏のことを先生おっしゃいましたけれども、六十二年の国鉄改革の後、地価の問題が片方で生じまして、清算事業団の一般的な売却方式であります公開入札が制限をされたということがまず一つございまして、それからもう一つは、大規模な土地につきましては基盤整備工事が必要なものが多く、これが最初のうち工事をしておりましたのでなかなか売却できないということございまして。

それで、その後実は地価が下がつてきたりしてきたわけでございますけれども、我々といまして

しては、地方公共団体に売却いたしますときの要件の緩和でありますとか、その辺を省令改正あるいは運用改善等いろいろいたしました。あるいは上限つきの入札制度の導入というふうないろいろな工夫をいたしまして、現在厳しい中ではございますが、売却に努めているところでございす。

○池田治君 それでは、大蔵省にお尋ねしますけれども、土地や株式を売った残りの十三兆八千億というのはいずれは国民負担にということ、六十三年に決定がされておりますが、この問題について、現在大蔵省としては六十三年から今日まで、もう八年ぐらいたつておりますけれども、この関係においてどういう処理をするというお考えでございすか。

○政府委員(竹島一彦君) 清算事業団の債務につきましましては、まず土地と株式の処分をいたしまして、その結果残るものについてどうするかということが残つていたわけでございますけれども、今の段階ではまだ土地、株式の問題について決着を見ておらぬわけでございます。よつて、それらを処分した後、残つた事業団の債務につきましてどのようにするかという昭和六十三年一月の閣議決定の宿題は残つたままでございます。

これは、そういう事態といひますか、土地、株式の処分をできるだけ早く行ひまして、残つたものについての処分ということにならうかと思ひますが、その場合には新たな財源措置といったような問題もございすので、十分に検討させていただきたいというふうに考えておりますが、現状ではまだそこまで議論は至つておりません。

○池田治君 鋭意土地を売却するという運輸省の側の発表でございまして、どういう方針でいらっしゃるんですか。毎年幾らずつ売るとか、買ひ手があれば幾らでもいつでも売るとか、ざつとした話で結構でございますが、教えてください。

○説明員(鶴野孝君) まず閣議決定がございまして、我々としてはそれをベースにいろいろやっておりますけれども、平成九年度までに土地の実質的な処分を終えるということで今努力をしてお

ります。

それから、今お話のありました売れるものがあるけれども、それはもちろん我々としてはそういうことでございまして、余りいいかげんやり方はもちろんできませんけれども、要件をいろいろ緩和しつつ妥当な範囲で、かつできる限り早期に売るということで今努力をいたしております。

○池田治君 次は、できるだけ売るといって、初めは地方公共団体等の公共用地に限って売るといふ条件がついていたと思いますが、現在ではそういう要件はもう取っ払って、だれでも買手があれば売るといふことでございすか。

○説明員(鶴野泰孝君) 清算事業団の用地の一番根本的な売却の方式は、先ほど申しましたが、まず公開競争入札でございす。ただし、特定の場合に任意契約で売却ができるというところに規則でなっております。その特定の場合というのは、平成三年ごろからいろいろ努力をして、その前にも少しございましてけれども、制限を緩和してきていくというところでございまして、任意契約で例えばどなたにでも売れるとかそういうことではございません。

○池田治君 今度は株式の問題ですが、JR株式の売却についても、証券市場の低迷ということから見送ってこられて今日になったわけですが、ところが最近、四月か五月にはJR東日本の株式が上場されるんじゃないか、こういう専らうわさでございすか、これはいかがでございすか。

○説明員(鶴野泰孝君) まず、証券取引所のお考えをいたしまして、いろいろ上場について調べますときに、もちろん市場の動向を見るのが大前提でございすけれども、投資家の保護のために最新の財務諸表で行うということがございす。これが正式に確定いたしますのが六月でございすので、今先生がおっしゃった四月、五月上場ということはございせん。

ただ、我々としては、残念ながら平成

四年度は売却できませんでしたが、平成五年度には証券市場の動向を見つづけて売却をしたいと思っております。現在その準備をいろいろやっておりますのでございす。

○池田治君 平成五年度の予算案では、四年度と同様にJR東日本の政府保有株の四百万株のうち約半分に当たる二百万株の放出を予定して、この価格といふ数字が出ておりますが、このとおりでございすか。また、JR株式についても当初予定の二兆二千億の売却収入を得ることができるとか。また、この金額に余りこたわり過ぎると、NTT株式の放出のように高く売ってまだ下がる、こういうふうなことも懸念されるわけですが、運轉当局はどういうお考えでございすか。

○説明員(鶴野泰孝君) 来年度の予算につきましては、概算決定のときに、今先生おっしゃいました二百万株で千五百四億円というのを一応想定いたしております。ただ、この千五百四億円のペースになります金額というのは、JR東日本、JR東海、JR西日本という上場基準の主要なところを満たしている三社のそれぞれの発行価格というものがございす。その平均値というのをとっております。

それから、一・二兆円ということをおっしゃったと思いますが、これにつきましては、実は六十二年度の改革のときに株等の処分で一・二兆円ということが言われておりますが、〇・五兆円というものがJR株でございまして、正確に言いますと四千五百九十五億円、これはJR七社の額面全体でございす。それと〇・七兆円という営団に対する出資持ち分の評価額の相当分というのがございまして、合計で一・二兆円ということになっておるわけでございます。

それで、我々、市場が価格を決めるものだと思うので、幾ら確保できるのかということについてはなかなかお答えはできませんけれども、額面五千億円弱のものでございすけれども、そこは市場に決めていただかざるを得ないだろう、こういうふうな思っております。

も、そこは市場に決めていただかざるを得ないだろう、こういうふうな思っております。

それから、NTTのときのようなことが起こらないようにすべきではないかという御趣旨かと思っております。それにつきましては、現在いろいろ準備を進めていきました中で、例えばあのときは入札比率が少し低かったんではないか、入札と売り出しと組み合わせで行っておりますが、入札に付したものが少し比率が少なかったんではないかという御意見もありませんので、例えばそこを少しふやすというふうな工夫をいろいろ考えておるところでございす。

○池田治君 その工夫といふのは、入札に出す株式数を多くするというでございすか。

○説明員(鶴野泰孝君) 売却する全体の数の中で入札に付す比率をふやすということではございす。

○池田治君 余り多く株式数をふやして売却されますと、一株当たりの放出価格は安くなってくるんじゃないですか。

○説明員(鶴野泰孝君) 予算上は先ほど申しましたように二百万株でございすけれども、実際にどうするかというところにつきましては、証券市場の関係者の意見も伺いながら決めていかなければいけないと思っております。我々は、とりあえず予算上のあれであります二百万株ということで準備を今は進めております。

○池田治君 次は大蔵にお聞きしますけれども、残額の十三兆八千億の将来的な国民負担についてでありますけれども、土地や株式などの処分が当初の見込みからかなり後退していることも考えられるんですが、下がれば下がるほど国民負担は多くなる、こういうことも考えられますし、またこのまま置いておるとだんだんと利息も絡みまして国民の負担率は高くなるだけだ、こういうことが考えられますけれども、大蔵当局はその点はどうお考えでしょうか。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘のとおりでございすので、とにかくできるだけ早く適正な価格

で土地、株式の処分をやっていたらということに尽きるかと思っております。

○池田治君 さらに、国鉄清算事業団の状況はいろいろ予算書を見てもかなり厳しいようなことになっております。平成五年度の事業計画では、財政投融資で一兆八千四百億円を借り入れて、支出として債務償還諸費から二兆八千五百九十億円にもなっており、かなり台所は苦しい、こういうふうな状態であると思っております。国庫補助と資金運用部からの借り入れによつて初めて収支が均衡しているというところも考えられますし、貸借対照表上では二十兆円を超える固定負債を抱え、さらに欠損金も生じておるようではございす。

こうした資金状況の中で、国民からの有償資金である郵便貯金や年金基金を運用することの当否を財政投融資の原資の立場からは検討すべきじゃないかという声も出始めております。これでは借金の利息をまた借金して返す、その借金の原資は国民の貯金や年金が原資である、借金の原資にも利息がついておる、こういうことで、利息また利息で雪だるま式に債務がふえてくる。いつまでもこういうことを繰り返しておると国鉄の二の舞になつてしまふんじゃないか、こういう懸念の声も出ております。

政府は、清算事業団自体の問題、そしてまた財政投融資の融資する方から見た場合、この問題点についてどういうお考えでおるか、お聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘の問題点がありまして、二十六兆を上回る債務が今後どんどん膨れ上がっていくというところでは大変困るわけでございます。これを何とか逆の方向に努力していかなくちゃいかぬということで、先ほど申し上げておりますような土地と株式の売却ということに当面全力を傾注するということだと思ひます。それがなかなか、特に土地につきましては予定どおりの売却収入が上げられておりません。そういったこともございまして、どうしても運用部からの借り入れを続けざるを得ないという状態に

ざいます。そういう意味で、毎年一兆四千億、一兆五千億円の利子が発生しております。それを打ち消す、またそれ以上の収入を上げなきゃならぬという中で、補助金も出しておりますけれども、多くの補助金というわけにもこの厳しい財政事情でまいるまいので、とにかく先ほど来話に出ております土地と株式ということで努力していかなくやいかぬ、こういうことでございます。

○池田治君 大蔵大臣はこの点について、大臣就任早々でございまして、余り無理は言えませんが、どういう御見解でございましょうか。

○国務大臣(林義郎君) 国鉄を分割いたしまして新しい会社になりました。旧国鉄の時代のいろいろな債権債務を整理して新しく発足をいたしました。新しい方は割と動き出していると、私はそういうふうな認識を持っております。ただ、やっぱり旧債務は依然として持っておるわけでありまして、それを早く整理をしていかなければならぬ。今政府委員から御答弁をしたようなことでございまして。

しかしながら、早くやろうと言ってもこれなかなかすぐにはできないということもまた事実でございまして、土地の問題一つとりましても、バブルの時代には一体そんな土地を売ってどうだと、こういうふうな話。またバブル崩壊後になりましたら、なかなか土地の買い手がつかないというような話もございまして、株につきましても、発行できるかね、できてもこれだけの大きな株を発行したならばどうか、こういうことであります。

世の中の国の財産でありますから、何でもかんでもいいからたき売ってしまえなどということとは私はできない問題だろうと思う。おのずからなる合理的な、国民の納得されるような価格でなければならぬだろう、こう思っております。それでなければ相当、二十六兆にも上るものでございまして、どうしても後に残る。これは国民の負担になるわけでありまして、その辺を考えながらやはり対処していかなければならぬものだろう、こういうふうに思っております。

いずれにいたしましても、私は大変な大問題だと思ひますし、国を挙げて、政府を挙げて取り組んでいかなければならぬ問題だろうというふうな認識を持っております。

○池田治君 次は、補助金適正化法の委託費について若干お尋ねします。

委託費というのは、補助金等と比較すると金額の上では非常に少ないですが、平成四年度には一般会計で一千六百六十八億、特別会計で二千五百五十億、政府関係機関で九百四十八億計上されております。補助金の交付先は地方公共団体が大部分になっておりますけれども、委託費の交付先というのは民間団体、財団法人、社団法人等の場合がほとんどでございまして、その内容も実態調査費、啓発普及費、講習会費、研修会費等の委託費で、実態や効果のほどが明らかではございません。地方公共団体に交付するのと比べて明らかではございません。

そこで、財団法人や社団法人等は、人事の面から見ますと外郭団体として天下り人事の多いところをございまして、これらの点からも委託費が少しおかしいんじゃないかという国民からの声も聞かれるわけでございまして、これをデイスクローズする意味からも補助金適正化法の対象に委託費も含めるべきではないか、こう考えますが、当局はどうお考えでしょうか。

○政府委員(竹島一彦君) 委託費に対する補助金適正化法の適用問題でございまして、補助金適正化法は、いわゆる「補助金等」ということで、中身は「補助金」、「負担金」、「利子補助金」、「その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの」、この四つのグループを対象に適用されているわけでございまして。

それで委託費でございまして、委託費の中には補助金的な委託費と、そうじゃない純粹と申しますか、反対給付を受ける委託費とございまして、例えば国が調査事務を委託するといった場合の委託費でございまして、相手方に委託費を交付する

かわりに反対給付といたしまして調査事務の成果が返ってくるということでございまして、これは適正化法の適用にはならないということでございまして。補助金の適正化法の適用にはつきましては、これは個別に拾ひまして補助金適正化法を適用しているということもございまして、相手が公益法人であるから、地方公共団体であるからということも委託費の補助金適正化法の適用があるかないかということを決めているわけではございません。

○島袋宗康君 まず、補助率の引き下げ分の財政措置について伺います。

私は、昨年度の臨時国会のこの場におきまして公共事業補助率として負担率の問題を取り上げましたが、特に沖縄振興開発特別措置法の補助率が当初の補助率より切り下げられた、その部分に対する地方自治体の負担増の部分の取り扱いについてまだ問題が残っているように思ふわけであります。現在は地方交付税などで補てんされているというふうになっております。しかし、それはいまだに明確にはなっていないように思ひますので、その部分が現時点でどのように補てん措置され、今後はどういうふうになつていくのか、その辺を具体的に伺ひたいというふうに思つております。

○政府委員(竹島一彦君) 今回の補助率、負担率の見直しに際しまして、沖縄に關しましては現行の暫定補助率を維持するというところで、沖縄のいろいろな事情に応じましてそのような特例的な扱いをさせていただくということで考えております。

○島袋宗康君 じゃその部分はあれですか、今まで交付税で補てんするとかあるいは起債分についてはその起債分を利子補助するとかといったような流れがありましたね。その辺のことをもう少しお聞きします。

○政府委員(竹島一彦君) 失礼いたしました。そのことにつきましては、沖縄につきましましては補助率の高さは今までと違わないわけでござい

すが、したがって従来続けられておりました地方財政措置と同様なものが、今度の場合は公共事業等臨時特例債ということに名前はなるかと思ひますけれども、そういったことで裏負担が手当てされ、その公共事業等臨時特例債の元利償還については将来きちんと基盤財政需要額に全額を算入し、その算入されたものについての利払いの財源については国の方で財源手当てをいたしますというスキームのもとで執行されていくというふうに考えております。

○島袋宗康君 自治省の方としてはどうお考えですか。

○政府委員(松本英昭君) ただいま大蔵省の方から御答弁がございましたが、沖縄につきましても、五十九年度時点の補助負担率と今回定まりました、恒久化されました補助負担率、その差額につきまして所要の措置を講ずるわけでございまして、平成五年度においては公共事業等臨時特例債で全額を措置して、その元利償還、将来の部分について一〇〇%交付税措置をしていく、こういうことでございまして。

委員の御心配は、恐らくこの公共事業等臨時特例債が将来にわたつてどうなるのかということではないかと思ふんですけれども、その点につきましては、先ほど来御答弁を申し上げておりますとおり、この部分につきましては、恒久化に伴ひまして本来ならば通常の地方の負担と区分して措置する性格のものではないと私も考えておるわけでございまして、そういったことと、個々の団体におきまして、従来の取り扱いとの関係で円滑な事業の執行等に差支わつてはいかないということとで、差し当たり平成五年度は全額ということにいたしました。

今後の取り扱いにつきましては、ただいま御心配の沖縄等を含め、個々の地方団体の状況あるいは全体の地方財政の状況等を勘案して適切に判断してまいりたい、かように考えております。

○島袋宗康君 沖縄第三次振興開発計画はことしからスタートするわけでありますけれども、今の

いわゆる補助金整理法案ですか、これが改正されて、いわゆる恒久化というふうな意味も含まれておりますけれども、その恒久化という意味は、沖繩の第三次振興開発計画、沖繩のこれから行われるその期間ですね、その間に変動がないかどうか、その辺はどういうふうなお考えですか。

○政府委員(竹島一彦君) 第三次沖繩振興開発計画の計画期間中におきましては、公共事業の補助率につきましては今回の恒久措置をとるわけでございまして、いわば当然に補助率の変更というものは考えておりません。

○島袋宗康君 沖繩の当初の振興開発のスタートは十分の十というふうな非常に高率の制度があったわけでありまして、国の財政の事情によってそれが変更になって、今日これを恒久化していくというふうな制度に変わるわけでありまして、沖繩の今の実情というものは、まだ経済的にも自主財源もわずか二・六%だったかと思っております。その辺を推移している、県民所得も全国平均の七・四%、そういうふうなことで、振興開発計画あるいはその高率補助というものがなおかつ非常に県民にとっては大事なことでありますので、恒久化することによってこれが従来と変わっていくようなことがあったら、それこそ県民にとっては大変なマイナスになると思われますので、今おっしゃるように、交付税で補てんとするかあるいはまた利子補給とか、継続的になさるということでありまして、安心しておりますけれども、ぜひこれからも、沖繩の今の現状というものは全国最下位であるというふうなことを、言いたくはないんですけれども、そういう状態にあるということだけは念頭に置かれて、ひとつ振興開発がスムーズに進行できるように御尽力願いたい、これまでもいろいろ御配慮いただいておりますので、なおかつよろしくお願いしたいというふうに思います。

それから、昨日の予算委員会でも総理それから大蔵大臣、経済企画庁長官などに政府の経済政策全般についてお尋ねしたわけでありまして、けれども、

時間の都合でお聞きすることができなかった部分について再度、大蔵大臣おられますので、お尋ねいたします。

景気回復の見通しについて宮澤総理にお伺いしたところ、恐らく遠からず影響があらわれるものというふうな答弁がなされておりました。船田経済企画庁長官は、平成五年度の後半ごろというふうな答弁がなされておる。ちよっと食い違いがあるわけでありまして、これらの答弁は、私聞いたところではいささか具体性を欠いているように思われてしょうがないわけでありまして、これは非常に難しい問題だと思っております。逆に国民の側からするとまさしくこれを早目に聞かせてほしいというふうな大きな関心事ではないかと思っております。再度この場で林大蔵大臣の景気回復の見通し、その問題についてお伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(林義郎君) 昨日の予算委員会でも島袋先生からもお話がありましたのでございしますが、私は今回の景気の問題につきましては、複合不況と申しますか、いろいろな問題があると思うんです。いわゆる実物的な経済で景気循環的に返ってくる、そういったような問題が一つありますのと、それからもう一つは、いわゆる金融不況と申しますか、バブル崩壊後で資産デフレという形になっていきますから、その影響をどうやっていくか、こういうふうな二つの問題がありますから、その二つの組み合わせでやっていると、それから、はつきりした、いつこうなりますというものを胸を張ってお答えするのはなかなか正直言って難しいことは御理解をいただきたいと思います。

いわゆる実物経済的な方向で申しますと、マネーサプライが相対的に回復してきたということとは事実だと思っております。それから鉱工業生産の方でも機械の受注が相対的にふえてきたという数字がございします。機械受注というものは実は相当おくれところに出てくる話であります。私が見ております、今回、割と出てきたというのは、政府関係の発注がいろいろ出てきた。そういった関係

であるいは出てきたのかもしれませんが、いろいろな設備投資についての動向があつて、機械というのは設備投資に向かうものが多いですから、その辺の動向がある。それから自動車の販売なども相当に出てきておる。こういうことでございしますから、これらは明るい私は指標だろう、こう思っておりますところでございます。

それと同時に、資産価額の方の問題でございしますが、正直申しまして私はこの三月末の状況を一月のころには大変心配をしておりました。株価がまた低迷するんじゃないかな、こういうふうな心配を持っておりまして、株式の問題もどうやら、きょうもさっきあれしましたら一万八千円だと、こういうふうな話でございまして、私はますますのところじゃないかな、こう思っておりますところでございます。

特に株式市場で私が心配をしておりましたのは、ニューヨーク株まではいいかなとかなんとかという、要するに株の売買高がふえない、こういうことでありまして、これが昨今相当ふえてきておる。これは私は非常に明るい指標だろうと思っております。

それから、心配しておりました金融関係のいろいろな不良債権、そういったような問題もありましたんですが、これも不良債権の買い取り会社ができてきて、一応その方向がうまく順調な方向に行くだろう。

もう一つは、住宅金融関係の会社、ノンバンクの関係がありますが、その関係もまずは整理のめどが立ってきたというふうなことでございまして、その辺の心配もなくなってきた。こういうこととでございますから、両方相まって私はいい方向に行くんじゃないかな、こう思っております。

もう一つ言いますと、もう一段何かしなくちゃならないというのは、平成五年度のこの予算案が相当に出てくる。この予算案も、政府投資と申しますかIGというところが九・五%、災害入れますと一一・八%というふうな相当高い伸びをやっておりますから、それが間断なく続いていく

れるならば、四月、五月と私は相当な伸びが期待される。そうすると、やはり世の中も相当に明るくなってくるんじゃないかな、こう思っておりますところでございます。

もう一つ言いますと、先生はどこにお住まいか私ちょっとなんですが、東京でも実は最近、三月末になって相当に仕事が方々で出ておる。よく三月末は仕事出ておりますが、私は自分もやっておりますからそんなことを思っておるのかもしれませんが、けれども、ことしはえらいまた余計出ているというふうな感じがしているところでございます。それは、恐らく昨年の暮れにやりました公共事業の追加で、早くやれと、こういうふうな話でみんな急いでやっている。仕事が急いでやられれば支払いの方ももちろん早くやるし、それからいろいろな材料手当てその他も相当出てくるので、私は皆さん方言われるほどそう心配しておりませんが、まだ注意深く見守ってやっていたかなければならない。正直申しまして、ことし平成五年度の半ばごろには安定的なことに持っていけるのじゃないかな、そういうふうな期待を持っておりますところでございます。

○島袋宗康君 新聞や雑誌などから見ますと、景気の回復しない原因などいろいろ分析されておりますけれども、政府の景気浮揚策は現段階ではどれも決め手を欠いているというふうに言われているわけでありまして、その中で特に評価の分かれるのは、所得税減税の景気に与える効果というふうなものがあるのか分かれてくるような感じがするわけでありまして。先日新聞を見ますと、日本経済研究センターの香西理事長の御意見は、景気の底入れの可能性はのかに見えている今こそ、底固めをすべきだというふうな主張をなされて、有効な政策として所得税減税を挙げられておられます。

大蔵大臣は、これに対してどのような御見解をお持ちですか。

○国務大臣(林義郎君) 今せっかく平成五年度の予算をお願いしております、先ほど公聴会では終

わったようでございますが、この予算案の衆議院の通過に当たりまして与野党合意のお話ができました。その中で、不況に對していろいろなことで配慮をしてやらなければならぬ、協議機関をつくって実行可能な方策について検討すると。こういうふうなお話になっていきますから、そういうことを踏まえましてやっていくということになります。が、所得減税につきましては特に検討するといふような自民党の幹事長の話もありましたことも踏まえまして私は申し上げたいのでございますが、所得減税というのはいろいろと問題があるといふのは、たびたび私はこうした場合で申し上げておりますけれども、いわば公共事業あるいは投資的なものでは景氣に對しては少ない影響しか及ぼさないのではないかと、特に、所得減税やりましたも、今の状況で言いますと貯蓄に回る方の可能性が非常に多いんじゃないかと。また、今までのいろいろな数字を見ましても、どうしてもそういうことにならざるを得ないんじゃないかと。

もう一つ、第二番目の問題として申し上げますならば、やはりその財源をどこでもって見出ししていくかということでございます。四兆何千億といふような話で赤字国債を出すということになりますと、これは今はいいかもしれませんが、将来我々の子供や孫たちにその負担を負わせなくちゃならない。果たしてそういうことが許されるものかどうかどうだろうかという問題があるということでございます。

と同時に、もう一つは、所得減税を一体どういふふうな格好でやっていくか。一般論として申し上げますならば、この前やりました税制の抜本改革でやったときには、相当に所得減税は大幅なことをやったわけでございます。欧米先進国に比較いたしますと日本の所得税の課税最低限といふのは相当に高いところの水準になっておりますし、また、この前やりました前の段階、高い水準の所得税の課税標準などというのに比較いたしますとまだそここの水準までいっていないというのが現在の状況でございますので、それ以上

にまた所得減税をやるといふのは一体どういふものだろうか。むしろ、そういうふうなことは、もう少し抜本的なことを考えまして、所得消費、資産、こういうった形に基づくところの問題の中で減税といふものは考えていくべきものではないだろうかといふようなことを申し上げているところであります。

いずれにいたしましても、減税その他の問題をお決めのなるのは国会でございますから、私は今そういうふうなことを考えておりますが、いふ形でお話し合いが進められるということを持つておるといふようなところでございます。

○島袋宗康君 さっきの香西さんは、「公共投資は、地方財政の悪化もあって、拡充にはおのずから限度がある」といふふうなこともおっしゃって、多面的ないわゆる底上げをする必要がある、そのためどうしても減税が必要だといふふうなことを強調されております。官民総力を挙げてこの今の不景氣に對処していくというのが先生の御見解であります。

私もこういうふうな感じのもので景氣対策、もっと浮揚させるというふうなことが必要じゃないかな、そのためには所得減税といふものも必要じゃないかなといふふうな思ひだったので、再度質問させていただいたわけでございます。ひとつよろしく願ひします。

○国務大臣(林義郎君) いろいろな御意見があることは私も承知をしておりますところでありますし、その意見を全然齒牙にもかけないなどということとは私は申し上げるつもりはありません。皆さん一緒になってやったり不況をやっていく、こういうこととでございますので、いろいろな御意見は聞かなければなりません。私が判断いたしますと、所得減税といふのは先ほど申し上げたような形でいろいろな問題がある。それよりは、やはりやるならば、同じ金を使うならば、公共事業でやった方がより効果的ではないかといふことを申し上げます。ところでござります。

○島袋宗康君 昨日の予算委員会で官澤総理は、

經濟の変化には常に注意を怠らず、必要があれば時を移さず手を打たなければならぬといふふうな私に對して御答弁をなさっておるわけですが、それは、聞きよるによつては追加的景氣浮揚策をお考えになつてゐるのではないかといふような立場に立つて理解をしたわけでありすけれども、特にここで強調したいのは、新社會資本の整備が必要だといふふうなことで、これは各省庁ともきよりの新聞によりますと出そろつた感じがあるわけですが。

これが本當に具体化していくと、それこそ生活大國といひますか、今までのない、從來にない新しい社會資本といふふうなことになる、大きな國民の期待するところではないかといふふうな賛同するわけでありす。例えば電柱を全部地下に埋めるとかといふような御提案が各省庁からいろいろとなされてゐるようでありすので、その辺についてひとたび大藏大臣のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(林義郎君) 実は私も當惑をしておりますわけでございますけれども、新社會資本整備といふような名前でもいろいろなお話が出ております。今先生から御指摘のありましたようなお話も出ておりますが、私は、立場をいたしましては、今予算をお願いしていると、その予算の中にはもちろんそんなことを考えているわけじゃありません。で、今の段階でそれをどうするかといふのはちょっと問題がある、こう思つております。將來的にはいろいろなことを考えていかなければならぬといふことで、いろいろな方面の方からこのお話が出ているんじゃないかと思ひますが、私もまだそれを受け取つて吟味をしてゐるわけでも何でもないわけでございます。

いろいろなことをやるに当たりまして、建設國債とか公共事業とかといふようなことをいろいろ考へていくといふお話があるんでしようけれども、私もどなたもいたしましては、建設國債をやつていまして、先ほど赤字國債の話を出しましたけれども、建設國債の原則といふものははっきり守つて

いくことが財政の節度の問題として私は大切なことじゃないかな、こう思つてゐるところでございます。今までの財政の原則としてありましたようなものについて、これを輕々に變更してまで私はやるつもりは全然ないわけでございます。

今のお話になりましたような話でも、例えば電柱、電線とかなんだかといふような話でありましたらば、これは公益事業として電力会社がやっているとどこでござりますから、これは個々の電力会社が自分のところでやるといふような範圍の話だらう、こう思ふんです。

それをなぜ、どういふふうな形でやるか、いろいろなことを言われたりなんかしてゐるのは、あるいはそのこと自体が景氣刺激になるのかも知れませんが、私は制度として申し上げますならば、いろいろな点を考えていかなくちやいかぬし、今のお話のようなことはちよつとなかなかいふゆる公共事業といふ中に入らないんじゃないかな、こういうふうな感じも持つておるところでございます。

公共事業も今ですとやつてきておりました、長いことやつておりましたけれども、最初は土地改良であるとか道路であるとかといふものを中心にしてやつてきた。昨今は生活関連車といふ形で、廃棄物の処理であるとか下水道であるといふものが中心になつてゐる。時代の要請によつて変わつてくると思ひますが、プリンスブルだけは私は守つていかなければならない、これがやはり財政當局の節度だらう、こう思つておることを申し上げておきたいと思ひます。

○島袋宗康君 通産省の電線の地中化といふのが目についたものですかから挙げたものでございまして、誤解のないよう願ひしたいと思ひます。先ほど牛嶋先生の御質問にあつたいわゆる地域間所得格差、それが非常に今大きな問題になるんではないかといふふうな思ふわけですが、北海道や沖縄は振興開発計画といふものがございまして、それなりのいろいろな手当てをしておりますけれども、所得が地域格差があるといふふうな、これも

質問事項にはなかつたんですけれども、ちょっと時間がありますから、あえてこのことだけをお聞きしておきたいというふうに思うわけです。

せっかくそういったふうな振興開発あるいは公共投資をして地域の底上げをなさっているように思いますけれども、依然として、地域間所得格差がだんだん広くなっているというふうな状況であるわけですので、その辺は国として、大蔵省のみではないと思いますけれども、国としてこれから本当に日本全国が東京と同じ、本当は東京と同じレベルに生活ができるように、あるいは所得がまんべんなく地方まで行き渡るような政策がこれからは必要じゃないかというふうに思うわけです。

沖縄は復帰してからもう二十年過ぎておりますけれども、依然として余り変わりはないというふうな状況があるわけです。離島に行けば行くほどその格差がまたひどくなっているというふうな状況にあります。これは離島振興という法律もありませんが、その辺の法律があつたにしても、まだまだ及ばないというふうなところにあります。また、高齢化社会がどんどん進んでいきますと、離島に行けば行くほど、高齢の方々が住んでおられて生産も何もないというふうな状況で、だんだん日本の国が疲弊していく。逆に言うところに行けば行くほど疲弊していくような、これからますます変わっていくんじゃないかというふうに私は大きな懸念を持っているわけです。

ですから、そういったことが懸念されますから、国として、あるいは大蔵省としてその辺のものも展望がありますならば、ひとつこの際お聞かせ願いたいというふうに思います。

○国務大臣(林義郎君) 国土の均衡ある発展というの、今までの総合計画、第三次、第四次計画ずっとやってきておりまして、その中でずっと追求してきた一つの大きなテーマだと私は思っております。

離島であるとか過疎地域であるとか、そういったところに対していろんな諸施策をこれまでも講じてきておりますし、また全体としての発展を

図っていくためにそういったことをさらに強力に推進していかなければならないものだろう、こう思っております。

特に、そういったところはますます若い人が住まなくなる、ますます高齢化していく。そうすると、働く人がいなくなっちゃって年寄りばかりでどうするんだ、地域社会も崩壊してしまふんではないかなというふうな問題も新しく出てきておりますから、単にその地域についていろんな仕事を与えていく何をすると、こういう話だけでなく、そういった生活というものについても問題を考えていかなければならないような時期に来ているんじゃないかな、こう思っておりますのであります。

沖縄は、先生もおられますけれども、沖縄は特別の状況があり、戦後の復帰がおくれたとか、その後のいろんな状況もございますから、そういった問題につきましても、沖縄は単に過疎地だという話じゃなくて、離島だという話じゃなくて、沖縄としての問題につきましても私たちが十分配慮してこれからやっていかなければならない。沖縄振興計画などというものもありますから、そういったものについては格段に私たちも意を用いてやらなければならぬ、こういうふうに思っているところでございます。

○島袋宗康君 質問事項にはなかつたんですけれども、非常に重要なことだと思つたので、これからひとつ各省とも打ち合わせをされて、このことだけはこれからの生活大綱として欠かせない政策だというふうに私は思いますので、ぜひ特段の御配慮をお願いしたいというふうにお願ひします。

質問を終わります。

○委員長(野末陳平君) 以上で両案に対する質疑は終局いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十四分散会
二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
一、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案
関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

(関税法の一部改正)
第一条 関税法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「付表簡易税率表」を「付表第一」に改め、同条第二項第三号中「前項の簡易税率表」を「別表の付表第一」に改める。

第三条の二の次に次の一条を加える。
(少額輸入貨物に対する簡易税率)

第三条の三 第三条の場合において、次条から第四条の八までの規定により算出される輸入貨物の課税標準となる価格(数量を課税標準として関税を課する貨物(以下「従量税品」という。))にあつては、これらの規定に準じて算出した価格をいうものとする。第六條、

第七條、第九條の二第一項及び第二項並びに第十四條第十八号において同じ。の合計額が十萬円以下の輸入貨物(本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は前条第一項の政令で定めるところにより別送して輸入する貨物を除く。以下この項において同じ。))に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、別表の付表第二による。ただし、当該輸入貨物を輸入しようとする者(当該輸入貨物が郵便物である場合に於ては、当該郵便物の名あて人)が当該輸入貨物の全部について同表によることを希望しない旨を税関に申し出たときは、この限りでない。

2 前項の規定は、前条第二項第一号及び第二号に掲げる貨物並びに本邦の産業に対する影響等を考慮して別表の付表第二の税率を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物には適用しない。

第六條中(数量を課税標準として関税を課する貨物(以下「従量税品」という。))にあつては、第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格、次条、第九條の二第一項及び第二項並びに第十四條第十八号において同じ。))を削る。

別表第二七〇・〇〇号中

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超える〇・九二七三以下のもの

一キロリットルにつき
四六〇円

C 温度一五度における比重が〇・九二七三を超えるもの

一キロリットルにつき
四〇〇円

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

一キロリットルにつき
四二〇円
に改める。

別表の付表中「簡易税率表」を「入国者の輸入貨物に対する簡易税率表」に改め、同表を別表の付表第一とし、同表の次に次の一表を加える。
付表第二 少額輸入貨物に対する簡易税率表(第三條の三關係)

番号	品 目	税 率
一	(1) 別表第二二〇八・二〇号又は第二二〇八・九〇号の一の(一)に掲げる物品	一リットルにつき二二〇円
	(2) 別表第二二〇八・三〇号に掲げる物品	一リットルにつき一五〇円
	(3) 別表第二二〇八・九〇号の二の(一)に掲げる物品	一リットルにつき一四〇円
	(4) 別表第二二〇四・一〇号から第二二〇四・二九号まで、第二二〇五・一〇号又は第二二〇五・九〇号の二に掲げる物品	一リットルにつき一一〇円
	(5) 次に掲げる物品 別表第二二〇八・四〇号又は第二二〇八・五〇号に掲げる物品 別表第二二〇八・九〇号の一の(二)に掲げる物品のうち ウォッカその他の蒸留酒	一リットルにつき五〇円
	(6) 別表第二二〇三・〇〇号に掲げる物品	一リットルにつき六円
	(7) 次に掲げる物品 別表第二二〇四・三〇号の二、第二二〇六・〇〇号の二、第二二〇七・一〇号又は第二二〇八・一〇号の二に掲げる物品 別表第二二〇八・九〇号の一の(二)に掲げる物品のうち ウォッカその他の蒸留酒以外のもの	一リットルにつき四〇円
二	次に掲げる物品 (1) 別表第九〇一・二二号、第九〇一・二二二号、第九〇二・一〇号又は第九〇二・二〇号の二に掲げる物品 別表第九〇二・三〇号に掲げる物品のうち 紅茶以外のもの 別表第九〇二・四〇号の二に掲げる物品のうち 紅茶以外のもの	二〇%

三	次に掲げる物品 別表第四三〇二・一一号から第四三〇二・二〇号までに掲げる物品 別表第四三〇二・三〇号に掲げる物品のうち ドロップスキン以外のもの	一五%
四	次に掲げる物品 (1) 別表第三三類に掲げる物品 (2) 別表第三五類に掲げる物品(第二号の品目の欄に掲げるものを除く) (3) 別表第三九類に掲げる物品 (4) 別表第四四類に掲げる物品(第四四二・九〇号に掲げる物品のうち竹製のくしを除く) (5) 別表第五一類に掲げる物品 (6) 別表第五二類に掲げる物品 (7) 別表第五四類に掲げる物品 (8) 別表第五五類に掲げる物品 (9) 別表第六三類に掲げる物品 (10) 別表第六五類に掲げる物品 (11) 別表第七〇類に掲げる物品(第七〇・一八項に掲げるものを除く) (12) 別表第七一類に掲げる物品 (13) 別表第九〇・〇三項又は第九〇・〇四項に掲げる物品 (14) 別表第九六類に掲げる物品	五%
五	次に掲げる物品 (1) 別表第二九類に掲げる物品(第二九〇五・四四号及び第二九一八・一四号に掲げるもの、第二九一八・一五号に掲げるもののうちくえん酸カルシウム、第二九二二・四二号の一に掲げるもの並びに第二九四〇・〇〇号に掲げるもの(糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩を除く)を除く) (2) 別表第三〇類に掲げる物品 (3) 別表第三八類に掲げる物品	三%

(4)	別表第四八類に掲げる物品
(5)	別表第六九類に掲げる物品
(6)	別表第八二類に掲げる物品
(7)	別表第八三類に掲げる物品
(8)	別表第九四類に掲げる物品
(9)	別表第九五類に掲げる物品
六	前各号に掲げる物品以外の物品
	一〇%

〔関税暫定措置法の一部改正〕

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。

第三条中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第四条を削る。

第五条中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条を第五条とする。

第七条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「同号の一の四のA若しくはB」を「同号の一の四」に、「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条を第六条とする。

第七条の二第二項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改め、同条を第七条とする。

第七条の三第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第三項

中「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに」、「第七条第三項ただし書」を「第六条第三項ただし書」に改め、同条を第七条の二とする。

第七条の四を第七条の三とする。

第八条第一項中「平成五年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第九条から第十条の二までの規定中「第六条」を「第五条」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第七条の三第一項」を「第七条の二第一項」に改める。

第十一条第一項中「第六条」を「第五条」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「第七条の三第一項」を「第七条の二第一項」に、「第七条第四項」を「第六条第四項」に、「第七条の二第一項」を「第七条第一項」に改める。

第十二条第一項中「第七条第四項又は第七条の二第一項」を「第六条第四項又は第七条第一項」に改める。

別表第一中、「第七条の四」を削る。

別表第一(A)第〇二・〇一項及び第〇二・〇二項を削る。

別表第一(A)第〇二・〇一・〇二・〇三・〇四・〇五・〇六・〇七・〇八・〇九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五・一六・一七・一八・一九・二〇・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三・三四・三五・三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇・六一・六二・六三・六四・六五・六六・六七・六八・六九・七〇・七一・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・八〇・八一・八二・八三・八四・八五・八六・八七・八八・八九・九〇・九一・九二・九三・九四・九五・九六・九七・九八・九九・一〇〇

別表第一(A)第〇二・〇六・一〇号中「はほ肉及び頭肉」を削る。

別表第一(A)第〇二・〇六・二九号中「はほ肉及び頭肉」を削る。

別表第一(A)第二一〇四・二三号の次に次の一号を加える。

二一〇四・二三 コーンフレークの製造に使用するもの

別表第一(A)第二一・〇四項の次に次の一項を加える。

二一・〇五 ばれいしよの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット

二一・〇五・二〇 フレーク、粒及びペレット

別表第一(A)第一六〇二・五〇号中「(d) その他のもの」を「ハ その他のもの」に改める。

別表第一(A)第二七二〇・〇〇号中「で、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量」を「で、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの」に改める。

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(B) 製油の原料として使用するもの以外の重油及び粗油(農林漁業の用に供するものを除く。)について、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量(以下この号において「共通の限度数量」という。)以内のもの

(1) 製油の原料として使用するもの		(1) 共通の限度数量以内のもの		(2) その他のもの	
(II) その他のもの		(II) その他のもの		(II) その他のもの	
1 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの		1 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの		1 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの	
2 その他のもの		2 その他のもの		2 その他のもの	
B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの		B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの		B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	
(1) 製油の原料として使用するもの		(1) 製油の原料として使用するもの		(1) 製油の原料として使用するもの	
(2) その他のもの		(2) その他のもの		(2) その他のもの	
(I) 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの		(I) 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの		(I) 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの	
(II) その他のもの		(II) その他のもの		(II) その他のもの	
一キロリッ トルにつき 二、七七〇 円	一キロリッ トルにつき 三、七五〇 円	一キロリッ トルにつき 二、七七〇 円	一キロリッ トルにつき 三、七五〇 円	一キロリッ トルにつき 二、七七〇 円	一キロリッ トルにつき 三、七五〇 円
一キロリッ トルにつき 二、五四〇 円	一キロリッ トルにつき 三、七五〇 円	一キロリッ トルにつき 二、五四〇 円	一キロリッ トルにつき 三、七五〇 円	一キロリッ トルにつき 二、五四〇 円	一キロリッ トルにつき 三、七五〇 円
一キロリッ トルにつき 三、七五〇 円	一キロリッ トルにつき 三、七五〇 円	一キロリッ トルにつき 三、七五〇 円	一キロリッ トルにつき 三、七五〇 円	一キロリッ トルにつき 三、七五〇 円	一キロリッ トルにつき 三、七五〇 円

別表第一(A)第四一・〇四項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に、「一八、〇〇〇平方メートル」を「一三七、〇〇〇平方メートル」に、「七〇七、〇〇〇平方メートル」を「八四八、〇〇〇平方メートル」に改める。	別表第一(A)第四一〇五・二〇号中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に、「六一、〇〇〇平方メートル」を「七〇四、〇〇〇平方メートル」に改める。	別表第一(A)第四一〇六・二〇号中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。	別表第一(A)第六四・〇三項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に、「五、七九六、〇〇〇足」を「六、九五五、〇〇〇足」に改める。	別表第一(A)第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「平成五年三月三十一日」を「平成六年三月三十一日」に改める。	附則
(施行期日)	第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。	(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)	第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の関税暫定措置法第四条の規定により関税の免除を受けた物品については、なお従前の例による。	(罰則に関する経過措置)	第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる物品に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。	第二条に次の一項を加える。	11 前各項の規定により出資することができ金額のほか、政府は、協会に対し、四千七百十五億九百七十四万円の範囲内において、出資することができる。	附則	この法律は、公布の日から施行する。	二月十九日本委員会に左の案件が付託された。	一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(第一九三号)(第一九四号)	第一九三号 平成五年二月九日受理	電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願	請願者 福岡市東区三苦五ノ一ノ五〇 平岡靖治 外五名	紹介議員 渡辺 四郎君	たばこが健康に及ぼす影響については、世界保健機関(WHO)がその重大性を考え、各国政府に対して効果的な喫煙抑制策を採るよう勧告を重ねてきた。日本においても、厚生省は昭和六十二年十月「喫煙と健康問題に関する報告書」を発表し、文部省も生涯にわたって喫煙しない態度を身に付けさせる禁煙教育をスタートさせた。平成三年三月の衆議院予算委員会第三分科会・第四分科会でも、厚生省や文部省はたばこの有害性を認め、特に未成年に対する禁煙教育が重要であると答弁している。しかし、我が国の喫煙者率は、成人男性の減少とは裏腹に、未成年を含む若い層で男女とも増加傾向にある。その大きな原因として考えられるのは、たばこのテレビ・ラジオによる宣伝である。最近のたばこの宣伝は、たばこの害については全く触れずに、むしろ正反対のクリーンで健康的なイメージを売り込むCMを茶の間に流し、
---	---------------	---	----	-------------------	-----------------------	-------------------------------------	------------------	---------------------	----------------------------	-------------	---

喫煙を無条件ですばらしいものとして青少年に誘いかけている。平成元年の「広告白書」(日経広告研究所編)によれば、主なたばこ会社のテレビ・ラジオにおけるCM総額は約百億円にも上っている。しかし、他の先進工業国で電波によるたばこの宣伝が禁止されていることは、さきの衆議院予算委員会第三分科会における政府答弁でも明らかにされている。昭和六十二年、東京で開かれた第六回喫煙と健康世界会議では、「政府がテレビによるたばこ広告を禁止するよう促す」との勧告が採択されている。ついで、子供たちが健康を害するものとなりこにならないよう、次の事項について実現を図られたい。

一、電波によるたばこの宣伝を廃止すること。

第一九四号 平成五年二月九日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願

請願者 福岡県田川郡添田町九五六 河西 瑞穂 外五名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

二月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(第二二三号)

一、景気回復・消費拡大のための大幅減税等に関する請願(第二五四号)(第二五五号)(第二五六号)(第二五七号)(第二五八号)(第二五九号)(第二六〇号)(第二六一号)(第二六二号)(第二六三号)(第二六四号)

第二二三号 平成五年二月十二日受理

電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願(六通)

請願者 福岡市南区弥永団地五六ノ三〇八 湯口美智子 外五名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第二五四号 平成五年二月十六日受理
景気回復・消費拡大のための大幅減税等に関する請願

請願者 山口県岩国市平田五ノ四三ノ四四 中村守 外二千八百一名

紹介議員 市川 正一君

今、中小業者は、かつてない不況の下で仕事や売上げが大幅に減少し死活問題となっている。私たちは中小業者の営業と生活の危機打開と、景気回復のため、消費税の廃止、所得税や固定資産税などの大幅減税を直ちに行うことを強く求める。さらに今回の不況の元凶である大銀行・大企業等の横暴を規制し、金権腐敗の悪政を正し、国民本位の政治と経済に転換することが今こそ必要である。ついで、次の事項について早期に実現を図られたい。

一、景気回復・消費拡大のため、直ちに大幅な減税を行うこと。

1 消費税は廃止すること。緊急措置として飲食料品等は非課税にすること。いかなる名目でも消費税率アップは行わないこと。

2 大企業への優遇税制をやめ、中小業者の自家労賃を認め、所得税の課税最低限を大幅に引き上げること。

二、歩積み・両建ての強要や貸し渋りなど、銀行の横暴をやめさせること。

第二五五号 平成五年二月十六日受理

景気回復・消費拡大のための大幅減税等に関する請願

請願者 青森市長島四ノ二ノ三 竹井泰正 外二千八百一名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第二五四号と同じである。

第二五六号 平成五年二月十六日受理

景気回復・消費拡大のための大幅減税等に関する請願

請願者 大分県中津市大字是則一五五 竹尾正次 外二千八百一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二五四号と同じである。

第二五七号 平成五年二月十六日受理

景気回復・消費拡大のための大幅減税等に関する請願

請願者 広島県深安郡神辺町新徳田三ノ五 五二ノ二 赤木好幸 外二千八百一名

紹介議員 藤澤 弘君

この請願の趣旨は、第二五四号と同じである。

第二五八号 平成五年二月十六日受理

景気回復・消費拡大のための大幅減税等に関する請願

請願者 東京都板橋区大谷口北町五ノ九 浜野勝 外二千八百一名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第二五四号と同じである。

第二五九号 平成五年二月十六日受理

景気回復・消費拡大のための大幅減税等に関する請願

請願者 岡山県玉野市梶岡七五四 川崎理恵 外二千八百一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二五四号と同じである。

第二六〇号 平成五年二月十六日受理

景気回復・消費拡大のための大幅減税等に関する請願

請願者 北九州市若松区東二島三ノ一六ノ一五 大庭光子 外二千八百一名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二五四号と同じである。

第二六一号 平成五年二月十六日受理

景気回復・消費拡大のための大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市博多区吉塚七ノ六ノ二二 米田徹 外二千八百一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二五四号と同じである。

第二六二号 平成五年二月十六日受理

景気回復・消費拡大のための大幅減税等に関する請願

請願者 千葉県野田市清水五八ノ一 工藤尚七 外二千八百一名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二五四号と同じである。

第二六三号 平成五年二月十六日受理

景気回復・消費拡大のための大幅減税等に関する請願

請願者 京都府宇治市横島町石橋三三 田口克己 外二千八百一名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二五四号と同じである。

第二六四号 平成五年二月十六日受理

景気回復・消費拡大のための大幅減税等に関する請願

請願者 富山市太田北区二、一五九 竹内倍夫 外二千八百一名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二五四号と同じである。

三月一日本委員会に左の案件が付託された。
一、国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案
一、平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案

国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案
国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律

目次

- 第一章 総理府関係(第一条—第十条)
第二章 大蔵省関係(第十一条)
第三章 文部省関係(第十二条—第十四条)
第四章 農林水産省関係(第十五条—第十七条)
第五章 運輸省関係(第十八条—第二十二条)
第六章 建設省関係(第二十三条—第二十九条)
第七章 自治省関係(第三十条—第三十三条)
附則

第一章 総理府関係
(国土調査法の一部改正)

第一条 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。
第九条の二第一項中「又は土地改良区等」を削り、「経費の」の下に「四分の三又は土地改良区等が行う地籍調査に要する経費の」を加え、同

条第二項中「三分の二」を「二分の一」に改め、「前項の規定により」の下に「市町村が行う地籍調査について都道府県が負担する経費の三分の二若しくは土地改良区等が行う地籍調査について」を加える。
附則第三項中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

(離島振興法の一部改正)

第二条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第九条第一項中「第四十二条第一項及び第三項」を「第四十二条第一項から第三項まで」に、「第四十三条第二号及び第三号」を「第四十三条第一号及び第二号」に改め、同条第四項中「三分の二を十分の五・五」に改める。
附則第四項中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度」に改める。

別表中「別表」を「別表(第九条関係)」に改め、同表(一)から(三)までを次のように改める。

(一) 港灣法第四十二条第一項から第三項まで(同法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、第四十三条第一号及び第二号並びに第五十二条第三項第二号に規定する費用について

港灣の区分		事業の区分		事業主体	
重要港灣	係留施設又は外郭施設の建設又は改良 (重要な工事に限る。)	水域施設又は外郭施設の建設又は改良	国	港灣管理者	十分の八・五
				国庫の負担割合又は補助割合	十分の八・五
	係留施設又は臨港交通施設の建設又は改良		国	港灣管理者	十分の六(本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るものは、三分の二)
				国庫の負担割合又は補助割合	十分の八・五
	水域施設又は外郭施設の建設又は改良		国	港灣管理者	十分の八
				国庫の負担割合又は補助割合	十分の八・五

(二)

港灣法第二十條第二項及び第三項に規定する費用について

避難港		事業主体	
係留施設の建設又は改良	国	港灣管理者	十分の六
		国庫の補助割合	三分の二
水域施設又は外郭施設の建設又は改良	港灣管理者北海道に於ては、港灣管理者又は国	十分の六(本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るものは、十分の八・五)	十分の八(国が行う工事に係るものは、十分の八・五)
		国庫の負担割合又は補助割合	十分の八・五

(三)

道路法第五十六條に規定する費用について

道路の区分		事業主体	
第一種漁港	外郭施設又は水域施設の修築	地方公共団体	百分の九十
		水産業協同組合	百分の九十
第二種漁港	係留施設の修築	地方公共団体	百分の六十
		水産業協同組合	百分の七十
第三種漁港	外郭施設又は水域施設の修築	地方公共団体	百分の八十五
		水産業協同組合	百分の九十五
第四種漁港	係留施設の修築	地方公共団体	百分の八十
		水産業協同組合	百分の九十
建設大臣の指定する主要な都市の道路及び主要な産業の振興、観光その他特に整備する特設道路	新設及び改良	道路管理者	十分の五・五(政令で定める道路の新設及び改良に係るものは、三分の二)
		国庫の補助割合	十分の八・五

る必要のある道路

にあつては、十分の六

別表四中「百分の九十」を「百分の八十」に改め、同表四から(付)までの規定中「三分の二」を「十分の五・五」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第三条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

別表道路の項中「十分の九」を「十分の八」に改め、同表港灣の項中「外かく施設、けい留施設」を外郭施設、係留施設に、「十分の九・五」を「十分の九」に改め、同表空港の項中「十分の九」を「十分の八」に改め、同表保育所の項中「三分の二」を「十分の五・五」に改め、同表砂防設備の項中「十分の八・五」を「鹿児島県知事又は市町村長が施行する場合にあつては三分の二(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業(以下「緊急砂防事業」という。)に係るものにあつては十分の八・五、再度災害を防止するために施行する砂防工事であつて緊急砂防事業に係るもの以外のものにあつては十分の七)以内、主務大臣が施行する場合にあつては十分の八(緊急砂防事業に係るものにあつては、十分の八・五)に改め、同表海岸の項中「十分の七・五」を「三分の二」に改め、同表地すべり防止施設の項中「十分の八」を「鹿児島県知事又は市町村長が施行する場合にあつては三分の二(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業(以下「緊急地すべり対策事業」という。)に係るものにあつては十分の八、再度災害を防止するために施行する地すべり防止工事であつて緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものにあつては十分の七)以内、主務大臣が

施行する場合にあつては十分の七・五(緊急地すべり対策事業に係るものにあつては、十分の八)に改め、同表河川の項中「十分の六・五」を「十分の六」に改め、同表林業施設の項中「十分の八・五」を「鹿児島県又は市町村が行う事業に係るものにあつては三分の二(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業(以下「緊急治山事業」という。)に係るものにあつては十分の八・五、激甚な災害が発生した地域において再度災害を防止するため緊急治山事業に引き続いて行われる事業及び治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)第二条第三項第二号に掲げる事業(緊急治山事業を除く。)に係るものにあつては十分の七)以内、国が行う保安施設事業に係るものにあつては十分の八(緊急治山事業に係るものにあつては、十分の八・五)以内、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設に係るものにあつては十分の八」に改め、同表漁港の項中「十分の九・五」を「十分の九(水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の十)に改め、同表義務教育施設の項中「三分の二」を「十分の五・五」に改める。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第四条 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「昭和四十七年度から平成十三年度までの各年度における」を削り、「かわらず、」を「かわらず、昭和四十七年度から平成四年度までの各年度にあつては」に、「平成五年度を平成四年度に」とするを「とし、平成五年度から平成十三年度までの各年度にあつては十分の五・五とする」に改め、同条第二項中「平成十三年度までの各年度において、」を

「平成四年度までの各年度にあつては」に、「平成五年度を平成四年度に」、「補助するものとする」を、「平成五年度から平成十三年度までの各年度にあつてはその十分の五・五を補助するものとする」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第五条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「行なう」を「行う」に改め、その全額を負担し、又はを削る。

第七条第四項中「行なう」を「行う」に改め、その全額を負担し、又はを削り、同条第八項中「全部又は」を削る。

第八条第三項中「行なう」を「行う」に、「外かく施設、けい留施設」を外郭施設、係留施設に改め、その全額を負担し、又はを削り、同条第十項中「外かく施設」を「外郭施設」に、「けい留施設」を「係留施設」に改める。

附則第一項中並びに附則第十九条第五項及び第十二項を「及び別表道路の項」に改める。

附則第六条の前の見出し中「平成五年度」を「平成四年度」に改め、同条第二項中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度を」並びに平成三年度及び平成四年度に改める。

附則第八条中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

別表農業試験研究施設の項及び土地改良の項

中「十分の十」を「十分の九・五」に改め、同表林業施設の項中「十分の十以内」を「十分の九・五(国以外の者の行う事業にあつては、十分の九)以内(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われるものにあつては、十分の十以内)」に改め、同表漁港の項中「十分の十」を「十分の九・五(国以外の者の行う事業にあつては、十分の九(水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の十))」に改め、同表道路の項中「十分の十」を「十分の九・五(道路法第十三条に規定する指定区間の国道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から協定の効力発生の日の前日まで建築された道の敷地であつたものの取得及び賃借にあつては十分の十、国以外の者の行う事業にあつては十分の九)に改め、同表港灣の項中「外かく施設」を「外郭施設」に、「けい留施設」を「係留施設」に、「十分の十」を「十分の九・五(国以外の者の行う事業にあつては、十分の九)に改め、同表空港の項中「十分の十」を「十分の九・五(空港整備法第二条第一項第二号に規定する空港に係る同法第八条第四項に規定する工事であつて運輸大臣が施行するものにあつては十分の十、国以外の者の行う事業にあつては十分の九)に改め、同表水道の項中「十分の十」を「十分の九」に改め、同表都市公園の項の次に次のように加える。

下水道

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する流域下水道の設置又は改築

四分の三以内

別表義務教育施設等の項中「十分の九」を「十分の八・五」に改め、同表砂防設備の項中「十分の十以内」を「十分の九・五(国以外の者の行う事業にあつては、十分の九)以内(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業に係るものにあつては、十分の十以内)」に改め、同表海岸の項中「十分の十」を「十分の九・五(国以外の者の行う事業にあつては、十分の九)に改め、同表河川の項中「十分の十」を「十分の九」に改める。

(琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正)

第六条 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和四十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」及び「同項」を「前二項」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総合開発事業のうち森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第百九十三条に規定する林道の開設又は拡張に係る経費に対する国の負担割合については、政令で、同条の規定に基づく政令で定める割合を超える割合を定めることができる。

附則第六項の前の見出し中「平成五年度」を「平成四年度」に改め、同項第一号中「昭和二十六年法律第二百四十九号」を削る。

附則第七項及び第九項中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。
別表を次のように改める。

別表(第八條関係)

事業の区分	国の負担割合の範囲
一 河川法(昭和二十九年法律第六十号)第四條第一項に規定する一級河川の改良工事(政令で定めるものを除く)	四分の三以内
二 砂防法(昭和二十三年法律第七十九号)第一條に規定する砂防工事	四分の三以内
三 下水道法(昭和二十三年法律第七十九号)第二條第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道の設置又は改築で政令で定めるもの	四分の三以内
四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二條第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設、改築、止若しくは変更又は区画整理(政令で定めるものを除く)	百分の五十五以内
五 森林法(昭和四十一年法律第二項に規定する保安施設事業(政令で定めるものを除く))	国が行う保安施設事業にあつては四分の三以内、府県が行う保安施設事業にあつては十分の六(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として実施されるものにあつては、十分の三)以内
六 道路法(第二條第一項に規定する道路の新設又は改築で政令で定めるもの)	四分の三以内

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第七條 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項から第八項までを次のように改める。

(平成四年度までに指定された指定ダム等に係る特例)

3 整備事業で平成四年度までの各年度において第二條第二項の規定により指定された指定ダムに係るものについての第九條第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる事業の国の負担割合の範囲は、別表第一の規定にかかわらず、指定ダムの第二條第二項の指定に係る次の表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める範囲とする。

事業の区分	昭和五十九年度以前各年度	昭和六十年	昭和六十一年度から平成四年度までの各年度
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二條第二項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業	十分の七以内	十分の六・五以内	十分の六以内
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一條第二項に規定する保安施設事業(政令で定めるものを除く)	四分の三以内	三分の二以内	十分の六以内
河川法(昭和二十九年法律第六十号)第四條第一項に規定する一級河川の改良工事(政令で定めるものを除く)	四分の三以内	三分の二以内	十分の六以内
河川法(昭和五十年法律第二十九号)第五條第一項に規定する二級河川の改良工事(政令で定めるものを除く)	三分の二以内	十分の六以内	十分の五・五以内
砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一條に規定する砂防工事	四分の三以内	三分の二以内	十分の六以内
道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)第三條第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道の新設又は改築(政令で定めるものを除く)	四分の三以内	四分の三以内	三分の二以内
義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十号)第二條第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む)	三分の二以内	十分の六以内	十分の五・五以内

4 整備事業で平成四年度までの各年度において第二條第三項の規定により指定された指定湖沼水位調節施設に係るものについての第九條第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる事業の国の負担割合の範囲は、別表第二の規定にかかわらず、指定湖沼水位調節施設の第二條第三項の指定に係る次の表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める範囲とする。

5 整備事業で昭和五十九年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての道路法第五十条第一項の規定の適用については、同項中「負担するものとする」とあるのは、「負担するものとする。ただし、建設大臣が国道の新設又は改築を行う場合において、当該新設又は改築が長大橋、トンネル等の特に大規模な工事であつて、政令で定める基準を超えるものに係るときは、国の負担率を四分の三とすることができ」とし、当該整備事業についての河川法第六十条第一項の規定の適用については、同項中「改良工事のうち政令で定める大規模な工事」次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその十分の三」とあるのは、「河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第五条に規定するダムに關する工事その他政令で定める大規模な工事に要する費用にあつてはその四分の一とする。整備事業で昭和六十年年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これら同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替へるものとする。」

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十三年法律第七十三号第十五条第一項)	平成四年度までの各年度にあつては三分の二(昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五)とし、平成五年度から平成十三年までの各年度にあつては十分の五・五	平成十三年年度までの各年度においては、三分の二
豪雪地帯対策特別措置法第十五条第二項	平成四年度までの各年度にあつては三分の二(昭和六十一年度から平成四年度までの各年度にあつては十分の五)とし、平成五年度から平成十三年までの各年度にあつては十分の五・五	平成十三年年度までの各年度においては、三分の二

過疎地域活性化特別措置法（平成二十一年法律第十五号） 別表第一項並びに別表教育施設及び消防施設の項	十分の五・五	三分の二	十分の六（国又は地方公共団体以外に設置する保育所に係るものは、三分の一）
過疎地域活性化特別措置法の別表児童福祉施設の項	十分の五・五（国又は地方公共団体以外に設置する保育所に係るものにあつては、三分の二）	三分の二	十分の六（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものは、三分の一）
公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）附則第五項	十分の五・五	三分の二	十分の六
義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項	平成四年度までの各年度においてはその政令で定める市町村の設置するものにあつては、七十分の四とし、昭和三十九年度の設置するものを除き、昭和六十一年度から平成四年度までの各年度については、平成九年度までの各年度においては十分の五・五とし、平成五年までは十分の五・五とする。	平成九年度までの各年度においては三分の二（政令で定める市町村の設置するものにあつては、七分の四）	平成九年度までの各年度においては十分の六（政令で定める市町村の設置するものにあつては、七分の四）
積雪寒冷特別地域の確保に関する道路交通別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）第六条	除雪に係るものにあつては、その三分の二を、防雪又は凍雪害の防止に係るものにあつては、その十分の六	その三分の二	その三分の二
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）第十條第三項	十分の五・五	三分の二	十分の六
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）別表	十分の五・五	三分の二	十分の六

7 整備事業で平成四年度までの各年度において第二條第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの

規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[illegible]

8 前五項に定めるもののほか、整備事業で平成四年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについては、他の法律の規定に基づく政令の規定により国の負担割合につき従来の割合を下回る割合が定められた場合においては、政令で、当該規定を適用しない旨その他の特例を定めることができる。

附則第九項及び第十項を削る。

[illegible]

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第九条関係)

事業の区分	国の負担割合の範囲
土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業	十分の五・五以内
森林法第四十一条第二項に規定する保安施設事業(政令で定めるものを除く。)	十分の六以内
河川法第四十一条第一項に規定する一級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)	十分の五・五以内
河川法第五十一条第一項に規定する二級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)	十分の五・五以内
砂防法第一条に規定する砂防工事	十分の六以内
道路法第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道の新設又は改築(政令で定めるものを除く。)	三分の二以内
水道法第三条第三項に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設	十分の四以内
義務教育諸学校施設費国庫負担法第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)	十分の五・五以内
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第三項に規定する診療所の新設又は改築	二分の一以内

別表第二(第九条関係)

事業の区分	国の負担割合の範囲
土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるもの	二分の一以内
河川法第四十一条第一項に規定する一級河川の改良工事(政令で定めるものを除く。)	十分の五・五以内

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)
第八条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「国の負担又は補助の割合

るものにあつては、三分の二)の範囲内で政令で定める割合とする。

4 明日香村整備計画に基づいて行われる河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第四条第一項に規定する一級河川のうちその管理を県知事が行うものとされた指定区間のものの改良工事の事業に係る経費に対する国の負担の割合は、同法の規定にかかわらず、三分の二とする。

5 明日香村整備計画に基づく事業で次の各号に掲げるものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合については、当該各号に規定する法律に基づく政令に定める負担又は補助の割合を超える割合を政令で定めることができる。

一 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築

二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業

附則第七条の見出し中「平成五年度」を「平成四年度」に改め、同条第一項第二号中(昭和三十九年法律第六十七号)を削り、同条第三項中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

(奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第九条 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「当分の間」を「平成四年度までの間」に改める。

附則第七項(見出しを含む)中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

(過疎地域活性化特別措置法の一部改正)
第十条 過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「三分の二」を「十分の五・五」に改める。

附則第三項(見出しを含む)中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

別表教育施設の項中「三分の二」を「十分の五・五」に改め、同表児童福祉施設の項中「三分の二」を「十分の五・五」(国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二)に改め、同表消防施設の項中「三分の二」を「十分の五・五」に改める。

第二章 大蔵省関係

(地震再保険特別会計法の一部改正)

第十一条 地震再保険特別会計法(昭和四十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。附則第二項の前の見出し及び同項を次のように改める。

(一般会計からの繰入れの特例)

2 第四条第一項の規定は、当分の間、第十三条第一項の規定による借入金のある年度を除き、適用しない。

第三章 文部省関係

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第十二条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「旅費」を「退職年金及び退職一時金並びに旅費」に改める。

附則第二項中「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第三条の五及び第九十六条第一項」を削り、「附則第二十号」の下に「(第一項第一号を除く。)」を加える。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附則第五項中「とし、平成五年度においては十分の一」を削り、同項を附則第四項とし、附則第六項を附則第五項とする。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第十三条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一号中「旅費」を「退職年金及び退職一時金並びに旅費」に改める。

附則第五項中「三分の二」を「十分の五・五」に改める。

附則第六項中「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）第三條の五及び第九十六條第一項」を削り、「附則第二百二十條の下に（第一項第一号を除く。）を加える。

附則中第七項を削り、第八項を第七項とする。附則第九項中「平成五年度」を「平成四年度」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十項を附則第九項とする。

附則第十一項中「とし、平成五年度においては十分の二」を削り、同項を附則第十項とし、附則第十二項を附則第十一項とする。

（義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正）第十四條 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十八年度から平成四年度までの各年度においては」を削り、「かわからず」を「かわらず」とし、昭和四十八年度から平成四年度までの各年度においては「とし、平成五年度から平成九年度までの各年度においては十分の五・五とする」に改める。

第四章 農林水産省関係
（漁港法の一部改正）第十五條 漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項及び第三項を次のように改める。

2 国以外の者が第三種漁港又は第四種漁港について漁港修築事業を施行する場合には、第三條第一号の基本施設の修築に要する費用は、次の表の上欄及び中欄に定める区分に従い、それぞれその下欄に定める割合を国において負担する。

施行者	漁港の種類	国の負担割合
地方公共団体	第三種漁港	北海道にあつては百分の七十（保留施設については、百分の六十）その他の地域にあつては百分の五十（特定第三種漁港の外郭施設については、三分の二）
	第四種漁港	北海道にあつては百分の七十（保留施設については、三分の二）その他の地域にあつては三分の二（保留施設については、百分の五十）
	第三種漁港	北海道にあつては百分の九十（保留施設については、百分の七十五）その他の地域にあつては、特定第三種漁港については百分の七十（保留施設については、百分の六十）その他の第三種漁港については百分の六十（保留施設については、百分の五十）
	第四種漁港	北海道にあつては百分の九十（保留施設については、百分の八十）その他の地域にあつては百分の七十五（保留施設については、百分の六十）

3 国以外の者が第一種漁港又は第二種漁港について漁港修築事業を施行する場合には、第三條第一号の基本施設の修築に要する費用は、次の表の上欄に定める区分に従い、それぞれその下欄に定める割合をもつて、国は、当該漁港修築事業の施行者に補助する。

施行者	国の補助割合
地方公共団体	北海道にあつては百分の七十（保留施設については、百分の六十）、その他の地域にあつては百分の五十
水産業協同組合	北海道にあつては百分の九十（保留施設については、百分の七十五）、その他の地域にあつては百分の五十

附則第二項及び第三項中「当分の間」を「平成四年度までの間」に改める。

附則第七項中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度」に改める。

（森林法の一部改正）第十六條 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年度」に改める。

（海岸法の一部改正）第十七條 海岸法（昭和三十一年法律第一号）の

一部を次のように改正する。

第二十六條第一項中「国及び」を「国がその三分の二を、に、それぞれその二分の一を、その三分の一に改め、ただし書を削る。

附則第五項（見出しを含む。）中「平成五年度」を「平成四年度」に改める。

第五章 運輸省関係
（港灣法の一部改正）第十八條 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十二條第二項中「水域施設又は外かく施設については、その工事に要する費用の十分の十までを、けい留施設については、その工事に

要する費用の十分の七・五までを、」を「その工事に要する費用の三分の二までを」に改め、同条第三項中「外かく施設を「外郭施設」に、」がその十分の七・五を、港灣管理者がその十分の二・五をそれぞれを「国と港灣管理者がそれぞれその十分の五を」に改める。

第四十三條中「ものの外」を「もののほか」に、「第四号」を「第三号」に、「左に」を「次に」に改め、第一号を削り、同条第二号中「特定重要港灣以外」を削り、同条を同条第一号とし、同条第三号中「外かく施設、けい留施設」を「外郭施設、保留施設」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五十二條第二項中「第四十二條第五項」を「同条第三項中「国と港灣管理者がそれぞれその十分の五を」とあるのは「国がその三分の二を、港灣管理者がその三分の一をそれぞれ」と、同条第五項」に改め、同条第三項第一号中「十分の二・五」を「三分の一」に改める。

第五十五條の六の見出し中「国庫負担等」を「費用の負担」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

当分の間 政令で定める重要港灣（特定重要港灣を除く。）において、第五十二條第一項の規定により運輸大臣が自ら次の工事をする場合については、同条第二項において準用する第四十二條第一項中「費用は、国と港灣管理者がそれぞれその十分の五を負担する」とあるのは、「費用の三分の二までを国において負担することができ」とする。

第五十五條の六第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分を次のように改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

当分の間、前項の重要港灣において、第五十二條第一項の規定により運輸大臣が自ら次の工事をする場合については、同条第三項第二号中「十分の五」とあるのは、「三分の一以上十分の五以下の範囲内で運輸大臣が定める割合」とする。

附則第十一項の前の見出し中「及び平成三年
度から平成五年度まで」を「平成三年度及び平
成四年度に改め、同項中「及び平成三年度から
平成五年度までの各年度」を「平成三年度及び
平成四年度に改める。

附則第十二項中「及び平成三年度から平成五
年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四
年度に改める。

附則第二十項中「第五十五條の六第二項にお
いて準用する場合を含む。」を削り、「第四十二
條第四項中」を「同項中」に改める。

（北海道開発のためにする港湾工事に關する法
律の一部改正）

第十九條 北海道開発のためにする港湾工事に關
する法律（昭和二十六年法律第七十三号）の一部
を次のように改正する。

第二條第一項中「外かく施設」を「外郭施設」
に、「十分の九・五」を「十分の七・五」に、「十分
の〇・五」を「十分の二・五」に、「けい留施設」を
「係留施設」に、「十分の七・五」を、港湾管理者
がその十分の二・五を十分の六を、港湾管理
者がその十分の四に改める。

第三條第二項中「前條に」を「同條第一項中「國
がその十分の七・五」とあるのは「國がその十分
の八・五」と、港湾管理者がその十分の二・五」
とあるのは「港湾管理者がその十分の一・五」
と、「十分の六」とあるのは「三分の二」と、「十
分の四」とあるのは「三分の一」と、同條第二項
に」に改める。

附則第三項及び第四項中「及び平成三年度か
ら平成五年度までの各年度」を「平成三年度及
び平成四年度に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第二十條 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法
律第九十七号）の一部を次のように改正する。
附則第二項の前の見出し及び同項を次のよう
に改める。

（一般會計からの繰入れの特例）
2 第五十條（第五十六條第一項において準用

する場合を含む。）及び第八十二條第二項の規
定は、当分の間、適用しない。

（空港整備法の一部改正）

第二十一條 空港整備法（昭和三十一年法律第八
十号）の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「百分の七十五を三分の二」
に、「百分の二十五を三分の一」に改める。

第八條第一項中「百分の七十五を百分の五
十五に」、「百分の二十五を百分の四十五」に
改め、同條第四項中「百分の七十五を百分の
五十五」に改める。

附則第三項の見出し中「及び平成三年度から
平成五年度まで」を「平成三年度及び平成四年
度に改め、同項中「及び平成三年度から平成五
年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四
年度に改める。

（特定港湾施設整備特別措置法の一部改正）

第二十二條 特定港湾施設整備特別措置法（昭和
三十四年法律第六十七号）の一部を次のように
改正する。

第四條第一項第二号中「十分の一・四五」を
「十分の二・三五」に改め、同項第三号中「十分
の三・二五」を「十分の四」に改め、同項第四号
中「十分の一」を「十分の一・四五」に改め、同條
第二項中「十分の十」とあるのは「十分の八」と、
「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と「三
分の二」とあるのは「十五分の八」に改める。

附則第二項の見出し中「及び平成三年度から
平成五年度まで」を「平成三年度及び平成四年
度に改め、同項中「及び平成三年度から平成五
年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四
年度に改める。

第六章 建設省關係

（砂防法の一部改正）
第二十三條 砂防法（明治三十年法律第二十九号）
の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「三分ノ二」を「二分ノ一」に
改め、同項に次のただし書を加える。
但シ当該砂防工事が災害ニ因ル土砂ノ崩壊

等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊
急砂防事業ニ係ルモノナルトキハ三分ノ二當
該砂防工事が再度災害ヲ防止スル為ニ施行ス
ルモノニシテ又は火山地、火山麓若ハ火山現
象ニ因リ著シキ被害ヲ受クルノ虞アル地域ニ
於テ施行スルモノニシテ災害ニ因ル土砂ノ崩
壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル
緊急砂防事業ニ係ルモノ以外ノモノナルトキ
ハ十分ノ五・五ヲ國庫ノ負担割合トス
第五十條中「及び平成三年度ヨリ平成五年度迄
ノ各年度」を「平成三年度及び平成四年度」に改
める。

（道路法の一部改正）

第二十四條 道路法（昭和二十七年法律第八十
号）の一部を次のように改正する。

第五十條第一項ただし書を削り、同條第二項
中国及び都道府県がそれぞれその二分の一を
「國がその十分の五・五を、都道府県がその十
分の四・五」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十六條中「道路に關する調査又は」を「道
路に關する調査に要する費用についてはその三
分の一以内を、」に、「三分の一」を「二分の一」に
改める。

附則第二項中「及び平成三年度から平成五年
度までの各年度」を「平成三年度及び平成四年
度」に改める。

（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に
關する特別措置法の一部改正）

第二十五條 積雪寒冷特別地域における道路交通
の確保に關する特別措置法（昭和三十一年法律
第七十二号）の一部を次のように改正する。

第六條中「基いて」を「基づいて」に、「その三
分の二」を「除雪に係るものにあつてはその三分
の二を、防雪又は凍雪害の防止に係るものにあ
つてはその十分の六」に改める。

附則第二項中「平成五年度を」を「平成四年度」に
改める。

（地すべり等防止法の一部改正）

第二十六條 地すべり等防止法（昭和三十三年法

律第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十九條を次のように改める。

（都道府県知事の施行する地すべり防止工事
に要する費用の一部負担）

第二十九條 國は、政令で定めるところにより、
都道府県知事の施行する地すべり防止工事に
要する費用の二分の一を負担する。ただし、
溪流において施行する地すべり防止工事及び
これと一体となつて直接溪流に土砂を排出す
ることを防止するために施行する地すべり防
止工事については、当該地すべり防止工事が
災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処
するために施行する緊急地すべり対策事業に
係るものであるときは三分の二を、当該地す
べり防止工事が再度災害を防止するために施
行するものであつて災害による土砂の崩壊等
の危険な状況に対処するために施行する緊急
地すべり対策事業に係るもの以外のものである
ときは十分の五・五を國の負担割合とする。

附則第六條の見出し中「及び平成三年度から
平成五年度まで」を「平成三年度及び平成四年
度」に改め、同條中「及び平成三年度から平成五
年度までの各年度」を「平成三年度及び平成四
年度」に改める。

（河川法の一部改正）

第二十七條 河川法（昭和三十九年法律第六十
七号）の一部を次のように改正する。

第六十條第一項中「行なう」を「行う」に、「改
良工事に要する費用については、その三分の一
を、改良工事のうち政令で定める大規模な工
事（次項において「大規模改良工事」という。）に
要する費用にあつてはその十分の三、その他の
改良工事に要する費用にあつてはその三分の一、
維持及び修繕に要する費用にあつてはその十
分の四・五」に改め、同條第二項中「行なう」を
「行う」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、國は、政令で定めると
ころにより、当該費用のうち、堤防の欠損等
の危険な状況に対処するために施行する緊急

七号)(第三九八号)(第三九九号)(第四〇〇号)

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第三九七号 平成五年二月二十六日受理

大型減税の早期実施に関する請願

請願者 三重県亀山市栄町一、四八七ノ一

八〇一見昌枝 外四万三千八百七十六名

紹介議員 志吉 裕君

中堅サラリーマンを対象にした本格的な所得減税が実施されていないため、勤労者の重税構造は厳しさを増し、加えて景気後退により、勤労者の可処分所得は大きく低迷している。現在の経済情勢は、「消費不況」の下で極めて厳しい状況にあり、政府の実質経済成長率見通し三・三%の達成は困難である。ついで、勤労者の重税構造を解消し、生活の安定と向上を図るとともに、可処分所得の上昇による個人消費拡大で景気回復を図るため、次の措置を採らねばならない。

一、サラリーマンの重税構造を緩和するとともに、個人消費拡大と景気対策に結び付く「四兆円以上の減税」を早期に実施すること。
二、家賃控除制度の新設や住宅取得促進税制を拡充すること。
三、財形貯蓄制度の利子非課税限度額を一千万円まで引き上げること。

第三九八号 平成五年二月二十六日受理

大型減税の早期実施に関する請願

請願者 神戸市長田区須藤通五ノ六ノ三

大竹八重子 外四万三千九百七十九名

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第三九九号 平成五年二月二十六日受理

大型減税の早期実施に関する請願

請願者 北海道石狩郡当別町字藤田 高橋

順治 外四万四千六百九十九名
紹介議員 足立 良平君

第五部 大蔵委員会会議録第二号 平成五年三月二十五日

【参議院】

五五

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

第四〇〇号 平成五年二月二十六日受理

大型減税の早期実施に関する請願

請願者 長野市青木島町大塚一、五五六ノ六

関悦雄 外四万八千五百九十二名

紹介議員 池田 治君

この請願の趣旨は、第三九七号と同じである。

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、協同組織金融機関の優先出資に関する法律案

協同組織金融機関の優先出資に関する法律案

協同組織金融機関の優先出資に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 優先出資の発行(第三条―第十六条)

第三章 優先出資者の権利等(第十七条―第二十一条)

第四章 優先出資の譲渡等(第二十二条―第二十七条)

第五章 優先出資証券(第二十八条―第三十条)

第六章 優先出資者総会(第三十一条―第三十五条)

第七章 雑則(第三十六条―第四十七条)

第八章 罰則(第四十八条―第五十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、協同組織金融機関について、自己資本の充実に資するため、普通出資を補充するものとして優先出資を発行できる制度を設けるとともに、優先出資者の権利の保護について定めることにより、協同組織金融機関の

経営の健全性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「協同組織金融機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農林中央金庫

二 商工組合中央金庫

三 全国を地区とする中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九

第一項第一号(信用協同組合連合会)の事業を行う協同組合連合会

四 全国を地区とする信用金庫連合会

五 全国を地区とする労働金庫連合会

六 この法律において「連合会」とは、前項第三号から第五号までに掲げる者をいう。

七 この法律において「根拠法」とは、次に掲げる法律をいう。

一 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)

三 中小企業等協同組合法

四 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)

五 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)

六 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)

七 この法律において「普通出資者」とは、農林中央金庫法第五条第一項(出資者)及び商工組合中央金庫法第七条第一項(出資者)に規定する出資者並びに連合会の会員をいう。

八 この法律において「普通出資」とは、普通出資者が根拠法に基づいて払込みを行った出資をいう。

九 この法律において「普通出資者総会」とは、根拠法に基づいて招集される協同組織金融機関の総会又は総代会をいう。

十 この法律において「理事」とは、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の理事長(農林中央金庫

法第十条第二項(副理事長)又は商工組合中央金庫法第二十五条第二項若しくは第三項(副理事長及び理事)の規定によりその職務を代理し、又はその職務を行う副理事長又は理事を含む)並びに連合会の理事をいう。

八 この法律において「法定準備金」とは、根拠法に基づき協同組織金融機関が積み立てた準備金をいう。

第二章 優先出資の発行

第三条 協同組織金融機関は、この法律の定めるところにより、優先出資を発行することができる。

二 優先出資の総口数は、普通出資の総口数の二分の一を超えてはならない。

三 優先出資の額面金額は、均一で、かつ、普通出資の一口の金額と同一でなければならない。

(定款記載事項)

第四条 協同組織金融機関は、優先出資を発行しようとするときは、その口数及び内容について次に掲げる事項を定款で定めなければならない。

一 優先出資の総口数の最高限度

二 優先的配当(普通出資者に対する剰余金の配当に先立って優先出資者に対して行うべき剰余金の配当をいう。以下同じ)の額の額面金額に対する率

三 優先出資者が優先的配当のほかに剰余金の配当を受けることができるときは、その旨及び優先出資者が受けることができるこれらの剰余金の配当の額の額面金額に対する率の最高限度

四 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先的配当の額を下回った場合にその下回った額が翌事業年度の優先的配当の額に加算されないときは、その旨

五 優先出資者に対する残余財産の分配の内容

六 協同組織金融機関は、内容の異なる数種の優先出資を発行する場合には、その種類ごとに前

- 項各号に掲げる事項を定めなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第一項第二号の率及び同項第三号の最高限度については、それぞれその上限を定めれば足りるものとする。この場合においては、同項第一号に掲げる事項については、その上限の異なることに定めなければならない。
- 4 第一項第二号の率及び同項第三号の最高限度（前項前段の規定により上限を定めたときは、その上限）については、主務大臣が定める率を超えてはならない。
- （発行事項の決定）
- 第五條 協同組織金融機関は、優先出資を発行しようとするときは、その都度、発行しようとする優先出資について次に掲げる事項を定めて、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 一 優先出資の内容及び口数
- 二 優先出資の発行価額及び払込期日
- 三 優先出資の発行価額のうち資本に組み入れない額
- 四 優先出資者以外の者に対して特に有利な発行価額をもって優先出資を発行しようとするときは、その旨並びにその者に対して発行しようとする優先出資の口数及び発行価額
- 五 優先出資の募集の方法
- 六 優先出資の発行価額は、額面金額を下回ってはならない。
- 3 協同組織金融機関は、優先出資者以外の者に対して特に有利な発行価額をもって優先出資を発行しようとする場合には、第六章に定めるところにより、優先出資者総会を招集し、その者に対して発行することのできる優先出資の内容、口数及び最低発行価額について、その承認を受けなければならない。この場合においては、理事は、優先出資者総会において、優先出資者以外の者に対して特に有利な発行価額をもって優先出資を発行する理由を開示しなければならない。
- 4 前項の場合における議案の要領は、優先出資者総会の招集通知に記載しなければならない。
- 5 第三項の優先出資者総会の承認は、その決議がなされた日以後最初に発行する優先出資で、同日から六月以内に払込期日が到来するものについての効力を有する。
- （優先出資引受権）
- 第六條 協同組織金融機関は、優先出資の発行に際して、優先出資者に優先出資を引き受けることができる権利（以下「優先出資引受権」という。）を与えることができる。
- 2 協同組織金融機関は、前項の優先出資引受権を与えようとするときは、次に掲げる事項を定めて、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 一 優先出資引受権の目的たる優先出資の内容、口数及び発行価額
- 二 優先出資引受権を譲渡することができるときは、その旨
- 三 優先出資者の請求があるときに限り優先出資引受権を表示する証書（以下「優先出資引受権証書」という。）を発行するときは、その旨及びその請求をすることができる期間
- 3 優先出資引受権を有する優先出資者は、その有する優先出資の口数に応じて、優先出資の割当てを受ける権利を有する。ただし、優先出資一口に満たない端数については、この限りでない。
- 4 優先出資引受権を譲渡するには、優先出資引受権証書を交付しなければならない。
- 5 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ四第二項（新株引受権の割当期日等）並びに第二百八十条ノ五第一項、第三項及び第四項（新株引受権の通知及び失権）の規定は優先出資引受権について、同法第二百八十条ノ六ノ二（新株引受権証書の発行及び方式）、第二百八十条ノ六ノ三第二項（新株引受権証書の即時取得等）及び第二百八十条ノ六ノ四（新株引受権証書発行の場合の申込み）の規定は優先出資引受権証書についてそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ四第二項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下優先出資法と称す）第二十五条ニ於て準用スル第二百二十四条ノ三第一項」と、同法第二百八十条ノ五第一項中「額面無額面ノ別、種類及数」とあるのは「内容及口数」と、「第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号」とあるのは「優先出資法第六条第二項第二号及第三号」と、同法第二百八十条ノ六ノ二第一項中「第二百八十条ノ二第一項第六号」とあるのは「優先出資法第六条第二項第二号」と、「同項第七号」とあるのは「同項第三号」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「理事」と、「前条」とあるのは「優先出資法第九条第二項」と、「額面無額面ノ別、種類及数」とあるのは「内容及口数」と、同法第二百八十条ノ六ノ四第一項中「第七十五条第一項及第三項」とあるのは「優先出資法第九条第一項」と読み替へるものとする。
- （発行条件の均等）
- 第七條 優先出資の発行価額その他の発行の条件は、発行ごとに、均等に定めなければならない。
- 2 前項の規定は、優先出資引受権の目的たる優先出資及び第五條第三項の承認のあった優先出資については、適用しない。
- （優先出資発行事項の公示）
- 第八條 協同組織金融機関は、払込期日の二週間前までに、発行しようとする優先出資の内容、口数、発行価額、払込期日及び募集の方法を公告し、又は普通出資者及び優先出資者に通知しなければならない。
- （優先出資の申込み）
- 第九條 優先出資の申込みをしようとする者は、優先出資申込証に引き受けようとする優先出資の口数及び引受価額並びに住所を記載し、これに署名し又は記名押印しなければならない。
- 2 理事は、次に掲げる事項を記載した優先出資申込証を作成しなければならない。
- 一 協同組織金融機関の名称
- 二 普通出資の一口の金額及び総口数
- 三 第四條第一項から第三項までの規定により定款で定めた優先出資の総口数の最高限度
- 四 発行済優先出資の種類及び種類ごとの口数
- 五 資本の額
- 六 発行しようとする優先出資の額面金額、内容及び口数
- 七 発行しようとする優先出資の発行価額及び払込期日
- 八 前号の発行価額のうち資本に組み入れない額
- 九 第十五條の規定により優先出資の消却が行われることがある旨
- 十 払込みを取り扱う金融機関
- 十一 名義書換代理人又は登録機関を置いた場合は、その名称及び住所並びに営業所
- 理事は、優先出資申込証の交付に際して、前項第十号に掲げる金融機関の払込みの取扱いの場所を記載した書面を交付しなければならない。ただし、優先出資申込証にこれを記載したときは、この限りでない。
- 4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十三条ただし書（心裡留保の無効）の規定は、優先出資の申込みには、適用しない。
- （優先出資の割当て）
- 第十條 優先出資の申込みをした者は、理事の割り当てた優先出資の口数について優先出資の引受人となる。
- 2 商法第二百一条（仮設人又は他人名義で株式を引き受けた者の責任）の規定は、優先出資の引受人について準用する。
- （優先出資の払込み）
- 第十一條 優先出資の引受人は、払込期日に、第九條第三項の書面又は優先出資申込証に記載された払込みの取扱いの場所において、それぞれの優先出資の発行価額全額の払込みを行わなければならない。

2 優先出資の引受人は、払込みについて相殺をもつて協同組織金融機関に対抗することができない。

3 第九條第三項の規定及び第一項の規定は、優先出資引受権証書によって申し込む場合について準用する。

(優先出資者となる時期)

第十二條 払込みを行った優先出資の引受人は、払込期日の翌日から優先出資者となる。

2 優先出資の引受人が払込期日までに払込みを行わないときは、その権利を失う。

3 前項の規定は、優先出資の引受人に対する損害賠償の請求を妨げない。

(優先出資の共有)

第十三條 共同して優先出資を引き受けた者は、連帯して払込みを行わなければならない。

2 商法第二百三條第二項及び第三項(株式の共有の場合の権利行使者等)の規定は、優先出資の共有について準用する。

(優先出資の発行についての商法の準用)

第十四條 商法第七十八條(払込取扱機関の変更)、第八十九條(払込取扱機関の証明)、第九十條(権利株の譲渡)、第二百八十條ノ十(株式発行の差止め)、第二百八十條ノ十一(不正な価額で株式を引き受けた者の責任)、第二百八十條ノ十二(新株引受けの無効又は取消しの制限)、第二百八十條ノ十三(取締役の引受担保責任)及び第二百八十條ノ十五から第二百八十條ノ十八まで(新株発行無効の訴え)の規定は、優先出資の発行について準用する。この場合において、同法第七十八條中「前条第一項ノ払込取扱取扱銀行若ハ信託会社」とあるのは「優先出資法第九條第二項第十号ニ掲グル金融機関」と、「裁判所ノ許可」とあるのは「主務大臣ノ許可」と、同法第八十九條中「銀行又ハ信託会社」とあるのは「金融機関」と、「発起人又ハ取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十條ノ十中「株主」とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者」と、同法第二百八十條ノ十一第一項中

「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二項中「前項」とあるのは「普通出資者又ハ優先出資者ノ為ス前項」と、同法第二百八十條ノ十三中「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百八十條ノ十五第二項中「株主、取締役」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事」と、同法第二百八十條ノ十七第七項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

(優先出資の消却)

第十五條 協同組織金融機関は、次に掲げる場合には、普通出資者総会の議決を経て、資本の額を変更することなく、優先出資の消却を行うことができる。

一 第十九條第一項の剰余金の配当の限度額からその事業年度の優先的配当の額を控除して得た額の全部又は一部をもって消却を行う場合

二 普通出資の増加によって得た資金をもって消却を行う場合

2 協同組織金融機関は、優先出資の消却を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 額面金額を超える額を払戻しの対価として第一項第二号の優先出資の消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本の額を超えてはならない。

4 第一項の議決は、協同組織金融機関の定款の変更の議決の例による。

5 商法第二百五條第一項及び第二項(株式併合の手続)の規定は、優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第一項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、「旨並ニ前条第二項ノ規定ニ依ルアルトキハ其ノ内容ヲ」とあるのは「旨ヲ」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

(優先出資の分割)

第十六條 協同組織金融機関は、普通出資者総会の議決を経て、優先出資の分割を行うことができる。

2 協同組織金融機関は、優先出資の分割を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 普通出資の総額と優先出資の額面金額に分割後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本の額を超えてはならない。

4 第一項の議決は、協同組織金融機関の定款の変更の議決の例による。

5 商法第二百九條第一項から第三項まで(株式分割により株券の提出を必要としない場合における分割期日等)の規定は優先出資の分割により優先出資証券の提出を必要としない場合について、同法第二百九條第一項及び第二項並びに第二百六條(株式併合の手続)の規定は優先出資の分割により優先出資証券の提出を必要とする場合について、同法第二百七條第一項本文、第二項及び第三項(一株に満たない端数の処置)の規定は優先出資の分割により一口に満たない端数を生じる場合についてそれぞれ準用する。この場合において、同法第二百九條第一項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「第二百二十四條ノ三第一項」とあるのは「優先出資法第二十五條ニ於テ準用スル第二百二十四條ノ三第一項」と、同法第二項中「前条第一項」とあるのは「優先出資法第十六條第一項」と、同法第三項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「額面無額面ノ別、種類及数」とあるのは「種類及口数」と、同法第二百二十五條第一項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と、「旨並ニ前条第二項ノ規定ニ依ルアルトキハ其ノ内容ヲ」とあるのは「旨ヲ」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、同法第二百六條第一項中「旧株券又ハ旧端株券」とあるのは「旧優先出資証券」と、「新株券又ハ

新端株券」とあるのは「新優先出資証券」と、同法第二百七條第一項本文中「一株」とあるのは「優先出資一口」と、同法第三項中「株券又ハ端株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替えるものとする。

第三章 優先出資者の権利等
(普通出資者総会における議決権等)

第十七條 優先出資者は、優先出資について、普通出資者総会における議決権その他の根拠法による普通出資者の権利を有しない。

(優先出資者の責任)

第十八條 優先出資者の責任は、その有する優先出資の引受価額を限度とする。

(優先出資者に対する剰余金の配当)

第十九條 優先出資者に対する剰余金の配当は、事業年度終了の日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう)から次に掲げる金額を控除して得た額を限度として行うことができる。

一 資本の額
二 資本準備金及び法定準備金の合計額
三 根拠法に基づいて当該事業年度において積み立てなければならない法定準備金の最低額

2 普通出資者に対する剰余金の配当は、根拠法の規定にかかわらず、優先出資者に対する優先的配当を行った後でなければ、行つてはならない。

3 優先出資者に対する剰余金の配当の額が優先的配当の額を下回ったときは、定款に別段の定めがある場合を除き、その下回った額は、翌事業年度の優先的配当の額に加算されるものとする。

4 前項の規定による加算がある場合には、第十五條第一項及びこの条の規定の適用については、その加算して得た額の剰余金の配当を翌事業年度の優先的配当とする。この場合において、第四條第一項第二号及び第三号の率の計算については、その加算した額は、剰余金の配当に含まれないものとする。

5 協同組織金融機関は、優先出資者に対する剰余金の配当の額を優先的配当の額を下回る額とする剰余金の処分を行おうとするときは、第六章に定めるところにより、優先出資者総会を招集し、その承認を受けなければならない。ただし、優先出資者に対する剰余金の配当の合計額が第一項の剰余金の配当の限度額に等しいときは、この限りでない。

6 前項本文の場合においては、理事は、優先出資者総会において、同項本文の剰余金の処分を行う理由を開示しなければならない。

7 第五項本文の場合における議案の要領は、優先出資者総会の招集通知に記載しなければならない。

8 協同組織金融機関は、連続する二以上の事業年度の確定した計算において第一項の剰余金の配当の限度額が優先的配当の合計額を下回ることとなった場合には、決算確定後遅滞なく、第六章に定めるところにより優先出資者総会を招集し、その業務及び財産の状況を報告しなければならない。

9 前項の報告があった場合において、優先出資者は、発行済優先出資の総口数の十分の一以上を有する優先出資者の同意を得て、協同組織金融機関の業務の運営又は財産の管理が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当である旨を主務大臣に対して申し出ることができる。

10 主務大臣は、前項の申出があった場合において、その申出に理由があると認めるときは、根拠に基づき必要な措置を採るものとする。

11 協同組織金融機関は、定款で定めるところにより、優先出資者に優先的配当のほかに、剰余金の配当を行うことができる。

12 第五項又は前項の剰余金の配当は、優先出資の種類ごとにその口数に応じてしなければならない。

(優先出資者に対する剰余財産の分配)
第二十条 優先出資者に対する剰余財産の分配は、優先出資の額面金額(解散の日の直前の事

業年度において、前条第三項の規定により翌事業年度の優先的配当の額に加算されるべき額があるときは、額面金額とその加算されるべき額との合計額)について、普通出資者に対する剰余財産の分配に先立って行うものとする。

2 協同組織金融機関は、定款で定めるところにより、優先出資者に前項の規定による剰余財産の分配のほかに、優先出資の種類ごとにその口数に応じて、剰余財産の分配を行うことができる。

(優先出資者のその他の権利)

第二十一条 優先出資者は、いつでも、優先出資を発行した協同組織金融機関の理事に対し、定款、普通出資者の名簿、貸借対照表その他の事務所に備え置かれた政令で定める書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

2 次の各号に掲げる規定は、連合会の優先出資者の当該各号に定める訴え又は請求について準用する。

一 商法第二百四十四条第一項及び第三項、第二百五条、第六百六条並びに第八百八条から第九百八条まで(会社の合併無効の訴え)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十五条ノ八(債務の負担部分の決定) 合併の無効の訴え

二 商法第二百五十二条(株主総会の決議の不存在又は無効確認の訴え) 普通出資者総会の決議の不存在又は無効確認の訴え

三 商法第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴え)(同法第二百八十条第一項(監査役への準用)において準用する場合を含む。) 理事及び監事の責任を追及する訴え

四 商法第二百七十二條(株主の差止請求権) 理事の行為に対する差止請求

五 商法第三百八十条(株式会社)の資本減少の無効の訴え) 資本減少の無効の訴え

第四章 優先出資の譲渡等

(優先出資の譲渡)

第二十二条 優先出資は、譲渡することができる。

2 協同組織金融機関は、優先出資の譲渡を制限してはならない。

3 優先出資証券の発行前にした優先出資の譲渡は、協同組織金融機関に対して効力を生じない。

4 優先出資を譲渡するには、優先出資証券を交付しなければならない。

5 優先出資証券を占有している者は、適法に所持している者と推定する。

(優先出資の移転の對抗要件)

第二十三条 優先出資の譲渡その他の移転は、取得者の名称及び住所を優先出資者名簿に記載しなければ、協同組織金融機関に對抗することができない。

2 協同組織金融機関は、定款をもって名義書換代理人を置く旨を定めることができる。この場合において、名義書換代理人が取得者の名称及び住所を優先出資者名簿の複本に記載したときは、前項の名義書換えがあったものとみなす。

3 協同組織金融機関は、優先出資証券を登録するため、定款をもって登録機関を置く旨を定めることができる。

(優先出資者名簿の記載事項)

第二十四条 協同組織金融機関は、優先出資者名簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 優先出資者の名称及び住所

二 優先出資者の有する優先出資の種類及び口数

三 優先出資者の有する優先出資につき優先出資証券を発行したときは、その優先出資証券の番号

四 優先出資の取得の年月日
(優先出資者名簿についての商法の準用)
第二十五条 商法第二百二十四条から第二百二十

四條ノ三まで(株主名簿)並びに第二百六十三條第一項及び第二項(株主名簿の公示)の規定は、優先出資者名簿について準用する。この場合において、同法第二百二十四條第三項中「株式申込人、株式引受人」とあるのは「優先出資ノ申込人、株式引受人」と、同法第二百六十三條第一項中「取締役」とあるのは「理事」と、「定款ヲ本店及支店ニ、株主名簿、端株原簿及社債原簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「株主名簿若ハ社債原簿若ハ其ノ複本又ハ端株原簿」とあるのは「優先出資者名簿若ハ其ノ複本」と、同法第二項中「株主」とあるのは「普通出資者及優先出資者」と読み替へるものとする。

(優先出資に対する質権の設定)

第二十六条 優先出資を質権の目的とするには、優先出資証券を交付しなければならない。

2 商法第二百七条第二項(株式の質入れの對抗要件)、第二百八条(質権の効力)及び第二百九条(株式の登録質)の規定は、優先出資を質権の目的とする場合について準用する。この場合において、同法第二百八条中「消却又ハ分割」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資者名簿」と、「利益若ハ利息ノ配当」とあるのは「剰余金ノ配当」と、同法第三項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替へるものとする。

(自己の優先出資の取得等)

第二十七条 協同組織金融機関は、次に掲げる場合を除くほか、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二十分の一を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。

一 優先出資の消却のためにするとき。

二 協同組織金融機関の権利の実行に当たりその目的を達するため必要となるときその他政令で定めるやむを得ない事情があるとき。

2 協同組織金融機関は、前項第一号の場合には遅滞なく優先出資の失効の手続を採り、同項第

二号の場合には相当の時期に優先出資又は質権の処分をしなければならない。

3 協同組織金融機関が、株式会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式を有する場合又は有価証券の資本の百分の五十を超える出資口数を有する場合に、その株式会社又は有限会社(以下「子会社」という。)は、次に掲げる場合を除くほか、当該協同組織金融機関の優先出資を取得することができない。

一 合併又は他の会社の営業の全部の譲受に よるとき。

二 子会社の権利の履行に当たりその目的を達 するため必要となるとき。

4 子会社は、前項各号の場合には、相当の時期 に、同項の協同組織金融機関の優先出資を処分 しなければならない。株式会社又は有限会社が 子会社となったことを知った際に、当該協同組 織金融機関の優先出資を有するときは、同様と する。

5 商法第二百一十一條ノ二第三項(会社の孫会社 の取扱い)の規定は、前二項、第三十二條第三 項及び第五十四條第二項の子会社について準用 する。この場合において、同法第二百一十一條ノ 二第三項中「親会社」とあるのは、「協同組織金 融機関」と読み替へるものとする。

第五章 優先出資証券

(優先出資証券の発行)

第二十八條 協同組織金融機関は、優先出資の払 込期日後、遅滞なく、優先出資証券を発行しな ければならない。

2 優先出資証券は、優先出資の払込期日後でな ければ、発行してはならない。

3 前項の規定に違反して発行した優先出資証券 は、無効とする。ただし、優先出資証券を発行 した者に対する損害賠償の請求を妨げない。

(優先出資証券の記載事項)

第二十九條 優先出資証券には、次に掲げる事項 並びにその番号、発行の年月日、優先出資の口 数及び優先出資者の名称を記載し、理事が署名

し又は記名押印しなければならない。

一 協同組織金融機関の名称

二 協同組織金融機関成立の年月日

三 優先出資の額面金額

四 優先出資の内容

(優先出資証券についての商法の準用)

第三十條 商法第二百二十六條ノ二(株券の不発 行及び寄託)、第二百二十九條(株券の即時取 得)及び第二百三十條(除権判決による再発行) の規定は、優先出資証券について準用する。こ の場合において、同法第二百二十六條ノ二第二 項中「株主名簿」とあるのは、「優先出資者名簿」 と読み替へるものとする。

第六章 優先出資者総会

(優先出資者総会の招集事由)

第三十一條 協同組織金融機関は、第五條第三項 並びに第十九條第五項及び第八項に定める場合 のほか、次に掲げる行為が全部又は一部の種類 の優先出資者に損害を及ぼすものを行おうとす る場合には、当該優先出資者による優先出資者 総会を招集し、その承認を受けなければならない。ただし、定款の定めるところに従って第二 号に掲げる行為を行おうとするときは、この限 りでない。

一 定款に定められた当該優先出資の内容の変 更

二 優先出資引受権の付与、優先出資の分割若 ししくは優先出資の消却又は連合会の合併によ る出資の割当てについて、優先出資の種類ご とに異なる取扱いを行うこと。

三 前号の取扱いについて定款で定めるとき は、その取扱いについての定款の変更

(優先出資者総会における議決権)

第三十二條 優先出資者は、優先出資者総会にお いて、優先出資一口について一個の議決権を有 する。

2 協同組織金融機関は、その有する自己の優先 出資について、前項の議決権を有しない。

3 協同組織金融機関又はその子会社が、合算し

て、他の株式会社の発行済株式の総数の四分の 一を超える株式を有する場合又は他の有限会社 の資本の四分の一を超える出資口数を有する場 合には、その株式会社又は有限会社は、当該協 同組織金融機関の優先出資について、第一項の 議決権を有しない。

(優先出資者総会の決議方法)

第三十三條 優先出資者総会の決議は、発行済優 先出資の総口数の過半数の優先出資を有する者 が出席し、その議決権の三分の二以上の多数に より行う。

2 前条第二項又は第三項の規定により優先出資 者総会における議決権を有しない者の有する優 先出資の口数は、前項の発行済優先出資の総口 数に算入しない。

(優先出資者総会の招集)

第三十四條 優先出資者総会は、第三項に定める 場合を除くほか、定款で定めるところにより招 集しなければならない。

2 優先出資者総会の招集事由があるにもかかわらず、優先出資者総会が招集されないときは、 六月前日から引き続き当該発行済優先出資の総口 数の百分の三以上の優先出資を有する者は、会 議の目的たる事項を記載した書面を理事に提出 して、優先出資者総会の招集を請求することが できる。

3 前項の請求があつた後遅滞なく優先出資者総 会の招集の手続が行われなければならないときは、その請求 をした優先出資者は、主務大臣の認可を受け て、その招集を行うことができる。その請求があ つた日から六週間内の日を会日とする優先出 資者総会の招集の通知が発せられないときも、 同様とする。

(優先出資者総会についての商法の準用)

第三十五條 商法第二百三十二條(招集通知)、第 二百三十三條(招集地)、第二百三十七條ノ三

(取締役及び監査役の説明義務)、第二百三十七 條ノ四(総会の議長)、第二百三十九條第二項か ら第六項まで(株主の代理人)、第二百三十九條

ノ二(議決権の不統一行使)、第二百四十三條 (延期又は続行の決議)、第二百四十四條第一項 から第三項まで(総会の議事録)、第二百四十七 條から第二百五十二條まで(総会の決議の取消 し又は不存在若しくは無効確認の訴え)及び第 二百六十三條第二項(株主の閲覧等)の規定は、 優先出資者総会について準用する。この場合に おいて、同法第二百三十七條ノ三「取締役」と あるのは「理事」と、同法第二百三十九條第五 項中「取締役」とあるのは「理事」と、同条第六項 中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先出資者」と、同法第二百四十四條第二項及び第三項中 「取締役」とあるのは「理事」と、同法第二百四 十七條第一項中「株主、取締役」とあるのは「普通 出資者、優先出資者、理事」と、「株主」とある のは「優先出資者」と、同法第二百四十九條第 一項中「株主」とあるのは「普通出資者又は優先 出資者」と、「取締役」とあるのは「理事」と、同 法第二百六十三條第二項中「株主」とあるのは 「普通出資者、優先出資者」と、「前項三掲グル 書類」とあるのは「優先出資者総会ノ議事録」と 読み替へるものとする。

第七章 雑則

第三十六條 理事がこの法律若しくはこの法律に 基づく命令又は優先出資に関する定款の規定に 違反したときは、その理事は、協同組織金融機 関に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 商法第二百六十六條第二項及び第三項(取締 役の責任)の規定は連合会の前項の理事の責任 について、同条第五項の規定は協同組織金融機 関の前項の理事の責任についてそれぞれ準用す る。この場合において、同項中「総株主」とある のは、「総普通出資者及び総優先出資者」と読み替 へるものとする。

(資本及び資本準備金)

第三十七條 優先出資を発行する協同組織金融機 関の資本は、第十五條第一項、次項、第四項た だし書及び第三十九條第二項に規定する場合を

除くほか、その普通出資の総額及び優先出資について払い込まれた発行価額の総額の合計額とする。

2 優先出資の発行価額のうち額面金額を超える額は、発行価額の二分の一の範囲内において、資本に組み入れることができる。

3 優先出資の発行価額のうち資本に組み入れない額は、資本準備金として積み立てなければならない。

4 資本準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、使用してはならない。ただし、主務大臣の認可を受けて、その全部又は一部を資本に組み入れる場合は、この限りでない。

5 法定準備金をもって損失のてん補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもってこれに充てることはできない。

(協同組織金融機関の資本の額等)
第三十八条 優先出資は、根拠法にいう出資ではない。

2 前項の規定にかかわらず、優先出資を発行している協同組織金融機関の次の各号に掲げる法律の規定の適用については、この法律による資本の額をもって、当該協同組織金融機関の当該各号に定めるものとする。

一 農林中央金庫法第四条(資本金の最低限度等)、第十七条第一項(債券の発行限度)及び第二十三条第二項(準備金の積立限度) 資本金、払込資本金及び資本金の額

二 商工組合中央金庫法第三十一条(債券の発行限度) 払込資本金

三 協同組合による金融事業に関する法律第二条(出資の金額) 出資の総額、出資の額及び出資金

四 信用金庫法第五条(出資の総額の最低限度)、第五十四条の二第一項(債券の発行限度)及び第五十六条第一項(法定準備金) 出資の総額

五 労働金庫法第七条(出資の総額の最低限度)及び第六十条第一項(法定準備金) 出資の総額

額

(優先出資に係る資本減少)
第三十九条 優先出資を発行している協同組織金融機関(商工組合中央金庫を除く)が、根拠法の規定に基づき普通出資一口の金額の減少の議決をしたときは、優先出資の額面金額も、同額に減少する。

2 前項の場合には、資本の額は、従前の資本の額から普通出資の総額の減少額と優先出資の額面金額の減少額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額を控除して得た額に減少する。

3 優先出資を発行している協同組織金融機関は、前二項に定める場合のほか、資本の減少を行うことはできない。

(優先出資に関する登記)
第四十条 協同組織金融機関は、優先出資を発行するときは、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を登記しなければならない。これら

一 第四条第一項から第三項までの規定により定款で定めた優先出資の総口数の最高限度

二 発行済優先出資の総口数並びに種類及び種類ごとの口数

三 優先出資発行後の資本の額から普通出資の総額を控除して得た額

四 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、その名称及び住所並びに営業所

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に對抗することができない。

(商工組合中央金庫の発行する優先出資についての特例)
第四十一条 商工組合中央金庫は、第五条第一項の発行事項(第六条第二項の優先出資引受権に関する事項を含む)を定めようとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないように、その発行しようとする優先出資(優先出資引受権の目

的たる優先出資を含む。以下この項において同じ。)の内容、口数及び発行価額を定めなければならない。

一 発行済優先出資及びその発行しようとする優先出資の種類ごとに、優先的配当の額(第十九条第三項の規定により加算されるべき額があるときはその額を控除して得た額とし、優先出資者が優先的配当のほかに剰余金の配当を受けることができるときはこれらの剰余金の配当の額の最高限度とする。次項及び第三項において同じ。)に口数を乗じて得た額の合計額

二 発行済優先出資について払い込まれた発行価額の総額(優先出資の消却によって払い戻された額があるときは、その額を控除して得た額とする。次項及び第三項において同じ。)とその発行しようとする優先出資の発行価額の総額の合計額

2 商工組合中央金庫は、第十五条第一項の優先出資の消却を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないように、消却する優先出資の内容、口数及び払い戻される額を定めなければならない。

一 消却後の発行済優先出資の種類ごとに、優先的配当の額に口数を乗じて得た額の合計額

二 発行済優先出資について払い込まれた発行価額の総額から当該消却によって払い戻される額を控除して得た額

3 商工組合中央金庫は、第十六条第一項の優先出資の分割を行おうとする場合には、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が百分の六を超えないように、分割する優先出資の内容及び口数を定めなければならない。

一 分割後の発行済優先出資の種類ごとに、優先的配当の額に口数を乗じて得た額の合計額

二 発行済優先出資について払い込まれた発行価額の総額

ては、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一条(政府出資に対する配当の原則)の規定は、適用しない。

5 商工組合中央金庫が優先出資を発行しようとするときは、優先出資の発行による資本の額の増加について、商工組合中央金庫法第六条第二項(資本金の増加の手続)の規定の例により、普通出資者総会の議決を経、かつ、主務大臣の認可を受けなければならない。

(届出事項)
第四十二条 協同組織金融機関は、この法律の規定による主務大臣の認可を受けた事項を実行したときは、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(認可の条件)
第四十三条 主務大臣は、この法律の規定による認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(認可の失効)
第四十四条 協同組織金融機関がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかったときは、当該認可は、効力を失う。

(主務大臣)
第四十五条 この法律における主務大臣は、優先出資を発行する協同組織金融機関の根拠法に基づく主務大臣とする。

(政令への委任)
第四十六条 この法律に定めるもののほか、優先出資者に対する剰余金の配当の支払の場所、この法律の規定による認可の手続その他この法律を実施するために必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)
第四十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に

関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八章 罰則

(罰則)

第四十八條 協同組織金融機関の役員又は支配人、参事その他事業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人(以下「役員等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 何人の名義をもつてするかを問わず、協同組織金融機関の計算において不正にその優先出資を取得し、又は質権の目的としてその優先出資を受けたとき。

二 第十九条の規定又は第四条の規定に基づいて定められた定款の規定に違反して剰余金の配当を行ったとき。

三 優先出資を発行している協同組織金融機関の事業の範囲外において、投機取引のために当該協同組織金融機関の財産を処分したとき。

第四十九條 役員等又は優先出資の募集の委託を受けた者が、優先出資の募集に当たり、重要な事項について不実の記載のある優先出資申込証、目論見書、優先出資の募集の広告その他優先出資の募集に関する文書を行使したときは、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 優先出資の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて、重要な事項について不実の記載のあるものを行使したときも、前項と同様とする。

第五十條 役員等が、優先出資の払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

第五十一條 理事が、第三条第二項の限度又は第四條第一項第一号の定款に定められた最高限度

を超えて優先出資を発行したときは、五年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第五十二條 優先出資の払込みの責任を免れる目的をもって他人又は仮設人の名義を用いて優先出資を引き受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三條 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第四十九條、第五十條及び前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各條の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第五十四條 協同組織金融機関の役員、支配人、参事、名義書換代理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律(この法律において準用する商法を含む。次号において同じ。)に定める公告若しくは通知を怠り、又は不正の公告若しくは通知を行ったとき。

二 この法律の規定に違反して正当な理由がないのに書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

三 第五條第一項、第六條第二項、第十五條第二項、第十六條第二項、第三十七條第四項ただし書若しくは第四十一條第五項の規定又は第十四條において準用する商法第百七十八條の規定により、主務大臣の認可を受けるべき場合に、その認可を受けなかったとき。

四 第九條第二項の規定又は第六條第五項において準用する商法第二百八十九條ノ六ノ二の規定に違反して優先出資申込証若しくは優先出

資引受権証書を作成せず、又はこれらに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載を行ったとき。

五 第九條第三項(第十一條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

六 第二十條の規定に違反して協同組織金融機関の残余財産を分配したとき。

七 正当な事由がないのに優先出資証券の名義書換えをしないとき。

八 優先出資者名簿又は優先出資者総会の議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

九 第二十五條において準用する商法第二百六十三條第一項又は第三十五條において準用する同法第二百三十九條第五項若しくは第二百四十四條第三項の規定に違反して書類を備え置かなかつたとき。

十 第二十七條第二項の規定に違反して優先出資失効の手續又は優先出資若しくは質権の処分を怠つたとき。

十一 優先出資証券に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載を行ったとき。

十二 第二十八條第二項の規定に違反して優先出資証券を発行したとき。

十三 第三十條において準用する商法第二百二十六條ノ二第二項の規定に違反して優先出資者名簿に記載を行わず、かつ、優先出資証券を寄託しないとき。

十四 第五條第三項、第十九條第五項若しくは第八項若しくは第三十一條の規定に違反して優先出資者総会を招集せず、又は定款に定め

た地以外の地において、若しくは第三十五條において準用する商法第二百三十三條の規定に違反して優先出資者総会を招集したとき。

十五 優先出資者総会に対し不実の申述をし、又は事実を隠ぺいしたとき。

十六 正当な事由がないのに優先出資者総会において優先出資者の求めた事項について説明を行わなかつたとき。

十七 第三十七條第三項から第五項までの規定に違反して資本準備金を積み立てず、又はこれを使用したとき。

十八 第四十條の登記を怠つたとき。

2 理事が優先出資の引受けによる権利を譲渡したとき、又は子会社の取締役が第二十七條第三項若しくは第四項の規定に違反して優先出資を取得し、若しくは優先出資の処分を怠つたときも、前項と同様とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(商工組合中央金庫法の一部改正)
第二条 商工組合中央金庫法の一部を次のように改正する。

第四十九條第一項中(旧銀行等の債券発行等に関する法律(昭和二十五法律第四十号)第七條第一項ノ規定ニ依り國が引受ケタル優先出資額ヲ除ク以下同ジ)を削る。

(証券取引法の一部改正)
第三条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第五号中「出資証券」の下に(次号に掲げるものを除く。)を加え、同号の次の一号を加える。

五の二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第 号。以下「優先出資法」という。)に規定する優先出資証券(以下「優先出資証券」という。)又は優先出資引受権を表示する証書

第四條第三項中「株主名簿に記載されている株主」を「株主名簿(優先出資法に規定する優先出資者名簿を含む。)に記載されている株主(優先出資法に規定する優先出資者を含む。)」に改め、同條第六項中「準用する」を「準用し、及び

これらの規定を第二十七条において準用する」に改める。

第六十三条第一項中「又は第六号」を「第五号の二又は第六号」に改め、「である会社」を削り、「当該上場会社等の第二号第一項第四号」を「当該上場会社等の同項第四号、第五号の二」に改める。

第六十四条第二項中「株主が」を「株主（出資者を含む。以下この項において同じ。）が」に改める。

第六十六條第一項第二号中「有する株主」の下に「又は優先出資法に規定する普通出資者のうちこれに類する権利を有するものとして大蔵省令で定める者」を、「当該株主の下に」又は普通出資者」を加え、同条第二項第一号中「株式の下に」優先出資法に規定する優先出資者を含む。ハにおいて同じ。」を加え、同号ニ中「利益」を「利益若しくは剰余金」に、「一株当たり」を「一株若しくは一口当たり」に改め、同号ヘ中「営業」の下に「又は事業」を加え、同条第五項第一号中「新株引受権」の下に「優先出資法に規定する優先出資引受権を含む。以下この号において同じ。」を加え、「当該新株の引受権」を「当該新株引受権に、株券を株券（優先出資証券を含む。）に改める。

第六十三条の二第二項中「若しくは監査法人」を「又は監査法人」に、「前項の規定」を「同項の規定」に、「若しくは第三十四条の十一第一項」を「又は第三十四条の十一第一項に、営業を営業、事業に、且つ」を「かつ」に改める。

（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）

第四條 前条の規定による改正後の証券取引法第六十六條の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた同条第一項に規定する重要事実（同条第二項第一号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあっては当該事項を行うことについての当該機関の決

定が施行日以後に行われた場合に係るものに限るものとし、同項第三号に掲げる事実にあつては施行日以後に同条第四項の公表がされた同条第二項第三号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値に比較して生じたものに限る。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等について適用し、施行日前に生じた前条の規定による改正前の証券取引法第六十六條第一項に規定する重要事実（同条第二項第一号に規定する上場会社等の業務執行を決定する機関がした同号に掲げる事項を行わない旨の決定にあっては当該事項を行うことについての当該機関の決定が施行日前に行われ、かつ、当該事項を行わない旨の決定が施行日以後に行われた場合に係るものを含むものとし、同項第三号に掲げる事実にあつては施行日前に同条第四項の公表がされた同条第二項第三号に規定する直近の予想値又は前事業年度の実績値に比較して施行日以後に生じたものを含む。）を知った者又はこれらの事実の伝達を受けた者の同条の売買等については、なお従前の例による。

（証券投資信託法の一部改正）

第五條 証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十七條の二第二項中「大蔵省令で定めるもの」の下に「（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第 号。次項において「優先出資法」という。）に基づく優先出資者の権利でこれらに類するものとして大蔵省令で定めるものを含む。）を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「株式」の下に「（優先出資法に規定する優先出資を含む。）を、第二十三十九條第四項の下に「（優先出資法第三十五條において準用する場合を含む。）を加える。

（有価証券取引税法の一部改正）
第六條 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第四号中「出資証券」の下に「（次

号に掲げるものを除く。）を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第 号）に規定する優先出資証券（第三項において「優先出資証券」という。）

第二條第三項中「株式の」を「この法律の適用については、株式の」に、「この法律の適用については、株式を」株券と、優先出資証券の発行がない優先出資、優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利は優先出資証券に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第七條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七條の十第三項第二号中「その他法人の出資者の持分」の下に「（第五号に掲げるものを除く。）を加え、同項に次の一号を加える。

五 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第 号）に規定する優先出資（優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利を含む。）

第三十七條の十第四項第一号中「株式」の下に「若しくは優先出資」を加える。

（所得税法の一部改正）

第八條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「含む」の下に「。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「出資を含むものとし、」を削り、同項第一号中「利益」の下に「又は剰余金」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第二百二十四條の三第二項第二号中「その他法人の出資者の持分」の下に「（第四号に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法

律（平成五年法律第 号）に規定する優先出資（優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利を含む。）

（法人税法の一部改正）

第九條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「含む」の下に「。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「出資を含むものとし、」を削り、同項第一号中「利益」の下に「又は剰余金」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第十條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の非課税物件欄一「出資証券」の下に「（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第 号）に規定する優先出資証券を除く。）」を加える。

三月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願（第五四〇号）（第五五〇号）

一、不況対策の実行に関する請願（第五六七号）

第五四〇号 平成五年三月八日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願
請願者 福岡市東区箱崎六ノ一二ノ一五ノ三三三 浜本啓一 外五名

第五五〇号 平成五年三月九日受理
電波によるたばこ宣伝の廃止に関する請願
請願者 福岡県大野城市紫台一三ノ一七 松崎百合子 外五名

紹介議員 三重野榮子君
この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第五六七号 平成五年三月十日受理
不況対策の実行に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木二ノ一八ノ四
高橋清子 外九名
紹介議員 吉岡 吉典君

長引く深刻な不況に苦しむ中小企業、労働者・国民は、実効ある不況対策を求めるとともに、佐川・暴力団疑惑の真相解明を強く求めている。今国会は、これらの国民要求に政治がどうかたえるかが問われる重要な国会となっている。取り分け、佐川・暴力団疑惑は、膨大なヤミ献金によって「政治が金で買われている」という国民の政治不信を一層強めただけでなく、右翼や暴力団や介入で政治が動くといった、主権者である国民を政治の場から追い出してしまおうという、民主主義の根幹にかかわる重大な問題である。この疑惑の徹底解明は、「政治に信頼」を取り戻すことができるかどうか問われるものであり、圧倒的国民世論は、金権腐敗政治の根本を明らかにして、その根を断ち切る「政治改革」としての「企業団体献金の禁止」を強く求めている。しかし、今日流行の、「改革」、「変革」の合唱は、憲法の平和条項を攻撃しつつ、その明文改憲まで公言してはばからない。加えて、金権腐敗の原因を的外れな選挙制度に求め、三割、四割台の得票で国会の圧倒的多数を独占できる「小選挙区制」の導入を政治改革の柱に据えようとする、極めて反動的な内容を持つものである。また、政府提案の予算案は、バブルでもうけを独り占めしていた大銀行・大企業を再び救済するもので、不況と大企業の横暴という二重の苦しみにあえぐ中小企業・労働者に背を向けたものである。この間、政府も緊急融資枠の拡大など、国民の要求の強さに一定の譲歩をしているが、これでは不十分である。私たちは、世界の流れに逆らう軍事費の増大をやめ、大企業中心の大型プロジェクトではなく、大幅減税(賃上げ)・社

会保障、福祉の充実で内需を拡大するという国民本位の景気対策を要求する。ついで、国民生活の安定と社会の民主的発展のため、次の事項について実現を図りたい。

一、国民の購買力向上と、中小企業への低利融資の拡大、消費税の廃止と大幅減税など、国民生活改善に真に実効ある不況対策を実行すること。

平成五年四月九日印刷

平成五年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局